

枚方市議会定例会議案書

(令和5年9月定例会)

目 次

報告第12号	令和4年度枚方市土地開発公社の経営状況について	…	1
報告第13号	令和4年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況について	…	11
報告第14号	債権の放棄について	…	29
報告第15号	令和4年度枚方市基金の運用状況について	…	32
報告第16号	令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	…	36
報告第17号	専決事項の報告について	…	37
	専決第6号 損害賠償の額を定めることについて	…	38
	専決第7号 損害賠償の額を定めることについて	…	40
	専決第8号 損害賠償の額を定めることについて	…	42
	専決第9号 損害賠償の額を定めることについて	…	44
認定第1号	令和4年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について	…	46
認定第2号	令和4年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	…	47
認定第3号	令和4年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について	…	48
認定第4号	令和4年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	…	49
認定第5号	令和4年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	…	50
認定第6号	令和4年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	…	51
認定第7号	令和4年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について	…	52
認定第8号	令和4年度大阪府枚方市水道事業会計決算の認定について	…	53
認定第9号	令和4年度大阪府枚方市病院事業会計決算の認定について	…	54
認定第10号	令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計決算の認定について	…	55
議案第29号	令和5年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第5号）	…	57
議案第30号	令和5年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	…	177
議案第31号	令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第2号）	…	195
議案第32号	令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	…	213
議案第33号	令和5年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第3号）	…	225
議案第34号	令和5年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第2号）	…	232
議案第35号	令和5年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第1号）	…	248
議案第36号	令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第1号）	…	264
議案第38号	東部大阪都市計画杉三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	…	284
議案第39号	枚方市国民健康保険条例の一部改正について	…	288
議案第40号	災害派遣手当等に関する条例の一部改正について	…	304
議案第41号	枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例の一部改正について	…	307
議案第42号	枚方市基金条例の一部改正について	…	312

議案第43号	枚方市保健所事務手数料条例及び枚方市旅館業法施行条例の一部改正について	…	315
議案第44号	枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	…	325
議案第45号	枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について	…	328
議案第46号	枚方市小中学校体育館空調設備整備D B O事業請負契約締結について	…	335
議案第47号	御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2請負変更契約締結について	…	369
議案第48号	長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）請負変更契約締結について	…	372
議案第49号	財産（消防団ポンプ車両）の取得について	…	375
議案第50号	令和4年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	…	377
議案第51号	令和4年度大阪府枚方市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	…	378
議案第52号	令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	…	379

報告第12号

令和4年度枚方市土地開発公社の経営状況について

令和4年度枚方市土地開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度枚方市土地開発公社事業報告書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

1 公有用地取得事業

区分	取得面積 (㎡)	用地費等の金額(円)	利息 (円)	計 (円)
道路施設用地	1,395.01	698,314,561	22,267,463	720,582,024
枚方藤阪線用地	99.76	194,136,300	483,697	194,619,997
中振交野線用地	14.44	21,479,060	5,782,340	27,261,400
牧野長尾線用地	—	—	3,532,102	3,532,102
長尾春日線用地	—	—	6,720,453	6,720,453
長尾杉線(杉工区)用地	—	—	311,712	311,712
長尾杉線(長尾工区)用地	1,280.81	482,699,201	5,437,159	488,136,360
公園施設用地	—	—	12,689,032	12,689,032
中振中央公園用地	—	—	12,689,032	12,689,032
その他施設用地	—	2,153,800	64	2,153,864
東部清掃工場用地	—	2,153,800	64	2,153,864
合計(8事業用地)	1,395.01	700,468,361	34,956,559	735,424,920

(注) 用地費等の金額は、用地費、補償費、直接経費及び管理費の合計です。

2 公有用地処分事業

区分	売却面積 (㎡)	売却原価 (円)	売却収益 (円)
道路施設用地	6,297.42	849,074,590	856,782,240
中振交野線用地	80.97	20,159,164	20,353,311
牧野長尾線用地	766.13	371,769,738	374,757,844
長尾杉線(杉工区)用地	2,974.14	132,882,032	171,447,349
長尾杉線(長尾工区)用地	2,476.18	324,263,656	290,223,736
公園施設用地	1,236.75	299,598,315	301,413,360
中振中央公園用地	1,236.75	299,598,315	301,413,360
合計 (5事業用地)	7,534.17	1,148,672,905	1,158,195,600

(注) 売却原価は、用地費、補償費、直接経費、管理費及び利息の合計です。

令和4年度枚方市土地開発公社損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

単位:円

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益		1,158,195,600
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価		<u>1,148,672,905</u>
	事業総利益		9,522,695
3	販売費及び一般管理費		<u>2,702,385</u>
	事業利益		6,820,310
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	150	
	(2) 雑収益	<u>6,700</u>	<u>6,850</u>
	当期純利益		<u>6,827,160</u>

付 表

販売費及び一般管理費

(単位:円)

節		
1	人件費	1,532,769
	(1) 報酬	1,520,475
	(2) 給料	—
	(3) 手当	—
	(4) 法定福利費	12,294
2	経費	1,169,616
	(1) 賃金	—
	(2) 旅費	9,500
	(3) 需用費	56,910
	(4) 役務費	75,094
	(5) 委託料	66,000
	(6) 使用料・賃借料	185,312
	(7) 負担金補助及び交付金	35,200
	(8) 公租公課	20,000
	(9) 減価償却費	721,600
	計	2,702,385

令和4年度枚方市土地開発公社貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

単位:円

資 産 の 部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	928,250,916	
	(2) 公有用地	<u>4,599,007,158</u>	
	流動資産合計		5,527,258,074
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 工具、器具及び備品	359,675	
	減価償却累計額	<u>359,673</u>	<u>2</u>
	有形固定資産合計		2
	(2) 無形固定資産		
	ア その他の無形固定資産	<u>2,164,800</u>	
	無形固定資産合計	2,164,800	
	(3) 投資その他の資産		
	ア 長期定期預金	<u>5,000,000</u>	
	投資その他の資産合計	5,000,000	
	固定資産合計		<u>7,164,802</u>
	資産合計		<u>5,534,422,876</u>

負 債 の 部

1	流動負債		
	(1) 短期借入金	4,600,000,000	
	(2) 未払金	294,507,009	
	(3) 未払費用	109,705	
	(4) 預り金	14,437	
	(5) 前受収益	<u>6,700</u>	
	流動負債合計		4,894,637,851
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	450,000,000	
	固定負債合計		<u>450,000,000</u>
	負債合計		<u>5,344,637,851</u>

資 本 の 部

1	資本金		
	(1) 基本財産	<u>5,000,000</u>	
	資本金合計		5,000,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	177,957,865	
	(2) 当期純利益	<u>6,827,160</u>	
	準備金合計		<u>184,785,025</u>
	資本合計		<u>189,785,025</u>
	負債資本合計		<u>5,534,422,876</u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

単位:円

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	1,158,195,600
土地造成事業収入	0
その他事業収入	6,700
補助金等収入	0
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	△ 519,487,581
土地造成事業支出	0
取得に係る支出	0
管理に係る支出	0
その他事業支出	0
人件費支出	△ 1,531,696
その他の業務支出	△ 448,178
小計	636,734,845
利息の受取額	150
利息の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー計	636,734,995 A

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー計	0 B

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入	4,600,000,000
短期借入金の返済による支出	△ 5,100,000,000
長期借入による収入	0
長期借入金の返済による支出	0
公社債の発行による収入	0
公社債の償還による支出	0
金銭出資の受入れによる収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー計	△ 500,000,000 C

IV 現金及び現金同等物増加額(又は減少額) 136,734,995 D 現金 (A+B+C)

V 現金及び現金同等物期首残高 791,515,921 E 前年度末現金

VI 現金及び現金同等物期末残高 928,250,916 本年度末現金 (D+E)

令和4年度枚方市土地開発公社財産目録

(令和5年3月31日現在)

資 産 の 部

1 流動資産 5,527,258,074 円

(1) 現金及び預金 928,250,916 円

種類	金額 (円)	預入先	備考
普通預金	928,250,916	りそな銀行	

(2) 公有用地 4,599,007,158 円

区 分	保有面積(m ²)	用地費等の金額(円)	利息 (円)	計 (円)	取得年度
道路施設用地	10,004.25	2,439,428,016	585,653,328	3,025,081,344	
枚方藤阪線用地	168.81	238,701,200	1,953,195	240,654,395	平成18年度外
中振交野線用地	1,631.14	559,126,932	275,485,834	834,612,766	平成4年度外
牧野長尾線用地	179.09	158,551,700	45,579,425	204,131,125	平成11年度外
長尾春日線用地	6,377.67	712,794,067	257,686,604	970,480,671	平成4年度外
長尾杉線(長尾工区)用地	1,647.54	770,254,117	4,948,270	775,202,387	令和2年度外
公園施設用地	9,421.92	1,063,576,418	508,195,532	1,571,771,950	
中振中央公園用地	9,421.92	1,063,576,418	508,195,532	1,571,771,950	平成元年度外
その他施設用地	—	2,153,800	64	2,153,864	
東部清掃工場用地	—	2,153,800	64	2,153,864	令和4年度
合計(7事業用地)	19,426.17	3,505,158,234	1,093,848,924	4,599,007,158	

(注1) 用地費等の金額は、用地費、補償費、直接経費及び管理費の合計額です。

(注2) 用地費等の金額及び利息の合計額が簿価額です。

2 固定資産	7,164,802 円
(1) 有形固定資産	2 円
ア 工具、器具及び備品	2 円

(単位:円)

種類	数量	単価	取得価額	残存価額	減価償却対象価額	前期末減価償却累計額	当期減価償却額	当期末減価償却累計額	当期末残高	備考
応接セット	1	104,000	104,000	1	103,999	103,999	0	103,999	1	昭和56年5月7日取得
文書細断機	1	255,675	255,675	1	255,674	255,674	0	255,674	1	平成11年3月1日取得
合計			359,675	2	359,673	359,673	0	359,673	2	

(注)減価償却は間接法による定額法によります。

(2) 無形固定資産	2,164,800 円
ア その他の無形固定資産	2,164,800 円

種類	金額(円)	減価償却額	前期末減価償却累計額	当期減価償却額	当期末残高	備考
土地管理システム(改良)	3,608,000	1,443,200	721,600	721,600	2,164,800	令和2年9月11日取得
合計	3,608,000	1,443,200	721,600	721,600	2,164,800	

(注)減価償却は直接法による定額償却によります。

(3) 投資その他の資産	5,000,000 円
ア 長期定期預金	5,000,000 円

種類	金額(円)	預入先	備考
2年満期定期預金	5,000,000	りそな銀行	基本財産(S48. 1. 22設立出資金)
合計	5,000,000		

資産合計 5,534,422,876 円

負債の部

1 流動負債	4,894,637,851 円
(1) 短期借入金	4,600,000,000 円

借入先	借入金額(円)	備考
りそな銀行(注1)	2,600,000,000	証書借入
NTT・TCリース(株)(注1)	300,000,000	〃
北河内農業協同組合(注2)	750,000,000	〃
りそな銀行(注3)	950,000,000	〃
合計	4,600,000,000	

(注1) りそな銀行を幹事金融機関としたシンジケートローンで、利率(毎月払い)は1ヵ月TIBOR+スプレッド'0.40%、その他手数料(当初一括払い)としてアレソジャフィー0.3520%、エージェントフィー0.0330%及び弁護士費用(利率換算0.00379%)となっており、決算期実効利率は、0.86697%となっています。

(注2) 北河内農業協同組合の利率は、0.300%となっています。

(注3) りそな銀行の利率は1ヵ月TIBOR+スプレッド'0.40%となっています。

(2) 未払金	294,507,009 円
ア 事業未払金	294,507,009 円

科目	金額(円)	備考
公有用地		
用地費	57,752,729	長尾杉線(長尾工区)用地、中振交野線用地外
補償費	236,754,280	長尾杉線(長尾工区)用地、中振交野線用地外
合計	294,507,009	

(3) 未払費用 109,705 円

科目		金額 (円)	備考	
販売費及び 一般管理費	人件費	報酬	103,977	3月分短時間勤務職員報酬
	経費	役務費	5,728	3月分電話料
	合 計		109,705	

(4) 預り金 14,437 円

種類	金額 (円)	備考
諸預り金	14,437	所得税、府・市民税特別徴収分

(5) 前受収益 6,700 円

種類	金額 (円)	賃貸契約期間	備考
保有地賃貸に係る未経過使用料	2,500	令和4年4月1日～令和7年3月31日	中振交野線用地(関電)
	3,800	令和4年4月1日～令和7年3月31日	牧野長尾線用地(関電)
	400	令和4年4月1日～令和7年3月31日	牧野長尾線用地(オプテージ)
合 計	6,700		

2 固定負債 450,000,000 円

(1) 長期借入金 450,000,000 円

借入先	借入金額 (円)	備考
北河内農業協同組合	450,000,000	証書借入
合 計	450,000,000	

(注1) 北河内農業協同組合からの借入利率は、0.700%となっています。

負債合計 5,344,637,851 円

監査意見書

枚方市土地開発公社定款第24条の規定により、理事長提出の令和4年度決算に係る事業報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録に基づき、関係帳簿並びに証書類監査の結果、その計数は正確であり、業務執行についても適正であると認めます。

なお、長期保有地については、公社の経営健全化を図る観点から、枚方市と事業用地の買戻し促進の協議を引き続き進められるよう申し添えます。

令和5年（2023年）5月22日

枚方市土地開発公社

監事 服部 秀人

監事 西岡 孝

枚方市土地開発公社

理事長 藤原 卓也 殿

報告第13号

令和4年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況について

令和4年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度 事業報告

公益目的事業

《市民スポーツ普及啓発事業》(※)＝新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により新たに実施した事業

1. スポーツ大会事業

(1)総合体育大会等の運営及び選手派遣(枚方市からの受託事業)

①枚方市春季・秋季総合体育大会

春季秋季総合体育大会 総合開会式	開催日	開催場所	参加者数
	4/3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	

種目	主管団体	春季大会			秋季大会		
		開催日	会場	参加者数	開催日	会場	参加者数
陸上競技	陸上競技協会	5/22	たまゆら陸上競技場	748名	9/25	たまゆら陸上競技場	677名
軟式野球	軟式野球連盟	2/4～5/8	市内各グラウンド	1,043名	6/12～12/4	市内各グラウンド	1,158名
ソフトテニス	ソフトテニス連盟	4/17	伊加賀テニスコート・ パナソニックテニスコート	100名	9/18	伊加賀テニスコート・ パナソニックテニスコート	163名
卓球	卓球連盟	5/22	KTM河本工業総合体育館	303名	10/30	KTM河本工業総合体育館	297名
柔道	柔道連盟	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-	9/11	KTM河本工業総合体育館	27名
バレーボール (家庭婦人)	バレーボール連盟	4/13・14	KTM河本工業総合体育館	250名	10/19・20	KTM河本工業総合体育館	220名
バレーボール (一般)		4/17		145名	9/25		121名
スキー	スキー協会	-	-	-	2/25	ハチ高原スキー場	36名
完歩ツアー	野外活動協会	4/29	奈良・飛鳥周辺	66名	11/3	奈良・馬見丘陵周辺	117名
剣道	剣道連盟	6/5	KTM河本工業総合体育館	147名	11/20	KTM河本工業総合体育館	613名
サッカー	サッカー連盟	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-	10/2～11/27	市内各グラウンド	250名
水泳	水泳協会	-	-	-	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-
ラグビー	ラグビー連盟	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-
テニス	テニス協会	4/10・5/8・22・29・ 6/12	パナソニック・春日・王仁公園 テニスコート	367名	10/2	王仁公園テニスコート	145名
少林寺拳法	少林寺拳法協会	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-	11/3	KTM河本工業総合体育館	185名
ソフトボール	ソフトボール協会	3/27～7/31	伊加賀スポーツセンター運動広場 他	498名	9/4～3/12	東部スタジアム他	561名
空手道	空手道連盟	5/5	KTM河本工業総合体育館	308名	12/4	KTM河本工業総合体育館	114名
バドミントン	バドミントン連盟	4/24・5/8	KTM河本工業総合体育館	317名	10/16・11/6	KTM河本工業総合体育館	415名
相撲	相撲連盟	5/15	王仁公園相撲場	39名	11/6	王仁公園相撲場	114名
バスケットボール(一般男女)	バスケットボール協会	5/14・15・21・ 28・29	KTM河本工業総合体育館	164名	10/2・15・22・ 23・29	KTM河本工業総合体育館	226名
バスケットボール(ミニ)							
カヌー	カヌー協会	5/29	淀川(御幸橋～枚方大橋)	22名	11/5	宇治川	22名
ゲートボール	ゲートボール協会	4/14	たまゆら陸上競技場	52名	9/8	たまゆら陸上競技場	57名
弓道	弓道連盟	6/26	渚市民体育館	28名	11/20	渚市民体育館	27名
スポーツチャンバラ	スポーツチャンバラ協会	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-	10/23	KTM河本工業総合体育館	192名
グラウンド・ゴルフ	グラウンド・ゴルフ連合会	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-	9/10	伊加賀スポーツセンター運動広場	326名
ドッジボール	ドッジボール協会	6/12	KTM河本工業総合体育館	115名	12/25	KTM河本工業総合体育館	140名
ソフトバレーボール	ソフトバレーボール協会	6/26	KTM河本工業総合体育館	160名	9/11	KTM河本工業総合体育館	172名
インディアカ	インディアカ協会	6/5	渚市民体育館	56名	11/6	渚市民体育館	55名
小 計				4,928名	小 計		6,430名
合 計						11,358名	

②第72回北河内地区総合体育大会・第76回大阪府総合体育大会

種目	種別	北河内地区総合体育大会			大阪府総合体育大会		
		■派遣人数 329人			■派遣人数 200人		
		開催日	会場	成績	開催日	会場	成績
軟式野球	一般の部	6/19・7/10	寝屋川公園第2野球場 私部公園グラウンド	準優勝	8/28・9/4・11	豊島公園野球場	地区予選敗退
	一般2部	7/3・17	寝屋川公園第2野球場 深北緑地軟式野球場	準優勝	8/28・9/4・11	箕面市立市民野球場	地区予選敗退
ソフトボール	一般男子	6/19・7/3	深北緑地球技広場	第3位	8/28・9/4・11	摂津市スポーツ広場	地区予選敗退
	一般女子			優勝	8/28・9/4・11	島本町水無瀬川緑地公園スポーツ広場	優勝
	男子2部	6/26・7/3	大東市立龍間運動広場	第3位	8/28・9/4・11	摂津市スポーツ広場	地区予選敗退
	女子2部			不参加	8/28・9/4・11	島本町水無瀬川緑地公園スポーツ広場	不参加
サッカー	一般男子	6/26・7/3・17	寝屋川公園陸上競技場 深北緑地球技広場	1回戦敗退	8/28・9/4	高槻市立総合スポーツセンター 陸上競技場	地区予選敗退
バレーボール	一般男子	6/26	大東市立市民体育館	不参加	9/4	吹田市立目俵体育館	不参加
	一般女子			不参加	8/21	茨木市立市民体育館	不参加
	女子2部	6/19	KTM河本工業総合体育館	第3位	8/28	高槻市立古首部防災公園体育館	地区予選敗退
バスケットボール	一般男子	7/3・10	守口市西部コミュニティ レクリエーションホール	1回戦敗退	8/21	箕面市立第一総合運動場 スカイアリーナ	地区予選敗退
	一般女子			優勝	8/28	箕面市立第二総合運動場 体育館	第3位
卓球	一般男子	6/26	門真市立総合体育館	優勝	—	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
	一般女子			第3位			
	男子2部			優勝			
	女子2部			優勝			
バドミントン	一般男子	6/26	四條畷市立 市民総合体育館 (サン・アリーナ26)	1回戦敗退	8/28	豊泉家千里体育館	地区予選敗退
	一般女子			第3位			第3位
	男子2部			準優勝			地区予選敗退
	女子2部			優勝			1回戦敗退
テニス	一般男子	6/12・7/3	寝屋川公園テニスコート	優勝	8/28・9/4	マリinfeld 豊中テニスコート	優勝
	一般女子			優勝			1回戦敗退
ソフトテニス	一般男子	6/19・7/3	伊加賀スポーツセンター テニスコート	優勝	8/28・9/11	高槻市立荻谷総合公園 テニス場	1回戦敗退
	一般女子			準優勝			1回戦敗退
柔道	一般男子	—	—	—	9/11	吹田市立武道館「洗心館」	優勝
	一般女子	—	—	—			
剣道	一般の部	—	—	—	8/28	池田市五月山体育館	2回戦敗退
弓道	一般男子	—	—	—	9/4	吹田市立武道館「洗心館」	第5位
	一般女子						第3位
成績	男子総合	優勝		62.0点	第7位		41.5点
	女子総合	優勝		54.5点	第6位		35.5点
	男女総合	優勝		116.5点	第7位		77.0点
(参考) 男女総合順位	優勝	枚方市		116.5点	優勝	豊中市	163.0点
	準優勝	大東市		103.5点	準優勝	堺市	135.0点
	第3位	寝屋川市		96.5点	第3位	茨木市	108.0点

③第72回北河内地区駅伝競走大会

期日＝令和5年2月5日(日) 会場＝淀川河川公園枚方地区周回コース 天候＝晴 派遣人数＝70名

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
Aチーム	第1位	第1位	第1位	第1位
Bチーム	DNF	－	第2位	第4位
Cチーム	－	－	第4位	第7位

(参考) 各種目上位順位

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
第1位	枚方市A	枚方市	枚方市A	枚方市A
第2位	門真市B	－	枚方市B	交野市A
第3位	－	－	大東市A	守口市A

* 一般男子＝1区において3チームが3km折返し失格

④第72回大阪府市町村対抗駅伝競走大会

期日＝令和5年2月19日(日) 会場＝服部緑地陸上競技場・服部緑地周回コース 派遣人数＝43名

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
Aチーム	第3位	第3位	第2位	第11位

(参考) 各種目上位順位

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
第1位	吹田市A	吹田市A	茨木市A	堺市A
第2位	豊中市A	東大阪市A	枚方市A	豊中市A
第3位	東大阪市A	枚方市A	堺市A	茨木市A
	枚方市A			

⑤枚方市長杯争奪軟式野球大会、三島・北河内地区対抗柔道大会、枚方市駅伝競走大会、枚方ラグビーカーニバル、枚方市小学生スポーツcarnival

大会名	開催日	開催場所	参加者数
枚方市長杯争奪軟式野球大会	5/8～6/26	市内各グラウンド	一般 58チーム(1,160名)、 学童 13チーム、ジュニア 11チーム(計 480名)
三島・北河内地区対抗柔道大会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
枚方市駅伝競走大会	12/11	淀川河川公園枚方地区	一般男子 14チーム、一般女子 5チーム、 中学男子 20チーム、中学女子 9チーム(計 374名)
2022枚方ラグビーカーニバル	6/19	たまゆら陸上競技場	参加者数483名(講習会250名、招待試合233名)
枚方市小学生スポーツcarnival	11/6	たまゆら陸上競技場	小学5,6年 102名、小学3,4年 130名、 小学1,2年 131名 (計 363名)

(2)競技大会開催事業(主催事業)

事業名	開催日	開催場所	参加者数
第46回「新春走ろうかい」-ひらかたハーフマラソン-	1/9	淀川左岸河川敷コース	2,566名
オンラインの部同時開催	1/1～1/15	淀川左岸河川敷コース・モデルコース他	93組(98名)
ひらかた市民オリンピック	10/10	たまゆら陸上競技場	288名

(3)枚方市こども夢基金活用事業

①スポーツチャレンジフェスタ

開催日:2月11日(土・祝) 場所:ひらかたパーク イベントホール I

時間:[スポーツ体験第一部] 午前10時~正午 [講演会] 午後1時~2時 [スポーツ体験 第二部] 午後2時30分~4時30分

内容:車いすソフトボールとシッティングバレーボールの体験と中西麻耶選手による講演会イベント

事前申込者数:スポーツ体験第一部 68名、第二部 68名、講演会 62名

当日参加者数:スポーツ体験第一部 53名、第二部 56名、講演会 40名

②ダイコロ枚方市武道祭

日時:3月18日(土) 午後1時~午後4時30分 場所:KTM河本工業総合体育館 メインアリーナ

内容:柔道オリンピック2連覇の大野将平選手などゲスト講師6名による、武道を「みる・きく・する」をテーマとしたイベント

体験教室事前申込者数:139名

体験教室当日参加者数:126名 保護者:183名 観覧者:261名

2. スポーツ啓発事業

(1)スポーツ教室事業

①健康スポーツ事業

事業名	開催日(回数)	開催場所	参加者数
楽10体操 定期講習会	270回	KTM河本工業総合体育館・渚市民体育館・伊加賀スポーツセンター体育館・イズミヤ	延べ4,959名
朝活教室	4クール 47回	サプリ村野 会議室(203号室)	延べ1,145名
ボディバランスチェック体験			
1)からだのゆがみチェック	1/20	KTM河本工業総合体育館	10名
2)体組成計測定	1/25	渚市民体育館	15名
オンラインスポーツ動画配信	通年	当協会YouTubeチャンネル37動画	総再生回数 約94,000回
オンライン教室	7/29~8/26	夏バテ解消ヨガストレッチ	参加 8名
	11/25~12/23	キレイな姿勢メイク	参加 11名
	2/18~3/18	時短で脂肪燃焼トレーニング	参加 13名

②オーダーメイドプログラム(健康パッケージ提供事業)

事業名	開催日(回数)	開催場所	参加者数	
オーダーメイドプログラム	地域団体	108回	枚方体操クラブ	延べ1,611名
	企業・団体社員	47回	日本精線株式会社・河本工業株式会社	延べ1,215名

③枚方市内企業へ健康経営の取り組み

事業内容	開催日等	開催場所	参加者数
健康プログラムの提供	9/15	枚方T-SITE	52名
健康経営セミナー	9/28 (第1部)	枚方市総合文化芸術センター 別館	(事前申し込み) 会場19名・オンライン61名
	15時00分~15時50分 (第2部)		(当日) 会場15名・オンライン45名
	16時00分~16時55分		(視聴回数 74回)
健康経営企業相談		・ホソカワミクロン株式会社 ・江崎グリコ株式会社 ・大塚製薬株式会社 ・枚方信用金庫 ・株式会社松井製作所・大越なごみの森診療所 ・浜崎電設株式会社 ・フロム・シェフ株式会社 ・合同会社COREHITS ・株式会社関西ぱど	

④各種スポーツ事業

事業名	開催日	開催場所	参加者数
ウォーキングエクササイズ (令和4年10月から名称変更:ボディシェイプ) ピラティス、ハワイアンフラ他	通年	KTM河本工業総合体育館・ヨミハン大津ビル他	延べ3,357名

(2)高齢者健康スポーツ教室事業(枚方市からの受託事業)

大会名	開催日	開催場所	参加者数(内容)
ひらかた健活フェスタ	6/4	淀川河川公園アクアシアター	817名(内ライブ配信26名)
ひらかた元気くらわんか体操	通年	生涯学習市民センター等	マスター教室 延べ367名
	通年	生涯学習市民センター等	介護予防、少しもの知り隊講座(全3クール) 延べ172名
	3/23	ラポールひらかた	普及リーダーフォローアップ講習会 23名(内オンライン6名)
	通年	市内集会所他	継続支援講座 8団体(延べ79名)
	3/2	ラポールひらかた	実践グループ交流会 15団体(延べ25名)

(3)スポーツサポーターズバンク事業

()内はオンライン参加者数

事業名	開催日	開催場所(団体)	参加者数
楽10インストラクター養成講座	5/14	サブリ村野交流室及びオンライン	1名(3名)
	12/3		
ポストコロナ時代に向けた高齢者運動指導の基礎知識	8/7	渚市民体育館会議室	31名(10名)
楽10インストラクターフォローアップ講習会	5/14	サブリ村野交流室及びオンライン	13名(9名)
	12/3		
※ 動画フォローアップ研修(動画配信)	LINE配信回数	8回、登録者数	23アカウント
発育発達期から青年期を支えるスポーツ・運動指導者講習会	10/29	渚市民体育館会議室	14名(3名)
指導者研修(役職員含む)「スポーツ現場におけるハラスメント対策」 大学非常勤講師/大阪労災職業病対策連絡会 藤野 ゆき氏	3/11	①サブリ村野交流室及びオンライン ②YouTubeチャンネル	① 15名(6名) ②視聴回数 120回
講師派遣事業	通年	JA北河内、枚方市総合文化芸術センター他	派遣回数 56回

(4)障害者社会参加促進事業(スポーツ講習会)(枚方市からの受託事業)

事業内容	開催日	開催場所	参加者数
eスポーツ体験会	7/9	渚市民体育館	19名
ポッチャ体験会	9/10	渚市民体育館	27名
車いすバドミントン体験会	1/22	渚市民体育館	18名

(5) 賑わい創出事業

① ひらかた街ぶらロゲイニング

日時: 3月19日(日) 午前10時00分～午後3時00分 場所: ニッペパーク岡東中央

内容: 子どもから大人まで楽しみながら枚方のスポットを巡り、ゲーム感覚でスポーツに興味関心を持ちながら、枚方の新しい魅力・発見を街歩きで見つけて健康づくりができるイベント。公園内では体験種目の実施。

参加者数: 事前申し込み 30チーム 89名・当日参加者数 25チーム 78名

② 親子わくわくパークフェスタ ※雨天のため中止

日時: 3月26日(日) 午前9時00分～午後4時00分 場所: ニッペパーク岡東中央

内容: 公園で気軽にいろんなスポーツにチャレンジできる場所を提供することで、親子でスポーツを楽しんでもらい、スポーツに興味や関心を持ってもらえるイベント

参加者数: 有料事前申込者 145名

※雨天予報のため前日に中止決定を行ったが、当日には代替プログラムとしてリズム体操のライブ配信を実施

(3/26～3/31: 93回視聴)

(6) 他団体との協力事業 (障害者・高齢者・子ども・健常者等とのコミュニティスポーツ事業)

事業名	開催日	開催場所	参加者数
淀川河川公園ふれあいマラソン大会	11/20	雨天のため2/5に延期	-
みんな集まれ! レク・スポフェスタに参画	2/5	淀川河川公園 枚方地区	1,403名
トリプルバドミントン交流大会(みんなの学校 とれぶりんか) ※共催	2/11	渚市民体育館	100名

(7) スポーツ情報提供事業

事業名	貸出先	ビデオ・DVD貸出	図書貸出
スポーツ図書 ・ビデオ貸出事業	① 渚市民体育館	21本	2冊
	② KTM河本工業総合体育館	12本	0冊
	③ たまゆら陸上競技場	3本	0冊

(8)スポーツ振興特別事業

①加盟団体スポーツ教室

種目団体名	教室等事業名	開催日
枚方市陸上競技協会	2022ジュニア陸上競技クリニック	12/3
枚方市軟式野球連盟	審判講習会	5/7
枚方市ソフトテニス連盟	初心者ソフトテニス教室	4/13～6/15(全10回)
枚方市卓球連盟	中学生卓球講習会	8/24
枚方市柔道連盟	柔道体験教室	6/12
枚方市バレーボール連盟	チーム審判指導講習会	4/22
枚方スキー協会	スキー準指導員養成講習会及び検定	12/17～18
枚方市野外活動協会	雪山登山教室	2/18
枚方市剣道連盟	小中学生練成会、枚方練成会	7/31・1/21・3/19
枚方市サッカー連盟	審判講習会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
枚方市水泳協会	学童スイミングクラブ	7/25・8/1
枚方市ラグビー連盟	ラグビー指導者講習会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
枚方市テニス協会	車いすテニス教室	4/1～3/31(全9回)
枚方市少林寺拳法協会	少林寺拳法教室	11/20
枚方市ソフトボール協会	審判員伝達研修会	3/26
枚方市空手道連盟	空手道新ルール講習会	2/12
枚方市バドミントン連盟	初・中級者バドミントン講習会	2/19
枚方市相撲連盟	相撲教室	5/1・8、10/23・30
枚方市バスケットボール協会	指導者・審判・オフィシャル講習会	4/3～3/21(全3回)
枚方市カヌー協会	木津川カヌーツーリング	7/27
枚方市ゲートボール協会	審判員技能研修会・親睦大会	5/26、10/6・27、11/10
枚方市弓道連盟	弓道錬成教室	4/16～3/18(全12回)
枚方市スポーツチャンバラ協会	スポーツチャンバラ体験会	4/16・23、5/21・28、6/18・25
枚方市グラウンド・ゴルフ連合会	グラウンド・ゴルフ教室	5/14、6/4、10/8、11/5
枚方市ドッジボール協会	ボールは友だちフェスタ(ドッジボール教室)	5/22、11/20
枚方市ソフトバレーボール協会	審判講習会	5/29
枚方市インディアカ協会	インディアカ教室	4/23、7/2、10/1、1/28

②事務局職員等講習会参加事業

項目	実施時期	参加人数	備考
健康経営関係のオンラインセミナー	年間	2名	
スポーツ庁事業関係のオンラインセミナー	年間	2名	
第43回日本臨床運動療法学会(会場)	9/3・9/4	2名	
学校部活動地域移行に関するオンラインセミナー	年間	1名	

3. スポーツ施設活用事業

(1)指定管理者制度に伴う施設管理運営

①渚市民体育館管理事業(指定管理事業)

●利用者数 ◎団体利用 4,534件 75,682名 ◎個人利用 32,159名

②枚方市立総合スポーツセンター管理事業(指定管理事業)

●利用者数 ■総合体育館 ◎団体利用 5,285件 131,974名 ◎個人利用 43,407名
 ■陸上競技場 ◎団体利用 279件 34,049名 ◎個人利用 19,364名
 ■藤阪テニスコート ◎申込件数 3,396件
 ■春日テニスコート ◎申込件数 7,599件
 ■藤阪東町テニスコート ◎申込件数 2,406件

(2)枚方市内民間企業スポーツ施設開放事業(枚方市からの受託事業)

企業名	施設名	開放件数	申込件数
日本精線(株)	テニスコート	580	548
パナソニック スポーツ(株)	体育館	2	2
	別館	0	0
	テニスコート	2,950	433
	グラウンド	8	8
コマツ大阪工場	テニスコート	736	703

4. その他協力事業

事業名	開催日	備考
第23回「枚方市民チャリティゴルフ大会」	9/5	実行委員会に参画、実行委員会事務局
健康医療都市ひらかたコンソーシアム	通年	西邨会長＝委員
枚方市スポーツ推進審議会	通年	西邨会長＝委員
枚方フェスティバル協議会	通年	服部副会長＝監査
枚方市社会教育委員	通年	服部副会長＝委員
市民憲章を推進する会	通年	弓手副会長＝運営委員
枚方市社会福祉協議会	通年	弓手副会長＝評議員

《総合型地域スポーツクラブの運営・支援事業》

1. 入会状況(令和5年3月31日現在)

◎レギュラー 196名 ◎中学生以下 277名 ◎ファミリー 11名 合計 484名

収益事業

《利用者の利便性向上事業》

1. 物品販売による施設利用者の利便性向上事業:スポーツ関係品の販売等
2. ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブオリジナルグッズの作成・販売事業

その他の事業

《スポーツ施設の管理運営事業》

1. 都市公園有料施設管理事業(指定管理事業)

(1) テニスコート・バレーボールコート・運動広場

●利用者数	■テニスコート	◎申込件数	7,854件
	■バレーボールコート	◎申込件数	2,280件
	■運動広場 (王仁公園)	◎申込件数	1,020件
	(中の池公園)	◎申込件数	959件
	(香里ヶ丘中央公園)	◎申込件数	1,049件

(2) 王仁公園プール

●開場期間 ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉場。

2. 枚方市野外活動センター業務(枚方市からの受託事業)

●受託期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
●団体数	1,018団体	利用者数	12,854名(幼児1,237名含む)
	◎日帰り＝	515団体	8,722名(幼児853名含む)
	◎宿泊＝	503団体	4,132名(幼児384名含む)

3. ひらかた東部スタジアム管理運営事業(枚方市からの受託事業)

●受託期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
●申込件数	1,053件

4. その他施設事業

事業名	開催日	開催場所	延べ参加者数
はじめてのトレイルランニング教室	12/4	枚方市野外活動センター他	10名
サッカー教室、グラウンド・ゴルフDAY他	年間	都市公園有料施設他	3,456名

正味財産増減計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	令和4年度	令和3年度	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
公益目的事業	333,211,402	298,256,627	34,954,775
市民スポーツ普及啓発事業	309,901,195	282,433,899	27,467,296
スポーツ大会事業収益	22,387,680	17,337,354	5,050,326
受取総合体育大会等事業運営費	32,376,100	28,609,998	3,766,102
受取枚方市小学生スポーツcarnival運営費	2,063,754	457,714	1,606,040
受取枚方ラグビーカーニバル運営費	1,009,000	0	1,009,000
受取東京2020オリンピック・パラリンピック関連イベント	0	698,000	▲ 698,000
スポーツ啓発事業収益	6,561,412	15,734,800	▲ 9,173,388
受取補助金	33,940,563	32,728,440	1,212,123
受取高齢者スポーツ事業運営費	4,410,200	1,819,720	2,590,480
受取こども夢基金事業運営費	3,465,894	0	3,465,894
受取障がい者スポーツ事業運営費	378,000	2,000,000	▲ 1,622,000
スポーツ施設管理運営収益	198,703,346	178,231,198	20,472,148
渚市民体育館収益	68,071,541	60,861,043	7,210,498
総合スポーツセンター収益	130,631,805	117,370,155	13,261,650
枚方市民間施設開放事業費	4,015,000	4,029,640	▲ 14,640
基本財産運用益	12,500	12,500	0
諸収益	7,746	4,535	3,211
受取負担金	270,000	270,000	0
受取寄付金	300,000	500,000	▲ 200,000
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	23,310,207	15,822,728	7,487,479
収益事業	5,113,432	3,432,856	1,680,576
利用者の利便性向上事業	5,113,432	3,432,856	1,680,576
スポーツ施設管理運営収益(公益目的事業)	2,413,248	1,660,586	752,662
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	891,500	772,190	119,310
スポーツ施設管理運営収益(その他事業)	1,738,020	978,330	759,690
協会事業収益	70,664	21,750	48,914
その他の事業	46,543,241	112,309,297	▲ 65,766,056
受取委託金	34,205,500	34,864,714	▲ 659,214
受取野外活動センター事業運営費	25,793,500	27,039,798	▲ 1,246,298
受取ひらかた東部スタジアム管理運営費	8,412,000	7,824,916	587,084
スポーツ施設管理運営収益	9,712,541	75,465,313	▲ 65,752,772
都市公園有料施設管理運営費収益	9,711,874	75,464,871	▲ 65,752,997
諸収益	667	442	225
その他事業収益	675,200	479,270	195,930
事業参加料収益	675,200	479,270	195,930
受取助成金	1,950,000	1,500,000	450,000
受取助成金	1,950,000	1,500,000	450,000
法人会計	9,116,029	0	9,116,029
経常収益計	393,984,104	413,998,780	▲ 20,014,676

(単位:円)

科 目	令和4年度	令和3年度	差 異
(2) 経常費用			
公益目的事業	354,189,524	307,048,917	47,140,607
市民スポーツ普及啓発事業	325,849,441	286,640,567	39,208,874
総合体育大会等運営費	31,824,920	27,889,876	3,935,044
枚方市小学生スポーツcarnival	2,061,248	334,714	1,726,534
枚方ラグビーカーニバル大会	877,592	0	877,592
東京2020オリンピック・パラリンピック関連イベント	0	646,439	▲ 646,439
スポーツ大会等事業費	30,615,934	24,435,481	6,180,453
スポーツ啓発事業費	41,846,259	47,394,149	▲ 5,547,890
協会事務費	3,462,599	6,953,664	▲ 3,491,065
スポーツ教室等事業費	3,828,153	9,496,042	▲ 5,667,889
広報活動事業費	0	172,857	▲ 172,857
サポーターズバンク事業費	7,263,745	6,899,923	363,822
活動補助事業費	801,720	1,386,429	▲ 584,709
委託事業費	3,413,909	0	3,413,909
スポーツ振興特別事業費	1,350,820	840,316	510,504
健康スポーツ事業費	14,533,754	15,493,160	▲ 959,406
市民スポーツ応援サポート事業費	3,625,504	3,055,277	570,227
地域・競技スポーツコンサルティング事業費	3,566,055	3,096,481	469,574
高齢者スポーツ事業運営費	4,239,235	2,021,212	2,218,023
障がい者スポーツ事業運営費	292,384	1,834,592	▲ 1,542,208
渚市民体育館	75,447,354	63,494,931	11,952,423
総合スポーツセンター	134,598,735	114,897,067	19,701,668
枚方市民間施設開放事業費	4,045,780	3,692,106	353,674
総合型地域スポーツクラブ育成事業	28,340,083	20,408,350	7,931,733
収益事業費	3,861,117	2,671,143	1,189,974
利用者の利便性向上事業	3,861,117	2,671,143	1,189,974
その他の事業	50,676,353	115,329,971	▲ 64,653,618
スポーツ施設管理運営事業	41,225,399	105,961,611	▲ 64,736,212
都市公園有料施設管理運営費	8,415,000	73,098,954	▲ 64,683,954
野外活動センター	23,399,944	26,263,941	▲ 2,863,997
ひらかた東部スタジアム管理運営費	8,412,000	5,866,033	2,545,967
その他施設事業費	998,455	732,683	265,772
その他事業費	0	238,500	▲ 238,500
一般管理費	9,450,954	9,129,860	321,094
経常費用計	408,726,994	425,050,031	▲ 16,323,037
当期経常増減額	▲ 14,742,890	▲ 11,051,251	▲ 3,691,639

(単位:円)

科 目	令和4年度	令和3年度	差 異
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲ 14,742,890	▲ 11,051,251	▲ 3,691,639
法人税等	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	▲ 14,812,890	▲ 11,121,251	▲ 3,691,639
一般正味財産期首残高	48,252,922	59,374,173	▲ 11,121,251
一般正味財産期末残高	33,440,032	48,252,922	▲ 14,812,890
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
III 正味財産期末残高	35,440,032	50,252,922	▲ 14,812,890

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	2,736,164	733,872	0		3,470,036
つり銭①	556,500	20,000	0		576,500
つり銭②	102,380	136,300	0		238,680
現金①	1,508,289	21,129	0		1,529,418
現金②	141,211	0	0		141,211
現金③	335,071	16,510	0		351,581
現金④	67,796	414,858	0		482,654
現金⑤	4,917	125,075	0		129,992
現金⑦	20,000	0	0		20,000
預金	8,577,719	10,887,916	3,383,566		22,849,201
普通預金りそな銀行①	0	814,158	3,091,519		3,905,677
普通預金りそな銀行②	2,260,170	47,037	0		2,307,207
普通預金りそな銀行③	3	0	0		3
普通預金北河内農協①	44,086	3,837,434	292,047		4,173,567
普通預金北河内農協②	1,205,020	1,371,681	0		2,576,701
普通預金北河内農協③	0	910,773	0		910,773
普通預金北河内農協④	0	3,252,601	0		3,252,601
普通預金枚方信用金庫	2,569,106	654,232	0		3,223,338
定期預金北河内農協②	2,499,334	0	0		2,499,334
未収金	27,721,580	6,361,986	0		34,083,566
前払金	834,190	0	0		834,190
仮払金	86,408	0	0		86,408
立替金	187,666	27,000	0		214,666
商品	0	330,751	0		330,751
内部会計勘定	△4,164,979	9,093,146	△4,928,167	0	—
公益目的事業①	△1,051,737	28,152,670	0	△27,100,933	—
公益目的事業②	0	△2,196,756	0	2,196,756	—
公益目的事業共通	1,051,737	△21,790,935	0	20,739,198	—
収益事業	△2,112,573	△2,079,143	△1,139,064	5,330,780	—
その他事業	△2,052,406	2,079,143	△3,789,103	3,762,366	—
法人会計	0	4,928,167	0	△4,928,167	—
流動資産合計	35,978,748	27,434,671	△1,544,601		61,868,818
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	2,500,000	0	0		2,500,000
基本財産合計	2,500,000	0	0		2,500,000
(2) 特定資産					
職員退職給付引当資産	84,945,434	25,393,799	7,257,618		117,596,851
体育協会周年記念事業積立資産	4,000,000	0	0		4,000,000
スポーツ教室積立資産	5,500,000	0	0		5,500,000
特定資産合計	94,445,434	25,393,799	7,257,618		127,096,851
(3) その他固定資産					
建物附属設備	6,334,371	0	0		6,334,371
車両運搬具	3	1	0		4
什器備品	3,025,715	2	0		3,025,717
その他固定資産合計	9,360,089	3	0		9,360,092
固定資産合計	106,305,523	25,393,802	7,257,618		138,956,943
資産合計	142,284,271	52,828,473	5,713,017		200,825,761
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	22,307,736	2,310,346	0		24,618,082
未払消費税等	856,423	1,719,952	334,925		2,911,300
未払法人税等	0	70,000	0		70,000
前受金	1,461,080	414,440	0		1,875,520
預り金	42,353	5,360	0		47,713
仮受金	563,000	0	0		563,000
賞与引当金	5,412,000	1,244,000	144,000		6,800,000
流動負債合計	30,642,592	5,764,098	478,925		36,885,615
2. 固定負債					
職員退職給付引当金	90,149,730	27,197,250	7,409,350		124,756,330
長期未払金	3,743,784	0	0		3,743,784
固定負債合計	93,893,514	27,197,250	7,409,350		128,500,114
負債合計	124,536,106	32,961,348	7,888,275		165,385,729
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄付金	2,000,000	0	0		2,000,000
指定正味財産合計	2,000,000	0	0		2,000,000
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(0)	(0)		(2,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	(15,748,165)	(19,867,125)	(△2,175,258)		(33,440,032)
(うち特定資産への充当額)	(500,000)	(0)	(0)		(500,000)
(うち特定資産への充当額)	(9,500,000)	(0)	(0)		(9,500,000)
正味財産合計	17,748,165	19,867,125	△2,175,258		35,440,032
負債及び正味財産合計	142,284,271	52,828,473	5,713,017		200,825,761

財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金			3,470,036
	つり銭①	手元保管	各施設券売機つり銭として	576,500
	つり銭②	手元保管	各施設使用料還付金として	238,680
	現金①	手元保管(協会事務局)	運転資金として	1,529,418
	現金②	手元保管(渚市民体育館)	運転資金として	141,211
	現金③	手元保管(総合SC)	運転資金として	351,581
	現金④	手元保管(王仁公園)	運転資金として	482,654
	現金⑤	手元保管(野外活動センター)	運転資金として	129,992
	現金⑦	手元保管(HKSC事務局)	運転資金として	20,000
	預金			22,849,201
	普通預金りそな銀行①	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	3,905,677
	普通預金りそな銀行②	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	2,307,207
	普通預金りそな銀行③	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	3
	普通預金北河内農協①	JA北河内 菅原支店	運転資金として	4,173,567
	普通預金北河内農協②	JA北河内 菅原支店	運転資金として	2,576,701
	普通預金北河内農協③	JA北河内 菅原支店	運転資金として	910,773
	普通預金北河内農協④	JA北河内 菅原支店	運転資金として	3,252,601
	普通預金枚方信用金庫	枚方信用金庫 本店営業部	運転資金として	3,223,338
	定期預金北河内農協②	JA北河内 菅原支店	運転資金として	2,499,334
	定期預金枚方信用金庫	枚方信用金庫 本店営業部	運転資金として	0
	未収金	委託料等に対する未収金	枚方市各種事業委託金等未収金	34,083,566
	前払金	保険料等に対する前払金	5年度各種保険料として	834,190
	仮払金	使用料賃借料等に対する仮払金	HKSC事業指定管理施設使用料等として	86,408
	立替金	使用料賃借料等に対する立替金	HKSC事業指定管理施設を除く使用料等として	214,666
	商品	附属明細書のとおり	販売用HKSCオリジナルグッズの在庫	330,751
流動資産合計				61,868,818
(固定資産)				
基本財産				
	投資有価証券	野村証券 大阪支店	基本財産として(公益目的保有財産)	2,500,000
特定資産				
	職員退職給付引当資産	JA北河内 菅原支店 枚方信用金庫 本店営業部 大和証券 茨木支店	職員11名に対する退職金の支払いとして	117,596,851
	体育協会周年記念事業積立資産	JA北河内 菅原支店	法人設立50周年記念事業の積立資金として管理されている預金	4,000,000
	スポーツ教室積立資産	JA北河内 菅原支店	スポーツ教室事業の積立資金として管理されている預金	5,500,000
その他固定資産				
	建物附属設備	総合SC・渚市民体育館等	公益目的保有財産	6,334,371
	車両運搬具	渚市民体育館等	共用財産、うち公益目的事業の用に75%、収益事業及び管理目的に25%を使用している	4
	什器備品	総合SC・渚市民体育館等	公益目的保有財産	3,025,717
固定資産合計				138,956,943
資産合計				200,825,761
(流動負債)				
	未払金	附属明細書のとおり	3月分職員手当・賃金等の未払い分	24,618,082
	未払消費税等		4年度確定消費税の未払い分	2,911,300
	未払法人税等		4年度確定法人税の未払い分	70,000
	前受金		5年度教室参加料等の前受金	1,875,520
	預り金		3月分賃金の所得税等	47,713
	仮受金		3月分他施設受領使用料等	563,000
	賞与引当金	附属明細書のとおり	5年度夏季一時金の支払いとして	6,800,000
流動負債合計				36,885,615
(固定負債)				
	職員退職給付引当金	附属明細書のとおり	職員11名に対する退職金の支払いとして	124,756,330
	長期未払金	附属明細書のとおり	建物附属設備(LED照明)の割賦支払いとして	3,743,784
固定負債合計				128,500,114
負債合計				165,385,729
正味財産				35,440,032

財務諸表に対する注記

令和5年3月31日現在

法人全体

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。

(2) 消費税等の会計処理

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金については、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	6,900,000	6,800,000	6,900,000	6,800,000

②退職給付引当金については、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金	117,596,851	7,159,479	0	0	124,756,330

(4) リース取引の処理方法

①ファイナンスリース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

②オペレーティングリース取引

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券は購入時の取得価格によっている。なお、取得価格と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は採用していない。

(6) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法は個別法による原価法を採用している。なお、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に処理する方法を採用している。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	2,500,000	0	0	2,500,000
小計	2,500,000	0	0	2,500,000
特定資産				
職員退職給付引当資産	117,596,851	0	0	117,596,851
体育協会周年記念事業積立資産	4,000,000	0	0	4,000,000
スポーツ教室積立資産	6,500,000	0	1,000,000	5,500,000
小計	128,096,851	0	1,000,000	127,096,851
合計	130,596,851	0	1,000,000	129,596,851

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	2,500,000	2,000,000	500,000	—
小計	2,500,000	2,000,000	500,000	—
特定資産				
職員退職給付引当資産	117,596,851	0	0	117,596,851
周年記念事業積立資産	4,000,000	0	4,000,000	0
スポーツ教室積立資産	5,500,000	0	5,500,000	0
小計	127,096,851	0	9,500,000	117,596,851
合計	129,596,851	2,000,000	10,000,000	117,596,851

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物附属設備	25,915,488	19,581,117	6,334,371
車両運搬具	4,776,120	4,776,116	4
什器備品	13,170,489	10,144,772	3,025,717
ソフトウェア	2,182,320	2,182,320	0
合計	46,044,417	36,684,325	9,360,092

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
受取走ろうかい事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	8,325,800	8,325,800	0	一般正味財産
受取健康スポーツ事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	12,389,824	12,389,824	0	一般正味財産
受取市民オリンピック事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	1,310,866	1,310,866	0	一般正味財産
受取スポーツサポーターズバンク事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	5,735,343	5,735,343	0	一般正味財産
受取市民スポーツ応援サポート事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	3,311,000	3,311,000	0	一般正味財産
受取地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	2,867,730	2,867,730	0	一般正味財産
合計		0	33,940,563	33,940,563	0	

6 リース取引関係

(1) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：円)

未経過リース料期末残高相当額	車両運搬具(事務局)	車両運搬具(総合SC)	ビジネスフォン(事務局)	デジタル印刷機(事務局)
1年以内	198,288	203,472	158,796	175,560
1年超	49,572	0	489,621	204,820
合計	247,860	203,472	648,417	380,380

7 満期保有目的の債券の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

科目	帳簿価格	時価	評価損益
第158回利付国債(野村証券)	2,500,000	2,441,475	▲ 58,525
合計	2,500,000	2,441,475	▲ 58,525

令和5年 5月30日

監査報告書

公益財団法人枚方市スポーツ協会

代表理事 西 邨 定 実 様

令和5年 5月30日

監 事 村田 幹雄



令和5年 5月30日

監 事 田中 尚実



私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

報告第14号

債権の放棄について

枚方市債権管理及び回収に関する条例（平成29年枚方市条例第35号）第19条の規定により、令和4年度において市の債権を放棄したので、同条例第20条の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

債権放棄調書

債権の名称：ひとり親家庭医療助成返還金

所 管：市民生活部 医療助成課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	9 件	46,004 円
合計	9 件	46,004 円

債権の名称：重度障害者医療助成返還金

所 管：市民生活部 医療助成課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	1 件	3,358 円
合計	1 件	3,358 円

債権の名称：くらしの資金貸付金

所 管：健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 1 号事由（生活困窮）	7 件	739,000 円
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	2 件	195,000 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	9 件	830,000 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	85 件	9,416,000 円
合計	103 件	11,180,000 円

債権の名称：母子父子寡婦福祉資金貸付金

所 管：子ども未来部 子ども青少年政策課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	1 件	195,000 円
合計	1 件	195,000 円

債権の名称：公立保育所給食費

所 管：子ども未来部 子育て支援室 公立保育幼稚園課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	1 件	2,000 円
合計	1 件	2,000 円

債権の名称：水道料金

所 管：上下水道部 上下水道総務室 営業料金課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	28 件	116,134 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	130 件	287,026 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	686 件	2,728,818 円
合計	844 件	3,131,978 円

債権の名称：修繕工事収益

所 管：上下水道部 上水道室 上水道保全課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	2 件	11,483 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	1 件	14,470 円
合計	3 件	25,953 円

債権の名称：個人未収金（診療報酬）

所 管：市立ひらかた病院事務局 医事課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	1 件	15,330 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	437 件	3,332,786 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	1 件	34,650 円
合計	439 件	3,382,766 円

以上 8 債権 1,401 件 17,967,059 円 を令和 5 年 3 月 31 日付で放棄したものの。

報告第15号

令和4年度枚方市基金の運用状況について

令和4年度枚方市基金の運用状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

(その1)

令和4年度枚方市くらしの資金貸付基金の運用状況調書

1. 基金の額 53,703,688 円

2. 基金の運用による年度間の増減移動

(単位:件・円)

区分	運 用 状 況				不納欠損		月末貸付累計	月末基金残額
	貸付額	件数	返済額	件数	金額	件数		
4年4月	0	0	135,000	22	0	0	20,938,353	32,765,335
5月	0	0	49,000	11	0	0	20,889,353	32,814,335
6月	0	0	314,000	36	0	0	20,575,353	33,128,335
7月	0	0	328,000	31	0	0	20,247,353	33,456,335
8月	0	0	81,000	14	0	0	20,166,353	33,537,335
9月	0	0	231,000	18	0	0	19,935,353	33,768,335
10月	0	0	81,000	14	0	0	19,854,353	33,849,335
11月	0	0	92,000	18	0	0	19,762,353	33,941,335
12月	0	0	27,000	7	0	0	19,735,353	33,968,335
5年1月	0	0	31,000	4	0	0	19,704,353	33,999,335
2月	0	0	51,000	15	0	0	19,653,353	34,050,335
3月	0	0	26,000	8	11,180,000	103	8,447,353	34,076,335
計	0	0	1,446,000	198	11,180,000	103		

令和4年度枚方市くらしの資金貸付基金の審査意見書

令和4年度枚方市くらしの資金貸付基金の審査意見は、令和4年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

(その2)

令和4年度枚方市土地開発基金の運用状況調書

1. 基金の額 715,450,000 円

2. 基金の運用による年度間の増減移動

(単位: 円)

区分	運 用 状 況		月末貸付累計	月末基金残額	備考
	貸付額	返済額			
4年4月	0	0	715,450,000	0	
5月	0	0	715,450,000	0	
6月	0	0	715,450,000	0	
7月	0	0	715,450,000	0	
8月	0	0	715,450,000	0	
9月	0	0	715,450,000	0	
10月	0	0	715,450,000	0	
11月	0	0	715,450,000	0	
12月	0	0	715,450,000	0	
5年1月	0	0	715,450,000	0	
2月	0	0	715,450,000	0	
3月	0	0	715,450,000	0	
計	0	0			

令和4年度枚方市土地開発基金の審査意見書

令和4年度枚方市土地開発基金の審査意見は、令和4年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

(その3)

令和4年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の運用状況調書

1. 基金の運用状況

(単位:円)

基金名	基金の額	預託額
枚方市水洗便所等改造資金融資基金	10,000,000	10,000,000

2. 融資の状況

(単位:件・円)

事業名	融資限度額	融資可能額	前年度末貸付残高	
			件数	融資額
水洗便所等改造資金助成事業	30,000,000	28,334,500	11	1,665,490

事業名	本年度融資額		本年度返済額		本年度末貸付残高	
	件数	融資額	件数	融資額	件数	融資額
水洗便所等改造資金助成事業	7	2,198,000	18	1,281,654	15	2,581,836

* 融資限度額は金融機関との契約による

* 令和4年度返済件数18件のうち、3件が完済となります。

令和4年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の審査意見書

令和4年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の審査意見は、令和4年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により、令和4年度資金不足比率をそれぞれ、監査委員の意見（別冊）を付けて議会に報告する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 健全化判断比率の状況

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.6	—

2. 資金不足比率の状況

(単位：%)

水道事業会計	病院事業会計	下水道事業会計
—	—	—

<参考>

早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準について

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.0

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 損害賠償の額を定めることについて（4件）

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

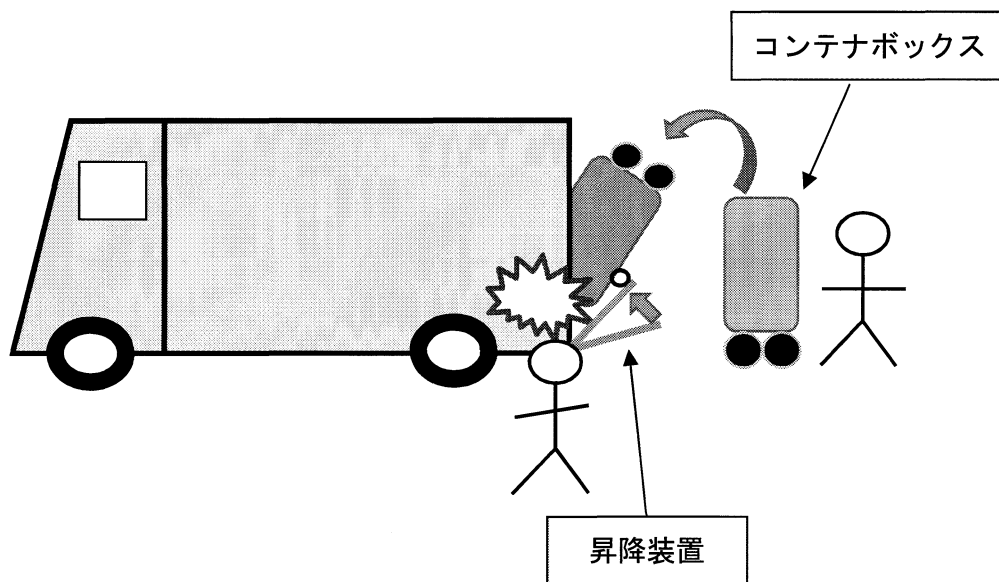
令和5年（2023年）7月26日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 400,000円
2. 賠償の相手方 枚方市所在の団体
3. 賠償事件の内容 令和5年4月7日午後1時25分ごろ、本市環境部家庭ごみ業務第2課職員林松之介、森本雅樹及び高木信彰が高野道2丁目のマンションごみ置き場において一般ごみの収集作業中、一般ごみが入ったコンテナボックスを塵芥収集車の昇降装置に接続し、投入受け口へと傾けた際、一般ごみの重みの反動で通常以上の傾きとなり、同コンテナボックスの一部を挟み込んだ状態で機械操作を行ったため、同コンテナボックスが破損した事故である。
4. 和解の内容
 - (1) 本市は相手方に自己責任額金400,000円を支払う。
 - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

現場見取図



専決第7号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）7月26日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 24,200円

2. 賠償の相手方 枚方市在住者

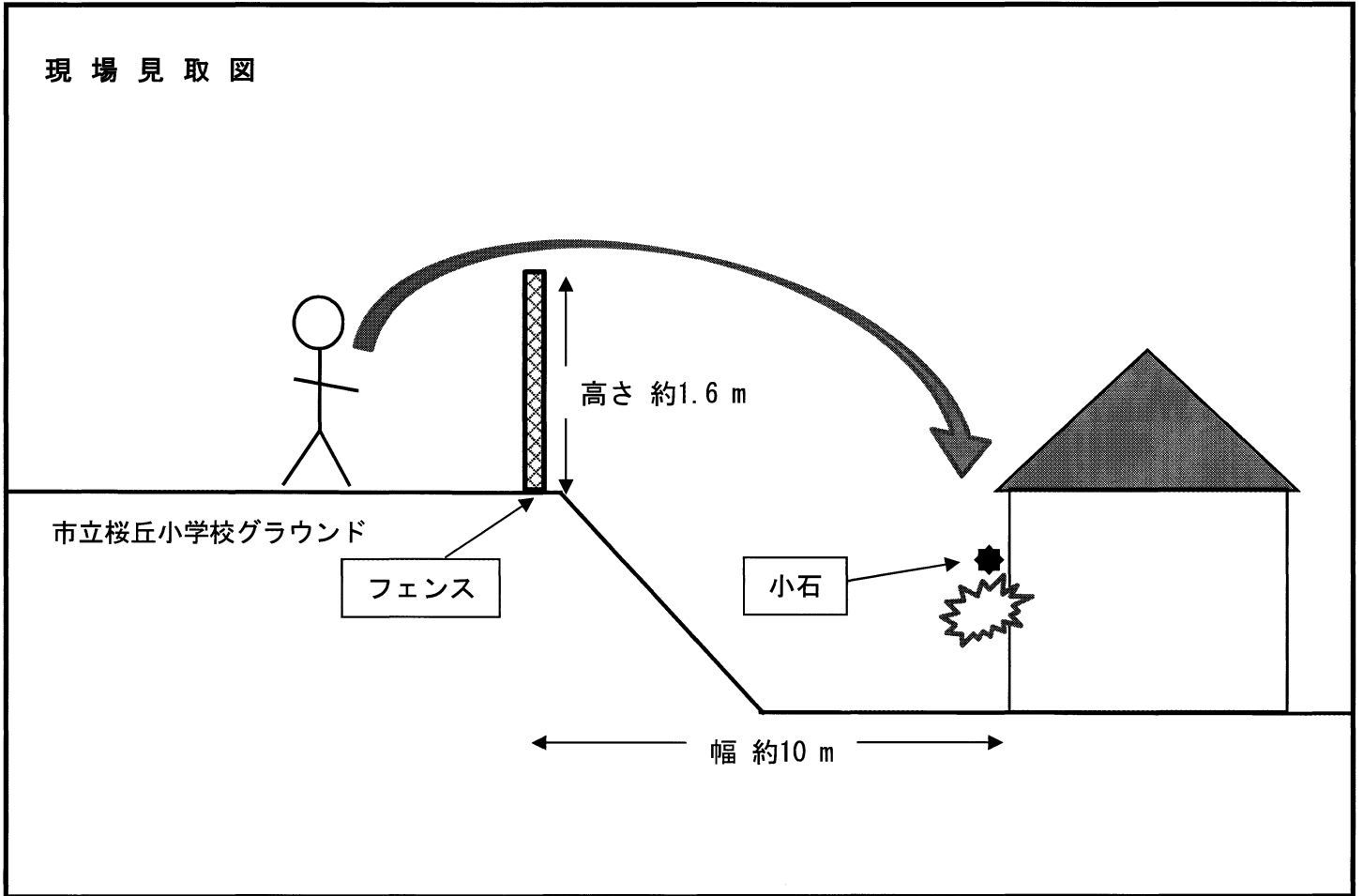
3. 賠償事件の内容 令和5年5月8日午後1時15分ごろ、市立桜丘小学校のグラウンドにおいて、昼休み時間中に同校児童が小石を投げて遊んでいたが、投げた石がグラウンドに隣接している枚方市在住者が所有する家屋にあたり、同家屋の窓ガラスが破損した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本件事故に関しては、本市は相手方に対して、賠償金として、金24,200円を支払う。
- (2) (1)の賠償金については、本市は専決処分を経た日以降、速やかに支払うものとする。

なお、本件事故に関し、(1)に記載するもの以外には、本市と相手方との間において何らの債権、債務のないことを確認する。

現場見取図



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年(2023年)8月31日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 22,000円

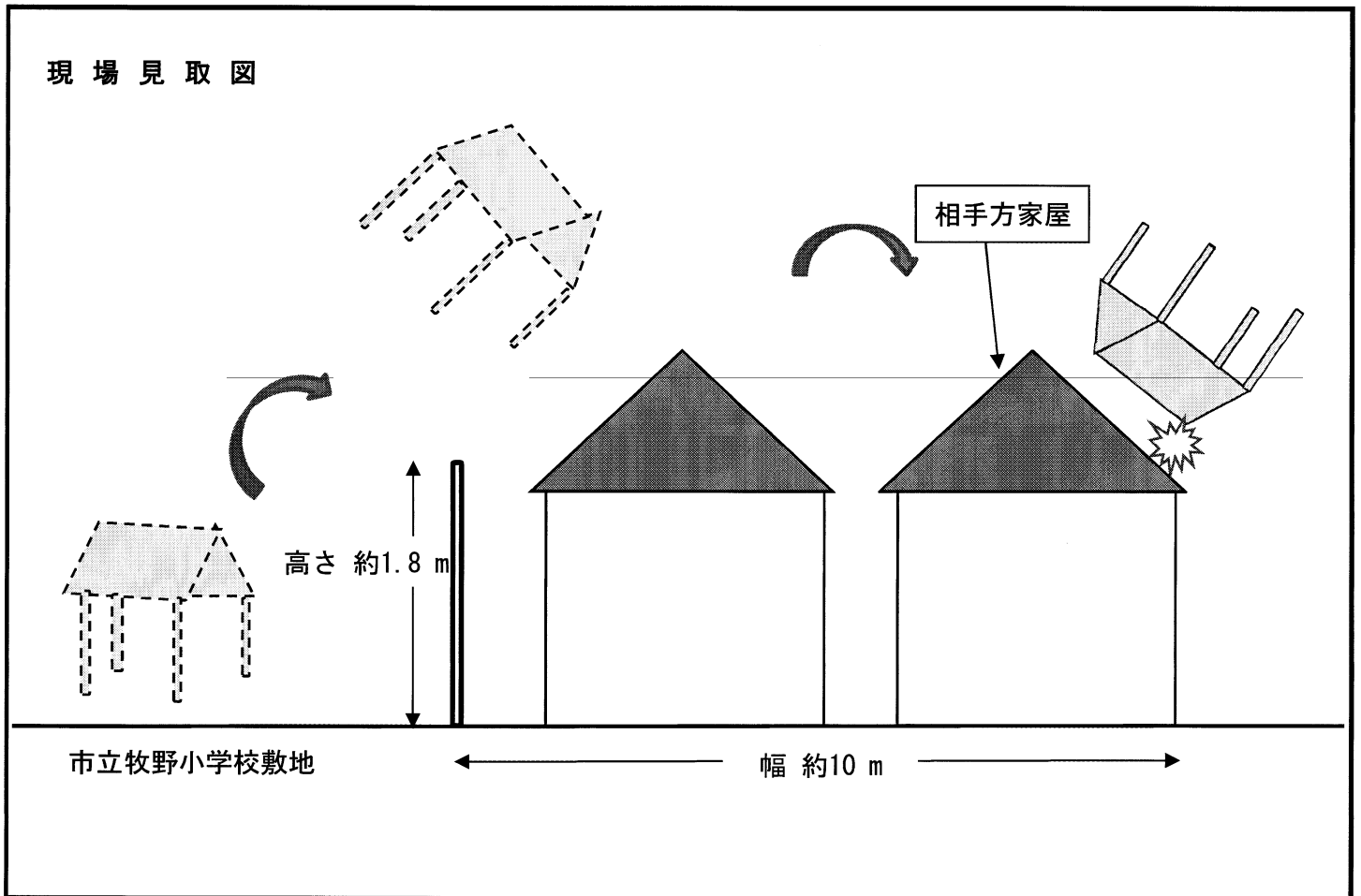
2. 賠償の相手方 枚方市在住者

3. 賠償事件の内容 令和5年7月10日午後2時40分ごろ、市立牧野小学校のプールサイドに設置していた水泳授業見学用テントが突風で吹き上げられ、同校に隣接する枚方市在住者所有の家屋の屋根に落下し、同屋根が破損した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金22,000円を支払う。
- (2) 本件事故に関しては、(1)に記載するもの以外に、本市及び相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

現場見取図



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）9月6日専決

枚方市長 伏見 隆

記

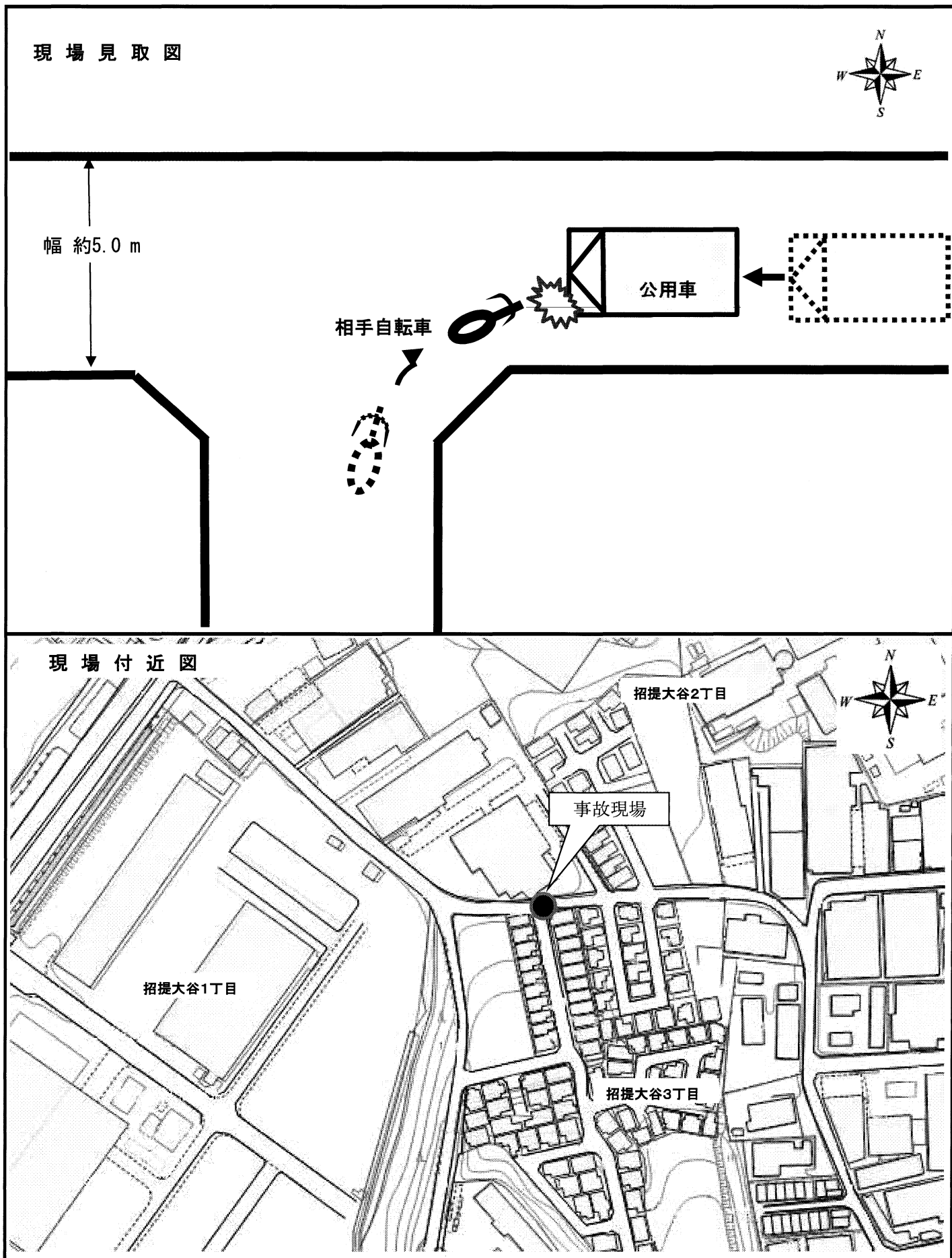
1. 賠償の額 金 84,325円

2. 賠償の相手方 枚方市在住者

3. 賠償事件の内容 令和5年5月31日午後4時30分ごろ、本市土木部道路河川整備課職員宮内新太郎が公用車（普通乗用車・大阪400つ3837）を運転し、市道招提大谷第5号線を東から西へ走行中、招提大谷3丁目1番33号地先の丁字路を南から右折してきた枚方市在住者が運転する自転車と接触し、同車が損傷するとともに同氏が負傷した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方の物損害に対して4,000円を支払う。
- (2) 本市は相手方の人身損害に対して80,325円を支払う。
- (3) 本市は(1)及び(2)の賠償金の内、既払い金58,775円を除いた25,550円を相手方の指定する口座に支払う。
- (4) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



認定第1号

令和4年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第2号

令和4年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第3号

令和4年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第4号

令和4年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第5号

令和4年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第6号

令和4年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第7号

令和4年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第8号

令和4年度大阪府枚方市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度大阪府枚方市水道事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第9号

令和4年度大阪府枚方市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度大阪府枚方市病院事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第10号

令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,405,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 164,121,545千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年（2023 年）9 月 22 日提出

枚 方 市 長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		14,000,000	1,548,046	15,548,046
	(1) 地方交付税	14,000,000	1,548,046	15,548,046
13. 分担金及び負担金		524,718	128	524,846
	(2) 負担金	522,918	128	523,046
14. 使用料及び手数料		2,228,066	6	2,228,072
	(2) 手数料	534,343	6	534,349
15. 国庫支出金		38,654,557	1,143,301	39,797,858
	(1) 国庫負担金	27,701,453	▲2,612	27,698,841
	(2) 国庫補助金	10,873,166	1,144,867	12,018,033
	(3) 国庫委託金	79,938	1,046	80,984
16. 府支出金		16,959,323	▲17,300	16,942,023
	(2) 府補助金	4,962,379	▲17,300	4,945,079
17. 財産収入		133,894	90	133,984
	(1) 財産運用収入	69,362	90	69,452
18. 寄附金		194,792	50	194,842
	(1) 寄附金	194,792	50	194,842
19. 繰入金		5,181,019	▲543,528	4,637,491
	(1) 基金繰入金	5,053,184	▲543,528	4,509,656
20. 諸収入		1,685,311	7,476	1,692,787
	(5) 雑入	1,226,537	7,476	1,234,013
21. 市債		11,692,400	▲1,087,608	10,604,792
	(1) 市債	11,692,400	▲1,087,608	10,604,792
22. 繰越金		2,100,000	354,773	2,454,773
	(1) 繰越金	2,100,000	354,773	2,454,773
歳入	合計	162,716,111	1,405,434	164,121,545

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		654,036	▲4,755	649,281
	(1) 議会費	654,036	▲4,755	649,281
2. 総務費		11,203,971	198,496	11,402,467
	(1) 総務管理費	7,816,493	185,014	8,001,507
	(2) 徴税費	1,481,624	▲15,134	1,466,490
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,303,285	22,100	1,325,385
	(4) 選挙費	473,323	▲301	473,022
	(5) 統計調査費	42,902	▲2,579	40,323
	(6) 監査委員費	86,344	9,396	95,740
3. 民生費		77,822,789	804,304	78,627,093
	(1) 社会福祉費	33,387,305	821,242	34,208,547
	(2) 児童福祉費	30,722,393	▲38,508	30,683,885
	(3) 生活保護費	13,699,017	21,190	13,720,207
	(4) 災害救助費	14,074	380	14,454
4. 衛生費		17,825,497	474,450	18,299,947
	(1) 保健衛生費	11,099,372	510,960	11,610,332
	(2) 清掃費	6,726,125	▲36,510	6,689,615
5. 農林水産業費		171,456	9,406	180,862
	(1) 農業費	171,456	9,406	180,862
6. 商工費		1,025,258	13,728	1,038,986
	(1) 商工費	1,025,258	13,728	1,038,986
7. 土木費		21,221,924	▲114,729	21,107,195
	(1) 土木管理費	378,413	▲20,760	357,653
	(2) 道路橋梁費	3,645,971	14,787	3,660,758
	(4) 都市計画費	17,154,939	▲108,756	17,046,183
8. 消防費		4,596,168	▲174	4,595,994
	(1) 消防費	4,596,168	▲174	4,595,994
9. 教育費		13,813,819	50,570	13,864,389
	(1) 教育総務費	4,393,492	▲139,953	4,253,539
	(2) 小学校費	2,831,373	▲30,859	2,800,514
	(3) 中学校費	2,096,978	▲8,207	2,088,771
	(4) 幼稚園費	623,317	38,303	661,620
	(5) 社会教育費	1,581,925	46,103	1,628,028
	(6) 保健体育費	2,286,734	145,183	2,431,917
11. 諸支出金		82,965	1,674,138	1,757,103
	(1) 諸費	82,965	1,674,138	1,757,103

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 予備費		2,250,000	▲1,700,000	550,000
	(1) 予備費	2,250,000	▲1,700,000	550,000
歳出	合計	162,716,111	1,405,434	164,121,545

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広報業務経費	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	81,754
キャッシュレス決済導入関連業務委託	-	-	令和5年度から 令和8年度まで	4,239
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	8,186
旅券発給事務窓口対応業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	28,000
郵送請求対応業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	38,429
個人番号カード交付等関連事業	-	-	令和5年度から 令和7年度まで	169,265
課税業務委託	-	-	令和5年度から 令和8年度まで	91,000
納税通知書等作成委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	37,532
市税等封入封緘委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	16,979
市駅前行政サービス再編関連事業	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	259,082
市駅前行政サービス再編関連賃借料	-	-	令和5年度から 令和10年度まで	6,062
幼児療育園跡地活用事業	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	16,200
生涯学習情報プラザ運営委託	-	-	令和5年度から 令和9年度まで	94,145
文化財管理用地草刈等委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	30,111
淀川河川敷グラウンド草刈業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	18,189
総合体育館改修工事	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	22,671
福祉サービス検索システム運用委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	660
子ども・子育て支援に係る調査等委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	2,250
大型太陽光発電設備賃借料	-	-	令和5年度から 令和9年度まで	6,894
鳥害対策委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	1,537
東部資源循環センター部品購入経費	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	30,998
希釈放流センター設備改修工事	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	48,800
市有建築物計画保全事業	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	5,000
学校園施設改善事業	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	14,300
牧野長尾線整備事業	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	20,000
車両購入経費	-	-	令和5年度から 令和7年度まで	7,880
中学校給食における全員給食実施 アドバイザー業務委託	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	22,597
学校給食調理業務委託	-	-	令和5年度から 令和8年度まで	336,486

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
おやつ提供業務委託	-	-	令和5年度から 令和9年度まで	180,000
電算システム等賃借料	令和5年度から 令和10年度まで	460,007	令和5年度から 令和10年度まで	509,529
合 計		(7,000,000) 5,712,533		(7,000,000) 7,361,301

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
総合福祉会館設備更新事業	47,900	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	2,328,900						
枚方市駅前行政サービス再編事業	880,700						
長尾杉線整備事業	128,300						
御殿山小倉線整備事業	359,400						
北山通線整備事業	66,200						
公園施設長寿命化改築等事業	5,200						
雨水ポンプ場耐震化・改築事業	306,500						
交通バリアフリー道路整備事業	27,600						
歩道拡幅事業	18,000						
施設改善維持補修事業	272,000						
特別史跡百済寺跡再整備事業	83,900						
臨時財政対策債	2,900,000						
老朽ため池改修事業	-						
合計	11,692,400						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

法	補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
その他								
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	51,100	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	2,378,500							
	894,200							
	128,500							
	359,900							
	69,100							
	8,800							
	118,800							
	27,700							
	20,700							
	289,000							
	115,700							
	1,871,492							
3,500								
	10,604,792							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
11. 地方交付税	14,000,000	1,548,046	15,548,046		
(項)					
(1) 地方交付税	14,000,000	1,548,046	15,548,046		
1. 地方交付税	14,000,000	1,548,046	15,548,046	1. 地方交付税	1,548,046
(款)					
13. 分担金及び負担金	524,718	128	524,846		
(項)					
(2) 負 担 金	522,918	128	523,046		
4. 土木費負担金	1,135	128	1,263	1. 土木費負担金	128
(款)					
14. 使用料及び手数料	2,228,066	6	2,228,072		
(項)					
(2) 手 数 料	534,343	6	534,349		
6. 土木手数料	30,829	6	30,835	1. 土木手数料	6
(款)					
15. 国庫支出金	38,654,557	1,143,301	39,797,858		
(項)					
(1) 国庫負担金	27,701,453	▲2,612	27,698,841		
2. 衛生費国庫負担金	1,293,538	▲2,612	1,290,926	1. 衛生費負担金	▲2,612
(項)					
(2) 国庫補助金	10,873,166	1,144,867	12,018,033		
1. 総務費国庫補助金	2,353,125	976,127	3,329,252	1. 総務費補助金	976,127
2. 民生費国庫補助金	2,248,491	99,400	2,347,891	35. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	99,400
3. 衛生費国庫補助金	1,644,139	118,601	1,762,740	1. 衛生費補助金	118,601

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 普通交付税	1,548,046	1. 普通交付税	1,548,046
1. 電線共同溝工事負担金	128	1. 電線共同溝工事負担金	128
1. 建築確認申請等手数料	6	1. 建築確認申請等手数料 (1) マンション管理計画認定等申請	6 6
2. 感染症発生动向調査事業負担金	▲2,612	1. 感染症発生动向調査事業負担金	▲2,612
48. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	976,127	1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	976,127
1. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	99,400	1. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	99,400
18. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	▲1,459	1. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 2. 出産・子育て応援交付金 3. 不育症検査費用助成事業補助金	▲1,459 120,000 60

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
7. 教育費国庫補助金	515,614	▲49,261	466,353	1. 教育費補助金	▲49,261
(項)					
(3) 国庫委託金	79,938	1,046	80,984		
2. 民生費委託金	67,168	▲1,477	65,691	1. 社会福祉費委託金	▲1,477
4. 教育費委託金	1,312	2,523	3,835	1. 教育費委託金	2,523
(款)					
16. 府支出金	16,959,323	▲17,300	16,942,023		
(項)					
(2) 府補助金	4,962,379	▲17,300	4,945,079		
1. 総務費府補助金	36,008	500	36,508	1. 総務費補助金	500
3. 衛生費府補助金	906,526	30,000	936,526	1. 衛生費補助金	30,000
6. 土木費府補助金	253,250	▲47,800	205,450	2. 土木費補助金	▲47,800
(款)					
17. 財産収入	133,894	90	133,984		
(項)					
(1) 財産運用収入	69,362	90	69,452		
2. 利子及び配当金	16,733	90	16,823	1. 出資配当金	90

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
21. 出産・子育て応援 交付金	120,000		
94. 不育症検査費用助 成事業補助金	60		
5. 文化財保存事業補 助金	▲53,248	1. 文化財保存事業補助金	▲53,248
12. 公立学校情報機器 活用支援体制整備 費補助金	3,987	2. 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金	3,987
1. 国民年金保険委託 金	▲1,477	1. 国民年金保険委託金	▲1,477
11. 教職員メンタルヘ ルス対策事業委託 金	1,527	1. 教職員メンタルヘルス対策事業委託金	1,527
12. リーディングD X スクール事業委託 金	996	2. リーディングD Xスクール事業委託金	996
37. 大阪府地域連携イ ベント開催支援事 業補助金	500	1. 大阪府地域連携イベント開催支援事業補助金	500
20. 出産・子育て応援 交付金	30,000	1. 出産・子育て応援交付金	30,000
1. 土木費補助金	▲47,800	1. 土木費補助金	▲47,800
		(1) 都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金	▲47,800
1. 株式配当金	90	1. 株式配当金	90
		2. 基金積立金利子収入	-
		(1) 財政調整基金	▲140

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				2. 基金積立金利息 収入	-
(款) 18. 寄 附 金	194,792	50	194,842		
(項) (1) 寄 附 金	194,792	50	194,842		
2. 民生関係寄附金	6,444	50	6,494	1. 指定寄附金	50
(款) 19. 繰 入 金	5,181,019	▲543,528	4,637,491		
(項) (1) 基金繰入金	5,053,184	▲543,528	4,509,656		
1. 基金繰入金	5,053,184	▲543,528	4,509,656	1. 基金繰入金	▲543,528
(款) 20. 諸 収 入	1,685,311	7,476	1,692,787		
(項) (5) 雑 入	1,226,537	7,476	1,234,013		
1. 雑 入	1,226,537	7,476	1,234,013	1. 雑 入	7,476

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 基金積立金利息収入	-	(2) 枚方宿地区賑わい創出基金	140
1. 指定寄附金	50	1. 指定寄附金 子どものために	50
8. 安心安全基金繰入金	▲23,277	1. 安心安全基金繰入金	▲23,277
9. 花と緑のまちづくり基金繰入金	29,000	2. 花と緑のまちづくり基金繰入金	29,000
12. 福祉基金繰入金	2,650	3. 福祉基金繰入金	2,650
18. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	25,697	4. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	25,697
19. ひらかた万博推進基金繰入金	1,500	5. ひらかた万博推進基金繰入金	1,500
21. 財政調整基金繰入金	▲580,898	6. 財政調整基金繰入金	▲580,898
24. 枚方宿地区賑わい創出基金繰入金	1,800	7. 枚方宿地区賑わい創出基金繰入金	1,800
19. 保険料等実費収入	6,461	1. 保険料等実費収入	6,461
68. その他雑入	246	2. その他雑入 (1) 退職手当会計間負担金	246
		3. サービス提供体制確保事業返還金	197
		4. 公的介護施設等整備事業返還金	572

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
21. 市 債	11,692,400	▲1,087,608	10,604,792		
(項)					
(1)市 債	11,692,400	▲1,087,608	10,604,792		
2. 民 生 債	311,600	3,200	314,800	1. 民 生 債	3,200
5. 土 木 債	6,016,000	▲114,600	5,901,400	1. 都市計画事業債	▲117,400
				2. 土 木 債	2,800
6. 教 育 債	1,293,400	48,800	1,342,200	1. 教 育 債	48,800
7. 臨時財政対策債	2,900,000	▲1,028,508	1,871,492	1. 臨時財政対策債	▲1,028,508
16. 農林水産業債	-	3,500	3,500	1. 農林水産業債	3,500
(款)					
22. 繰 越 金	2,100,000	354,773	2,454,773		
(項)					
(1)繰 越 金	2,100,000	354,773	2,454,773		
1. 繰 越 金	2,100,000	354,773	2,454,773	1. 繰 越 金	354,773

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
82. サービス提供体制 確保事業返還金	197		
95. 公的介護施設等整 備事業返還金	572		
1. 民 生 債	3,200	1. 民 生 債	3,200
		(1) 総合福祉会館設備更新事業	3,200
1. 都市計画事業債	▲117,400	1. 都市計画事業債	▲117,400
		(1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	49,600
		(2) 枚方市駅前行政サービス再編事業	13,500
		(3) 長尾杉線整備事業	200
		(4) 御殿山小倉線整備事業	500
		(5) 北山通線整備事業	2,900
		(6) 公園施設長寿命化改築等事業	3,600
		(7) 雨水ポンプ場耐震化・改築事業	▲187,700
1. 土 木 債	2,800	2. 土 木 債	2,800
		(1) 交通バリアフリー道路整備事業	100
		(2) 歩道拡幅事業	2,700
1. 教 育 債	48,800	1. 教 育 債	48,800
		(1) 施設改善維持補修事業	17,000
		(2) 特別史跡百済寺跡再整備事業	31,800
1. 臨時財政対策債	▲1,028,508	1. 臨時財政対策債	▲1,028,508
1. 農林水産業債	3,500	1. 農林水産業債	3,500
		(1) 老朽ため池改修事業	3,500
1. 前年度繰越金	354,773	1. 前年度繰越金	354,773

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
歳 入 合 計	162,716,111	1,405,434	164,121,545		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 議 会 費	654,036	▲4,755	649,281	-	-	-	▲4,755
(項)							
(1) 議 会 費	654,036	▲4,755	649,281	-	-	-	▲4,755
1. 議 会 費	477,790	▲17,090	460,700	-	-	-	▲17,090
2. 事務局費	176,246	12,335	188,581	-	-	-	12,335

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 ▲821	1. 議員報酬 ▲821	1. 人 件 費 ▲17,090 (1) 市議会議員 ▲17,090 ア. 報 酬 ▲821 イ. 期末手当 ▲12,363 ウ. 共 済 費 ▲3,906
3. 職員手当等 ▲12,363	10. 期末手当 ▲12,363	
4. 共 済 費 ▲3,906	7. 議員共済会負担金 ▲3,906	
1. 報 酬 ▲222	3. 非常勤職員報酬 ▲222	1. 人 件 費 12,368 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲222 ア. 報 酬 ▲222 (2) 一般職員 18,973 (3) 再任用職員 ▲6,383
2. 給 料 4,906	2. 一般職給 4,906	2. 事務経費 ▲33 旅 ▲33
3. 職員手当等 6,523	1. 扶養手当 480 2. 地域手当 668 3. 通勤手当 633 4. 管理職手当 1,152 10. 期末手当 1,822 11. 勤勉手当 1,342 14. 住居手当 336 19. 児童手当等 90	
4. 共 済 費 1,161	3. 共済組合負担金 1,161	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
2. 総 務 費	11,203,971	198,496	11,402,467	226,333	-	6,106	▲33,943
(項)							
(1) 総務管理費	7,816,493	185,014	8,001,507	226,333	-	6,106	▲47,425
1. 一般管理費	3,257,479	▲132,555	3,124,924	-	-	246	▲132,801

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
8. 旅 費 ▲33	1. 費用弁償 ▲33	
1. 報 酬 15,231	3. 非常勤職員報酬 15,231	1. 人 件 費 ▲132,605 (1) 特 別 職 ▲1,992 ア. 手 当 ▲1,246 イ. 共 済 費 ▲746 (2) 特別職非常勤職員 500 ア. 報 酬 500 (3) パートタイム会計年度任用職員 18,078 ア. 報 酬 14,731 イ. 手 当 1,231 ウ. 共 済 費 2,116 (4) 一般職員 74,588 (5) 再任用職員 ▲211,244 (6) 任期付常勤職員 ▲12,535
2. 給 料 ▲258,484	2. 一般職給 ▲258,484	2. 事務経費 50 旅 50
3. 職員手当等 191,478	1. 扶養手当 2,404 2. 地域手当 ▲25,767 3. 通勤手当 ▲10,073 4. 管理職手当 ▲1,716 10. 期末手当 ▲32,950 11. 勤勉手当 ▲29,365 12. 退職手当 287,451 14. 住居手当 504 19. 児童手当等 990	
4. 共 済 費 ▲80,830	3. 共済組合負担金 ▲79,069 4. 災害補償基金負担金 ▲493 5. 雇用保険料 ▲1,658	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 広 報 費	122,697	5,075	127,772	500	-	-	4,575
4. 自 治 推 進 費	116,770	15	116,785	-	-	-	15
8. 会 計 管 理 費	13,783	2,420	16,203	-	-	-	2,420
9. 庁 舎 管 理 費	552,553	245	552,798	-	-	-	245

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 390	
8. 旅 費 50	1. 費用弁償 50	
7. 報 償 費 1,000	1. 報 償 金 1,000	1. 広報活動経費 3,351 (1) 諸 経 費 3,351 委 3,351
10. 需 用 費 160	1. 消耗品費 50 4. 印刷製本費 110	2. プロモーション活動経費 1,724 (1) 「この街が好き」イベント開催事業費 1,724 報 1,000 消 50 印 110 使 564
12. 委 託 料 3,351	1. 委 託 料 3,351	
13. 使用料及び賃借料 564	1. 使用料及び賃借料 564	
12. 委 託 料 15	1. 委 託 料 15	1. サプリ村野NPOセンター管理運営経費 15 (1) 各種委託料 15 ア. 清掃委託料
12. 委 託 料 2,420	1. 委 託 料 2,420	1. 事務経費 2,420 委 2,420
12. 委 託 料 245	1. 委 託 料 245	1. 庁舎管理経費 107 (1) 各種委託料 107 ア. 庁舎清掃委託料 イ. 第2分館清掃委託料 ウ. 第3分館施設管理委託料 2. 輝きプラザきらら施設管理経費 93 (1) 各種委託料 93 ア. 安心と輝きの杜施設総合管理委託料 イ. 安心と輝きの杜一般廃棄物運搬処理業務委託料 3. サプリ村野施設管理経費 45 (1) 各種委託料 45 ア. 清掃委託料

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
12. 企 画 費	201,095	97,010	298,105	-	-	1,500	95,510
14. 男女共同参画推進事業費	22,355	1,126	23,481	-	-	-	1,126
15. 情報管理費	948,441	3,579	952,020	-	-	-	3,579
22. 文化振興費	802,051	200,194	1,002,245	-	-	1,940	198,254

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
7. 報 償 費 1,080	1. 報 償 金 1,080	1. ふるさと寄附金推進事業経費 92,023 手 1,060 委 73,830 使 17,133
10. 需 用 費 10	4. 印刷製本費 10	2. ひらかた万博推進事業経費 4,987 (1) ひらかた万博推進事業費 3,487 報 1,080 印 10 通 1,000 委 200 使 1,197
11. 役 務 費 2,060	1. 通信運搬費 1,000 4. 手 数 料 1,060	(2) ひらかた万博推進事業補助金（ひらかた万博推進基金繰入金分） 1,500
12. 委 託 料 74,030	1. 委 託 料 74,030	
13. 使用料及び賃借料 18,330	1. 使用料及び賃借料 18,330	
18. 負担金補助及び交付金 1,500	2. 補 助 金 1,500	
10. 需 用 費 1,126	1. 消耗品費 1,126	1. 生理用品配置事業経費 1,126 消 1,126
12. 委 託 料 3,579	1. 委 託 料 3,579	1. 情報システム等管理・運用経費 3,579 (1) 各種委託料 3,579 ア. キャッシュレス決済機器導入・指定代理納付業務委託料
1. 報 酬 50	3. 非常勤職員報酬 50	1. 人 件 費 101 (1) パートタイム会計年度任用職員 101 ア. 報 酬 50 イ. 手 当 22 ウ. 共 済 費 29
3. 職員手当等 22	10. 期末手当 22	
4. 共 済 費 29	3. 共済組合負担金 5 10. 厚生年金負担金 24	2. 幼児療育園跡地活用事業経費 1,800 (1) 整備事業費（枚方宿地区賑わい創出基金繰入金分） 1,800 委 1,800
12. 委 託 料 ▲200	1. 委 託 料 ▲200	3. 枚方宿地区賑わい創出基金積立金 200,293 (1) 本年度積立分 200,000 (2) 基金利子分 293 4. 事務経費 ▲2,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
23. 環境保全費	332,480	-	332,480	225,833	-	-	▲225,833
26. 生涯学習費	776,294	5,485	781,779	-	-	-	5,485
27. 防犯対策費	175,675	2,420	178,095	-	-	2,420	-
(項)							
(2)徴 税 費	1,481,624	▲15,134	1,466,490	-	-	-	▲15,134
1.賦 課 費	648,263	2,373	650,636	-	-	-	2,373

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
24. 積立金 200,293	1. 基金積立金 200,293	委 ▲2,000
		(財 源 補 正)
1. 報 酬 32	3. 非常勤職員報酬 32	1. 人 件 費 3,666 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲188 ア. 報 酬 32 イ. 手 当 ▲57 ウ. 共 済 費 ▲163 (2) 一般職員 ▲614 (3) 再任用職員 4,468
2. 給 料 2,367	2. 一般職給 2,367	2. 市駅前行政サービス再編関連事業経費 1,819 委 1,819
3. 職員手当等 911	2. 地域手当 237 3. 通勤手当 121 10. 期末手当 322 11. 勤勉手当 231	
4. 共 済 費 356	3. 共済組合負担金 491 10. 厚生年金負担金 ▲135	
12. 委 託 料 1,819	1. 委 託 料 1,819	
12. 委 託 料 2,420	1. 委 託 料 2,420	1. 防犯対策事業経費 2,420 (1) 防犯対策事務委託料(枚方市防犯協議会) 2,420
1. 報 酬 ▲6,000	3. 非常勤職員報酬 ▲6,000	1. 人 件 費 ▲24,584 (1) 特別職非常勤職員 ▲4 ア. 共 済 費 ▲4 (2) パートタイム会計年度任用職員 ▲6,000 ア. 報 酬 ▲6,000
2. 給 料 ▲2,400	2. 一般職給 ▲2,400	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 徴 収 費	523,562	▲3,507	520,055	-	-	-	▲3,507

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 ▲13,909	1. 扶養手当 ▲743 2. 地域手当 ▲314 3. 通勤手当 542 4. 管理職手当 - 5. 時間外勤務手当 ▲6,000 10. 期末手当 ▲2,675 11. 勤勉手当 ▲3,239 14. 住居手当 ▲730 19. 児童手当等 ▲750	(3) 一般職員 ▲24,708 (4) 再任用職員 7,576 (5) 任期付常勤職員 ▲1,448 2. 個人市民税の賦課経費 26,000 (1) 各種委託料 26,000 ア. 課税業務委託料 3. 各種負担金 957 (1) 枚方税務署管内地区税務協議会分担金 957
4. 共 済 費 ▲2,275	3. 共済組合負担金 ▲2,237 10. 厚生年金負担金 ▲38	
12. 委 託 料 26,000	1. 委 託 料 26,000	
18. 負担金補助及び 交付金 957	1. 負 担 金 957	
1. 報 酬 ▲8	3. 非常勤職員報酬 ▲8	1. 人 件 費 ▲3,507 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲228 ア. 報 酬 ▲8 イ. 手 当 ▲176 ウ. 共 済 費 ▲44 (2) 一般職員 ▲12,617 (3) 再任用職員 9,338
2. 給 料 418	2. 一般職給 418	
3. 職員手当等 ▲1,895	1. 扶養手当 ▲503	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 税総合システム 費	309,799	▲14,000	295,799	-	-	-	▲14,000
(項)							
(3) 戸籍住民基本台 帳費	1,303,285	22,100	1,325,385	-	-	-	22,100
1. 戸籍住民基本台 帳費	1,294,728	22,100	1,316,828	-	-	-	22,100

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	2. 地域手当 ▲27	
	3. 通勤手当 66	
	5. 時間外勤務手当 ▲13	
	7. 特殊勤務手当 ▲40	
	10. 期末手当 ▲1,039	
	11. 勤勉手当 ▲993	
	14. 住居手当 294	
	19. 児童手当等 360	
4. 共 済 費 ▲2,022	3. 共済組合負担金 ▲2,133	
	10. 厚生年金負担金 111	
12. 委 託 料 ▲14,000	1. 委 託 料 ▲14,000	1. 各種委託料 ▲14,000 (1) 課税資料データ作成業務委託料 ▲14,000
1. 報 酬 7,850	3. 非常勤職員報酬 7,850	1. 人 件 費 21,714 (1) パートタイム会計年度任用職員 3,142 ア. 報 酬 7,850 イ. 手 当 ▲3,199 ウ. 共 済 費 ▲1,509 (2) 一般職員 18,366 (3) 再任用職員 6,943 (4) 任期付短時間職員 ▲6,737
2. 給 料 9,453	2. 一般職給 9,453	2. 事務経費 386 旅 386
3. 職員手当等 3,227	1. 扶養手当 ▲507	
	2. 地域手当 1,055	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4)選 挙 費	473,323	▲301	473,022	-	-	-	▲301
1. 選挙管理委員会 費	87,211	▲301	86,910	-	-	-	▲301

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 通勤手当 624	
	4. 管理職手当 -	
	10. 期末手当 ▲617	
	11. 勤勉手当 818	
	14. 住居手当 654	
	19. 児童手当等 1,200	
4. 共 済 費 1,184	3. 共済組合負担金 2,287	
	4. 災害補償基金負担金 ▲9	
	10. 厚生年金負担金 ▲1,094	
8. 旅 費 386	1. 費用弁償 386	
2. 給 料 34	2. 一般職給 34	1. 人 件 費 ▲301 (1) 一般職員 ▲301
3. 職員手当等 ▲274	2. 地域手当 2	
	3. 通勤手当 ▲53	
	10. 期末手当 12	
	11. 勤勉手当 ▲115	
	19. 児童手当等 ▲120	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(5) 統計調査費	42,902	▲2,579	40,323	-	-	-	▲2,579
1. 統計調査総務費	26,123	▲2,579	23,544	-	-	-	▲2,579
(項)							
(6) 監査委員費	86,344	9,396	95,740	-	-	-	9,396
1. 監査委員費	86,344	9,396	95,740	-	-	-	9,396

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
4. 共 済 費 ▲61	3. 共済組合負担金 ▲61	
2. 給 料 ▲1,032	2. 一般職給 ▲1,032	1. 人 件 費 ▲2,579 (1) 一般職員 ▲2,579
3. 職員手当等 ▲1,060	1. 扶養手当 ▲198 2. 地域手当 ▲123 3. 通勤手当 ▲104 10. 期末手当 ▲281 11. 勤勉手当 ▲234 19. 児童手当等 ▲120	
4. 共 済 費 ▲487	3. 共済組合負担金 ▲487	
2. 給 料 5,236	2. 一般職給 5,236	1. 人 件 費 9,396 (1) 監査委員(常勤) ▲177 ア. 手 当 ▲77 イ. 共 済 費 ▲100 (2) 一般職員 1,600 (3) 再任用職員 7,973
3. 職員手当等 3,112	1. 扶養手当 102 2. 地域手当 618 3. 通勤手当 115 4. 管理職手当 840	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 3. 民 生 費	77,822,789	804,304	78,627,093	190,346	3,200	8,388	602,370
(項) (1) 社会福祉費	33,387,305	821,242	34,208,547	85,816	3,200	769	731,457
1. 社会福祉総務費	1,082,041	26,623	1,108,664	-	3,200	-	23,423

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 期末手当 1,116	
	11. 勤勉手当 545	
	14. 住居手当 ▲224	
4. 共 済 費 1,048	3. 共済組合負担金 1,367	
	4. 災害補償基金負担金 ▲1	
	10. 厚生年金負担金 ▲318	
1. 報 酬 ▲1	3. 非常勤職員報酬 ▲1	1. 人 件 費 21,100
		(1) パートタイム会計年度任用職員 9
		ア. 報 酬 ▲1
		イ. 手 当 ▲1
		ウ. 共 済 費 11
		(2) 一般職員 11,560
		(3) 再任用職員 9,531
		2. 福祉サービス検索システム経費 550
		委 550
		3. ちびっこ広場管理事業経費 5,000
		(1) 工事請負費
		4. 事務経費 ▲27
		旅 ▲27
3. 職員手当等 8,851	1. 扶養手当 444	
	2. 地域手当 1,487	
	3. 通勤手当 722	
	4. 管理職手当 1,536	
	10. 期末手当 2,568	
	11. 勤勉手当 1,712	
	14. 住居手当 ▲828	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 老人福祉費	2,907,257	▲551	2,906,706	-	-	769	▲1,320

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	19. 児童手当等 1,210	
4. 共 済 費 2,677	3. 共済組合負担金 2,688 4. 災害補償基金負担金 ▲36 10. 厚生年金負担金 25	
8. 旅 費 ▲27	1. 費用弁償 ▲27	
12. 委 託 料 550	1. 委 託 料 550	
14. 工事請負費 5,000	1. 工事請負費 5,000	
2. 給 料 ▲448	2. 一般職給 ▲448	1. 人 件 費 ▲1,320 (1) 一般職員 ▲1,316 (2) 再任用職員 ▲4
3. 職員手当等 ▲1,025	1. 扶養手当 ▲162 2. 地域手当 ▲90 3. 通勤手当 ▲221 10. 期末手当 ▲229 11. 勤勉手当 ▲413 19. 児童手当等 90	2. 国庫負担金等償還金 769
4. 共 済 費 153	3. 共済組合負担金 154 4. 災害補償基金負担金 ▲1	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 障害者福祉総務費	669,045	84,217	753,262	-	-	-	84,217
8. 国民健康保険費	3,825,490	▲18,012	3,807,478	-	-	-	▲18,012

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
22. 償還金利息及び 割引料 769	1. 償 還 金 769	
1. 報 酬 ▲559	3. 非常勤職員報酬 ▲559	1. 人 件 費 21,572 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲1,332 ア. 報 酬 ▲559 イ. 手 当 ▲523 ウ. 共 済 費 ▲250
2. 給 料 10,242	2. 一般職給 10,242	(2) 一般職員 22,854 (3) 任期付短時間職員 50
3. 職員手当等 8,975	1. 扶養手当 659 2. 地域手当 2,788 3. 通勤手当 388 4. 管理職手当 828 10. 期末手当 2,539 11. 勤勉手当 1,084 14. 住居手当 224 19. 児童手当等 465	2. 国庫負担金等償還金 62,403 3. 事務経費 242 旅 242
4. 共 済 費 2,914	3. 共済組合負担金 3,034 10. 厚生年金負担金 ▲120	
8. 旅 費 242	1. 費用弁償 242	
22. 償還金利息及び 割引料 62,403	1. 償 還 金 62,403	
27. 繰 出 金 ▲18,012	1. 繰 出 金 ▲18,012	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 ▲18,012 (1) 職員給与等分 ▲25,096

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 国民年金費	63,647	▲1,477	62,170	▲1,477	-	-	-
10. 介護保険費	5,611,585	▲2,451	5,609,134	-	-	-	▲2,451
11. 後期高齢者医療費	5,382,974	732,743	6,115,717	-	-	-	732,743

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		(2) 事務費等分 7,084
1. 報 酬 ▲609	3. 非常勤職員報酬 ▲609	1. 人 件 費 ▲1,359
2. 給 料 ▲245	2. 一般職給 ▲245	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲494
3. 職員手当等 ▲298	2. 地域手当 ▲25	ア. 報 酬 ▲609
	3. 通勤手当 8	イ. 手 当 ▲214
	10. 期末手当 ▲243	ウ. 共 済 費 329
	11. 勤勉手当 ▲198	(2) 一般職員 ▲812
	19. 児童手当等 160	(3) 再任用職員 ▲53
4. 共 済 費 ▲207	2. 健康保険負担金 7	2. 事務経費 ▲118
	3. 共済組合負担金 ▲481	旅 ▲118
	4. 災害補償基金負担金 ▲4	
	10. 厚生年金負担金 271	
8. 旅 費 ▲118	1. 費用弁償 ▲118	
27. 繰 出 金 ▲2,451	1. 繰 出 金 ▲2,451	1. 介護保険特別会計への繰出金 ▲2,451
18. 負担金補助及び交付金 700,000	1. 負 担 金 700,000	(1) 職員給与等分 ▲2,451
27. 繰 出 金 32,743	1. 繰 出 金 32,743	1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 32,743
		(1) 事務費等分 21,238
		(2) 職員給与等分 11,505
		2. 後期高齢者医療事業経費 700,000
		(1) 療養給付費負担金 700,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
22. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	1,773,930	150	1,774,080	87,293	-	-	▲87,143
(項)							
(2) 児童福祉費	30,722,393	▲38,508	30,683,885	104,530	-	7,619	▲150,657
1. 児童福祉総務費	10,596,947	56,309	10,653,256	-	-	-	56,309

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
22. 償還金利子及び 割引料 150	1. 償 還 金 150	1. 国庫負担金等償還金 150
1. 報 酬 ▲5,057	3. 非常勤職員報酬 ▲5,057	1. 人 件 費 46,847
2. 給 料 28,971	2. 一般職給 28,971	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲7,916
3. 職員手当等 13,575	1. 扶養手当 ▲1,762	ア. 報 酬 ▲5,057
	2. 地域手当 3,490	イ. 手 当 ▲2,374
	3. 通勤手当 2,087	ウ. 共 済 費 ▲485
	4. 管理職手当 900	(2) フルタイム会計年度任用職員 ▲3,355
	7. 特殊勤務手当 ▲10	ア. 給 料 ▲2,072
	10. 期末手当 4,950	イ. 手 当 ▲683
	11. 勤勉手当 3,769	ウ. 共 済 費 ▲600
	14. 住居手当 676	(3) 一般職員 44,426
	19. 児童手当等 ▲525	(4) 再任用職員 13,008
4. 共 済 費 9,358	3. 共済組合負担金 9,107	(5) 任期付短時間職員 171
	4. 災害補償基金負担金 47	(6) 任期付常勤職員 513
	5. 雇用保険料 ▲57	2. 子ども・子育て支援事業計画策定経費 4,500
	10. 厚生年金負担金 261	委 4,500
		3. 市駅前行政サービス再編関連事業経費 676
		備 676
		4. 事務経費 4,286
		旅 備 ▲113 通 27 委 3,860 使 39 473

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 保育所費	15,279,426	▲280,568	14,998,858	5,130	-	308	▲286,006

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	分	区	分	分	分	分
金	額	金	額	金	額	金
8. 旅 費		1. 費用弁償				
▲113		▲113				
11. 役 務 費		1. 通信運搬費				
27		27				
12. 委 託 料		1. 委 託 料				
8,360		8,360				
13. 使用料及び賃借料		1. 使用料及び賃借料				
39		39				
17. 備品購入費		1. 庁用器具費				
1,149		1,149				
1. 報 酬		3. 非常勤職員報酬				
42,904		42,904	1. 人 件 費			▲280,876
			(1) パートタイム会計年度任用職員			43,379
			ア. 報 酬			42,904
			イ. 手 当			▲1,613
			ウ. 共 済 費			2,088
			(2) フルタイム会計年度任用職員			▲22,887
			ア. 給 料			▲12,036
			イ. 手 当			▲4,856
			ウ. 共 済 費			▲5,995
			(3) 一般職員			▲151,802
			(4) 再任用職員			▲24,579
			(5) 任期付短時間職員			1,114
			(6) 任期付常勤職員			▲126,101
			2. 公立保育所運営経費			308
			(1) 保育材料費（福祉基金繰入金分）			308
			ア. 消耗品費			236
			イ. 庁用器具費			72
			積み木等			
			砂場ワゴン等			
3. 職員手当等		1. 扶養手当				
▲91,741		▲1,827				
		2. 地域手当				
		▲17,277				
		3. 通勤手当				
		▲2,307				
		4. 管理職手当				
		1,800				
		7. 特殊勤務手当				
		▲72				
		10. 期末手当				
		▲36,327				
		11. 勤勉手当				
		▲29,873				
		14. 住居手当				
		▲5,678				
		19. 児童手当等				
		▲180				

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 家庭児童相談費	32,785	4,558	37,343	-	-	50	4,508
7. 青少年対策費	179,908	▲219	179,689	-	-	-	▲219
8. 放課後児童対策費	1,511,581	35,812	1,547,393	-	-	6,461	29,351

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
4. 共 済 費 ▲60,465	3. 共済組合負担金 ▲62,761 10. 厚生年金負担金 2,296	
10. 需 用 費 236	1. 消耗品費 236	
17. 備品購入費 72	1. 庁用器具費 72	
1. 報 酬 3,522	3. 非常勤職員報酬 3,522	1. 人 件 費 4,460 (1) パートタイム会計年度任用職員 4,460 ア. 報 酬 3,522 イ. 手 当 475 ウ. 共 済 費 463
3. 職員手当等 475	10. 期末手当 475	2. 家庭児童相談事業運営経費 50 (1) 諸 経 費 50 消 50
4. 共 済 費 463	3. 共済組合負担金 170 10. 厚生年金負担金 293	3. 事務経費 48 旅 48
8. 旅 費 48	1. 費用弁償 48	
10. 需 用 費 50	1. 消耗品費 50	
1. 報 酬 58	3. 非常勤職員報酬 58	1. 人 件 費 ▲219 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲219 ア. 報 酬 58 イ. 手 当 ▲219 ウ. 共 済 費 ▲58
3. 職員手当等 ▲219	10. 期末手当 ▲219	
4. 共 済 費 ▲58	3. 共済組合負担金 ▲45 10. 厚生年金負担金 ▲13	
1. 報 酬 73,890	2. 委員報酬 95	1. 人 件 費 29,137 (1) 総合型放課後事業委託事業者選定審査会委員 95

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 児童発達支援センター費	587,764	46,200	633,964	-	-	800	45,400

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 非常勤職員報酬 73,795	(2) パートタイム会計年度任用職員 102,659 ア. 報 酬 73,795 イ. 手 当 13,506 ウ. 共 済 費 15,358
2. 給 料 ▲38,265	2. 一般職給 ▲38,265	(3) フルタイム会計年度任用職員 ▲9,327 ア. 給 料 5,706 イ. 手 当 7,379 ウ. 共 済 費 ▲22,412
3. 職員手当等 ▲6,047	2. 地域手当 ▲454 3. 通勤手当 ▲480 5. 時間外勤務手当 ▲2,775 10. 期末手当 7,051 11. 勤勉手当 ▲9,389	(4) 任期付短時間職員 ▲64,290
4. 共 済 費 ▲441	3. 共済組合負担金 ▲14,526 10. 厚生年金負担金 14,085	2. 放課後オープンスクエア事業経費 4,022 消 2,987 通 949 手 86
8. 旅 費 2,653	1. 費用弁償 2,653	3. 事務経費 2,653 旅 2,653
10. 需 用 費 2,987	1. 消耗品費 2,987	
11. 役 務 費 1,035	1. 通信運搬費 949 4. 手 数 料 86	
1. 報 酬 877	3. 非常勤職員報酬 877	1. 人 件 費 42,423 (1) 特別職非常勤職員 45 ア. 報 酬 45
2. 給 料 23,349	2. 一般職給 23,349	(2) パートタイム会計年度任用職員 1,393 ア. 報 酬 832 イ. 手 当 3

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
19. 低所得の子育て 世帯生活支援特 別給付金給付事 業費	614,790	99,400	714,190	99,400	-	-	-
(項)							
(3) 生活保護費	13,699,017	21,190	13,720,207	-	-	-	21,190
1. 生活保護総務費	646,486	21,190	667,676	-	-	-	21,190

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 9,796	1. 扶養手当 265 2. 地域手当 2,480 3. 通勤手当 ▲331 10. 期末手当 4,688 11. 勤勉手当 1,417 14. 住居手当 1,342 19. 児童手当等 ▲65	ウ. 共 済 費 558 (3) フルタイム会計年度任用職員 7,835 ア. 給 料 5,780 イ. 手 当 586 ウ. 共 済 費 1,469 (4) 一般職員 21,515 (5) 再任用職員 9,862 (6) 任期付常勤職員 1,773
4. 共 済 費 8,401	3. 共済組合負担金 6,682 10. 厚生年金負担金 1,719	2. 施設運営経費 800 (1) 保育材料費（福祉基金繰入金分） 800 ア. 消耗品費 27 知育玩具等 イ. 庁用器具費 773 三輪車等
8. 旅 費 160	1. 費用弁償 160	3. 送迎事業経費 2,817 使 2,817
10. 需 用 費 27	1. 消耗品費 27	4. 事務経費 160 旅 160
13. 使用料及び賃借料 2,817	1. 使用料及び賃借料 2,817	
17. 備品購入費 773	1. 庁用器具費 773	
18. 負担金補助及び交付金 99,400	2. 補 助 金 99,400	1. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業経費 99,400 補 99,400
1. 報 酬 ▲840	3. 非常勤職員報酬 ▲840	1. 人 件 費 21,111 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲2,173

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4) 災害救助費	14,074	380	14,454	-	-	-	380
1. 災害救助費	14,074	380	14,454	-	-	-	380
(款)							
4. 衛 生 費	17,825,497	474,450	18,299,947	177,167	-	1,542	295,741

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 13,188	2. 一般職給 13,188	ア. 報 酬 ▲840 イ. 手 当 ▲457 ウ. 共 済 費 ▲876
3. 職員手当等 4,226	1. 扶養手当 1,196 2. 地域手当 1,537 3. 通勤手当 ▲7 4. 管理職手当 - 7. 特殊勤務手当 ▲182 10. 期末手当 1,988 11. 勤勉手当 367 14. 住居手当 ▲418 19. 児童手当等 ▲255	(2) 一般職員 38,950 (3) 再任用職員 ▲11,800 (4) 任期付常勤職員 ▲3,866
4. 共 済 費 4,537	3. 共済組合負担金 5,153 4. 災害補償基金負担金 ▲47 5. 雇用保険料 ▲569	2. 事務経費 79 旅 79
8. 旅 費 79	1. 費用弁償 79	
19. 扶 助 費 380	41. 見 舞 金 380	1. 見舞金及び死亡弔慰金 380 扶 380

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(1) 保健衛生費	11,099,372	510,960	11,610,332	177,167	-	1,542	332,251
2. 保健所費	2,454,354	18,085	2,472,439	▲2,552	-	-	20,637

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 ▲6,789	2. 委員報酬 418 3. 非常勤職員報酬 ▲7,207	1. 人 件 費 471 (1) 保健所運営協議会委員 418 (2) パートタイム会計年度任用職員 ▲9,483 ア. 報 酬 ▲7,207 イ. 手 当 ▲461 ウ. 共 済 費 ▲1,815 (3) 一般職員 9,175 (4) 再任用職員 ▲832 (5) 特定任期付常勤職員 1,193
2. 給 料 8,053	2. 一般職給 8,053	2. 不育症治療費助成事業経費 1,520 (1) 不育症治療費負担金〔扶〕 1,520
3. 職員手当等 ▲4,732	1. 扶養手当 ▲224 2. 地域手当 1,114 3. 通勤手当 693 5. 時間外勤務手当 ▲9,356 7. 特殊勤務手当 6 10. 期末手当 1,109 11. 勤勉手当 216 14. 住居手当 1,560 19. 児童手当等 150	3. 国庫負担金等償還金 16,332 4. 事務経費 ▲238 旅 ▲238
4. 共 済 費 3,939	3. 共済組合負担金 5,299 4. 災害補償基金負担金 127 5. 雇用保険料 ▲56 6. 労災保険料 ▲28	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 予 防 費	5,571,722	487,491	6,059,213	148,541	-	1,542	337,408

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 ▲1,403	
8. 旅 費 ▲238	1. 費用弁償 ▲238	
19. 扶 助 費 1,520	63. 不育症医療費負担金 1,520	
22. 償還金利子及び 割引料 16,332	1. 償 還 金 16,332	
1. 報 酬 ▲1,052	3. 非常勤職員報酬 ▲1,052	1. 人 件 費 ▲27,911 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲1,592 ア. 報 酬 ▲1,052 イ. 手 当 ▲370 ウ. 共 済 費 ▲170
2. 給 料 ▲9,776	2. 一般職給 ▲9,776	(2) 一般職員 ▲26,961 (3) 再任用職員 744 (4) 任期付常勤職員 ▲102
3. 職員手当等 ▲12,743	1. 扶養手当 ▲283 2. 地域手当 ▲1,024 3. 通勤手当 ▲706 4. 管理職手当 ▲760 10. 期末手当 ▲4,254 11. 勤勉手当 ▲5,020 14. 住居手当 ▲906 19. 児童手当等 210	2. 母子保健事業経費 1,542 (1) 乳幼児健康診査事後指導事業費(福祉基金繰入金分) 1,481 ア. 消耗品費 36 イ. 庁用器具費 1,445 子ども用コテージ等 (2) 母子健康相談事業費(福祉基金繰入金分) 61 ア. 消耗品費 61 絵本等
4. 共 済 費 ▲4,340	3. 共済組合負担金 ▲4,246 10. 厚生年金負担金 ▲94	3. 国庫負担金等償還金 333,600 4. 出産・子育て応援事業経費 180,000 補 180,000 5. 事務経費 260 旅 260

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 公害対策費	173,452	4,074	177,526	-	-	-	4,074
8. 上水道費	950,995	1,310	952,305	31,178	-	-	▲29,868

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
8. 旅 費 260	1. 費用弁償 260	
10. 需 用 費 97	1. 消耗品費 97	
17. 備品購入費 1,445	1. 庁用器具費 1,445	
18. 負担金補助及び 交付金 180,000	2. 補 助 金 180,000	
22. 償還金利子及び 割引料 333,600	1. 償 還 金 333,600	
2. 給 料 2,041	2. 一般職給 2,041	1. 人 件 費 4,074 (1) 一般職員 7,215 (2) 再任用職員 ▲3,141
3. 職員手当等 1,120	1. 扶養手当 ▲258 2. 地域手当 177 3. 通勤手当 138 10. 期末手当 700 11. 勤勉手当 498 19. 児童手当等 ▲135	
4. 共 済 費 913	3. 共済組合負担金 1,172 10. 厚生年金負担金 ▲259	
18. 負担金補助及び 交付金 1,310	1. 負 担 金 540 2. 補 助 金 770	1. 水道事業会計への負担金 540 2. 水道事業会計への補助金 770

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2) 清 掃 費	6,726,125	▲36,510	6,689,615	-	-	-	▲36,510
1. 塵芥処理費	6,266,143	▲44,702	6,221,441	-	-	-	▲44,702

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 ▲3,500	3. 非常勤職員報酬 ▲3,500	1. 人 件 費 ▲38,628 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲3,500 ア. 報 酬 ▲3,500
2. 給 料 ▲7,495	2. 一般職給 ▲7,495	(2) 一般職員 ▲63,741 (3) 再任用職員 28,613
3. 職員手当等 ▲12,998	1. 扶養手当 ▲1,238 2. 地域手当 ▲704 3. 通勤手当 ▲500 4. 管理職手当 1,692 7. 特殊勤務手当 ▲5 10. 期末手当 ▲4,304 11. 勤勉手当 ▲6,426 14. 住居手当 ▲673 19. 児童手当等 ▲840	2. ごみ処理（工場）経費（穂谷川資源循環センター） 4,924 (1) 改善・補修工事費 4,924 ア. 動物焼却設備定期補修工事
4. 共 済 費 ▲14,635	3. 共済組合負担金 ▲13,150 4. 災害補償基金負担金 ▲802 10. 厚生年金負担金 ▲683	3. ごみ処理（工場）経費（東部資源循環センター） ▲10,998 (1) 改善・補修工事費 ▲10,998 ア. プラント定期補修工事 イ. 粗大ごみ処理施設定期補修工事
14. 工事請負費 ▲6,074	1. 工事請負費 ▲6,074	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. し尿処理費	459,982	8,192	468,174	-	-	-	8,192
(款)							
5. 農林水産業費	171,456	9,406	180,862	-	3,500	-	5,906
(項)							
(1) 農 業 費	171,456	9,406	180,862	-	3,500	-	5,906
1. 農業委員会費	65,429	10,154	75,583	-	-	-	10,154

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 6,100	2. 一般職給 6,100	1. 人 件 費 8,192 (1) 一般職員 ▲1,692 (2) 再任用職員 9,884
3. 職員手当等 62	1. 扶養手当 ▲720 2. 地域手当 597 3. 通勤手当 ▲92 4. 管理職手当 600 5. 時間外勤務手当 ▲14 7. 特殊勤務手当 ▲4 10. 期末手当 235 11. 勤勉手当 ▲424 14. 住居手当 34 19. 児童手当等 ▲150	
4. 共 済 費 2,030	3. 共済組合負担金 2,121 4. 災害補償基金負担金 ▲90 10. 厚生年金負担金 ▲1	
2. 給 料 6,115	2. 一般職給 6,115	1. 人 件 費 10,154 (1) 一般職員 6,874

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 農業総務費	42,756	▲748	42,008	-	-	-	▲748

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 3,154	1. 扶養手当 78 2. 地域手当 450 3. 通勤手当 6 4. 管理職手当 600 10. 期末手当 1,172 11. 勤勉手当 908 19. 児童手当等 ▲60	(2) 再任用職員 3,280
4. 共 済 費 885	3. 共済組合負担金 885	
2. 給 料 ▲262	2. 一般職給 ▲262	1. 人 件 費 ▲748 (1) 一般職員 ▲748
3. 職員手当等 ▲269	1. 扶養手当 120 2. 地域手当 ▲15 3. 通勤手当 41 10. 期末手当 ▲114 11. 勤勉手当 ▲157 14. 住居手当 ▲324 19. 児童手当等 180	
4. 共 済 費 ▲217	3. 共済組合負担金 ▲215	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 農 地 費	38,500	-	38,500	-	3,500	-	▲3,500
(款)							
6. 商 工 費	1,025,258	13,728	1,038,986	579,827	-	-	▲566,099
(項)							
(1) 商 工 費	1,025,258	13,728	1,038,986	579,827	-	-	▲566,099
1. 商工総務費	120,313	13,728	134,041	-	-	-	13,728

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	4. 災害補償基金負担金 ▲2	
		(財 源 補 正)
1. 報 酬 9	3. 非常勤職員報酬 9	1. 人 件 費 14,411 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲354 ア. 報 酬 9 イ. 手 当 ▲146 ウ. 共 済 費 ▲217 (2) 一般職員 11,224 (3) 再任用職員 3,541
2. 給 料 8,076	2. 一般職給 8,076	2. 事務経費 ▲683 旅 ▲683
3. 職員手当等 5,359	1. 扶養手当 ▲240 2. 地域手当 787 3. 通勤手当 140 4. 管理職手当 828 10. 期末手当 1,746 11. 勤勉手当 1,363 14. 住居手当 630 19. 児童手当等 105	
4. 共 済 費 967	3. 共済組合負担金 1,083 4. 災害補償基金負担金 ▲2	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 商工業振興費	875,502	-	875,502	579,827	-	-	▲579,827
(款)							
7. 土 木 費	21,221,924	▲114,729	21,107,195	▲47,800	▲114,600	29,128	18,543
(項)							
(1) 土木管理費	378,413	▲20,760	357,653	-	-	-	▲20,760
1. 土木総務費	378,413	▲20,760	357,653	-	-	-	▲20,760

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 ▲114	
8. 旅 費 ▲683	1. 費用弁償 ▲683	
		(財 源 補 正)
1. 報 酬 31	3. 非常勤職員報酬 31	1. 人 件 費 ▲20,760 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲5 ア. 報 酬 31 イ. 共 済 費 ▲36 (2) 一般職員 ▲21,223 (3) 再任用職員 468
2. 給 料 ▲9,413	2. 一般職給 ▲9,413	
3. 職員手当等 ▲8,478	1. 扶養手当 63 2. 地域手当 ▲1,079 3. 通勤手当 ▲70 4. 管理職手当 ▲2,094 10. 期末手当 ▲1,914 11. 勤勉手当 ▲2,566 14. 住居手当 52 19. 児童手当等 ▲870	
4. 共 済 費 ▲2,900	3. 共済組合負担金 ▲2,879	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)道路橋梁費	3,645,971	14,787	3,660,758	▲47,800	2,800	29,000	30,787
1.道路橋梁総務費	1,464,861	24,587	1,489,448	-	-	-	24,587
3.道路築造費	166,954	-	166,954	-	2,800	-	▲2,800
4.交通対策費	682,714	▲9,800	672,914	▲47,800	-	29,000	9,000

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 ▲21	
1. 報 酬 38	3. 非常勤職員報酬 38	1. 人 件 費 24,587 (1) パートタイム会計年度任用職員 60 ア. 報 酬 38 イ. 手 当 ▲1 ウ. 共 済 費 23 (2) 一般職員 24,852 (3) 再任用職員 ▲325
2. 給 料 15,007	2. 一般職給 15,007	
3. 職員手当等 6,347	1. 扶養手当 ▲1,511 2. 地域手当 1,411 3. 通勤手当 733 4. 管理職手当 ▲108 10. 期末手当 3,896 11. 勤勉手当 2,448 14. 住居手当 318 19. 児童手当等 ▲840	
4. 共 済 費 3,195	3. 共済組合負担金 3,179 10. 厚生年金負担金 16	
		(財 源 補 正)
14. 工事請負費 ▲18,800	1. 工事請負費 ▲18,800	1. 地域公共交通利用環境整備事業経費 ▲9,800 (1) バス待ち環境整備事業費 ▲9,800

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4)都市計画費	17,154,939	▲108,756	17,046,183	-	▲117,400	128	8,516
1.都市計画総務費	753,774	12,843	766,617	-	-	-	12,843

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
17. 備品購入費 9,000	1. 庁用器具費 9,000	ア. 工事請負費 イ. 庁用器具費
1. 報 酬 1,585	3. 非常勤職員報酬 1,585	1. 人 件 費 12,870 (1) パートタイム会計年度任用職員 2,083 ア. 報 酬 1,585 イ. 手 当 215 ウ. 共 済 費 283
2. 給 料 6,235	2. 一般職給 6,235	(2) 一般職員 10,731 (3) 再任用職員 56
3. 職員手当等 4,031	1. 扶養手当 1,153 2. 地域手当 699 3. 通勤手当 1,132 4. 管理職手当 ▲60 10. 期末手当 1,352 11. 勤勉手当 114 14. 住居手当 ▲509 19. 児童手当等 150	2. 市有建築物計画保全事業経費 ▲146 委 ▲146 3. 事務経費 119 旅 119
4. 共 済 費 1,019	3. 共済組合負担金 884 4. 災害補償基金負担金 ▲48 10. 厚生年金負担金 183	
8. 旅 費 119	1. 費用弁償 119	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 開 発 費	427,413	4,301	431,714	-	-	-	4,301
3. 公 園 費	880,001	▲15,548	864,453	-	3,600	-	▲19,148

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 ▲146	1. 委 託 料 ▲146	
1. 報 酬 870	3. 非常勤職員報酬 870	1. 人 件 費 4,246 (1) パートタイム会計年度任用職員 847 ア. 報 酬 870 イ. 手 当 ▲1 ウ. 共 済 費 ▲22 (2) 一般職員 3,399
2. 給 料 1,613	2. 一般職給 1,613	2. 事務経費 55 旅 55
3. 職員手当等 474	1. 扶養手当 ▲730 2. 地域手当 164 3. 通勤手当 465 4. 管理職手当 660 10. 期末手当 53 11. 勤勉手当 ▲539 14. 住居手当 236 19. 児童手当等 165	
4. 共 済 費 1,289	3. 共済組合負担金 1,294 4. 災害補償基金負担金 ▲7 10. 厚生年金負担金 2	
8. 旅 費 55	1. 費用弁償 55	
2. 給 料 ▲2,423	2. 一般職給 ▲2,423	1. 人 件 費 ▲7,668 (1) 一般職員 ▲2,618 (2) 再任用職員 ▲5,050

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 立体交差事業費	3,646,944	-	3,646,944	-	-	128	▲128
6. 公共下水道費	3,958,117	▲334,643	3,623,474	-	▲187,700	-	▲146,943
9. 都市計画道路整備事業費	1,100,530	218,833	1,319,363	-	3,600	-	215,233

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 ▲3,293	1. 扶養手当 ▲420 2. 地域手当 ▲302 3. 通勤手当 ▲95 4. 管理職手当 ▲288 10. 期末手当 ▲176 11. 勤勉手当 ▲475 14. 住居手当 383 19. 児童手当等 ▲1,920	2. 車両購入経費 ▲7,880
4. 共 済 費 ▲1,952	3. 共済組合負担金 ▲1,798 5. 雇用保険料 44 10. 厚生年金負担金 ▲198	
17. 備品購入費 ▲7,880	1. 庁用器具費 ▲7,880	
		(財 源 補 正)
18. 負担金補助及び 交付金 ▲334,643	1. 負 担 金 ▲334,643	1. 下水道事業会計への負担金 ▲334,643
12. 委 託 料 11,000	1. 委 託 料 11,000	1. 牧野長尾線整備事業費 217,833 (1) 実施設計委託料 (2) 土地購入費 (土地開発公社) (長尾東町2丁目地区) 面 積 183.03㎡
16. 公有財産購入費 207,833	2. 土地購入費 207,833	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業費	6,343,621	5,458	6,349,079	-	63,100	-	▲57,642
(款)							
8. 消 防 費	4,596,168	▲174	4,595,994	-	-	-	▲174
(項)							
(1) 消 防 費	4,596,168	▲174	4,595,994	-	-	-	▲174
2. 非常備消防費	99,738	▲4,148	95,590	-	-	-	▲4,148

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		元 金 35,045千円 補償費 123,507千円 利 子 47,696千円 事務費 1,585千円 2. 事務経費 1,000 委 1,000
14. 工事請負費 5,458	1. 工事請負費 5,458	1. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業経費 5,458 (1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業費 5,458 工 5,458
2. 給 料 ▲2,811	2. 一般職給 ▲2,811	1. 人 件 費 ▲4,148 (1) 一般職員 ▲4,148
3. 職員手当等 ▲634	1. 扶養手当 509 2. 地域手当 ▲216 3. 通勤手当 ▲140 7. 特殊勤務手当 ▲5 10. 期末手当 ▲233 11. 勤勉手当 ▲455 14. 住居手当 ▲294 19. 児童手当等 200	
4. 共 済 費 ▲703	3. 共済組合負担金 ▲703	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 消防施設費	61,692	▲3,887	57,805	-	-	-	▲3,887
5. 災害対策費	141,285	7,861	149,146	-	-	-	7,861
(款)							
9. 教育費	13,813,819	50,570	13,864,389	128	48,800	-	1,642
(項)							
(1) 教育総務費	4,393,492	▲139,953	4,253,539	6,794	-	-	▲146,747
2. 事務局費	2,972,459	142,538	3,114,997	6,794	-	-	135,744

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲3,887	1. 負 担 金 ▲3,887	1. 消火栓設置及び維持管理負担金 ▲3,887
2. 給 料 218	2. 一般職給 218	1. 人 件 費 1,502
3. 職員手当等 707	1. 扶養手当 230	(1) 一般職員 1,457
	2. 地域手当 44	(2) 任期付常勤職員 45
	3. 通勤手当 12	2. 移動系地域防災行政無線経費 935
	10. 期末手当 130	修 935
	11. 勤勉手当 111	3. 災害復旧経費 5,424
	19. 児童手当等 180	(1) 農地災害復旧事業費 5,424
4. 共 済 費 577	3. 共済組合負担金 577	原 590 補 4,834
10. 需 用 費 935	6. 修 繕 料 935	
15. 原材料費 590	1. 原材料費 590	
18. 負担金補助及び 交付金 4,834	2. 補 助 金 4,834	
1. 報 酬 24,300	3. 非常勤職員報酬 24,300	1. 人 件 費 132,579
2. 給 料 56,412	2. 一般職給 56,412	(1) 特 別 職 ▲428
		ア. 手 当 ▲290
		イ. 共 済 費 ▲138

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 37,134	1. 扶養手当 912 2. 地域手当 5,942 3. 通勤手当 1,739 4. 管理職手当 3,408 10. 期末手当 13,749 11. 勤勉手当 8,507 14. 住居手当 2,337 19. 児童手当等 540	(2) 特別職非常勤職員 3,100 ア. 報 酬 3,100 (3) パートタイム会計年度任用職員 20,005 ア. 報 酬 21,200 イ. 手 当 299 ウ. 共 済 費 ▲1,494 (4) 一般職員 84,699 (5) 再任用職員 22,641 (6) 任期付常勤職員 2,562 2. 学校 I C T 機器等整備事業経費 7,975 (1) 諸 経 費 委 7,975 3. 校務の情報化推進事業経費 996 (1) リーディングD X スクール事業費 996 報 350 旅 114 負 532 4. 教職員メンタルヘルス対策事業経費 825 報 296 旅 255 消 19 負 255 5. 事務経費 163
4. 共 済 費 14,733	3. 共済組合負担金 20,458 4. 災害補償基金負担金 521 5. 雇用保険料 ▲27 6. 労災保険料 ▲8 8. 教職員互助会負担金 8 9. 公立学校共済組合負担金 ▲5,499 10. 厚生年金負担金 ▲720	
7. 報 償 費 646	1. 報 償 金 646	
8. 旅 費 532	1. 費用弁償 163	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 教育研究費	1,353,939	▲281,473	1,072,466	-	-	-	▲281,473

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 特別旅費 369	
10. 需用費 19	1. 消耗品費 19	
12. 委託料 7,975	1. 委託料 7,975	
18. 負担金補助及び 交付金 787	1. 負担金 787	
1. 報酬 ▲23,786	3. 非常勤職員報酬 ▲23,786	1. 人件費 ▲280,425 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲32,527 ア. 報酬 ▲23,786 イ. 手当 ▲6,660 ウ. 共済費 ▲2,081
2. 給料 ▲118,287	2. 一般職給 ▲118,287	(2) 任期付短時間職員 1,252 (3) 任期付常勤職員 ▲249,150
3. 職員手当等 ▲85,271	1. 扶養手当 ▲1,248 2. 地域手当 ▲11,512 3. 通勤手当 ▲1,633 7. 特殊勤務手当 29 10. 期末手当 ▲35,507 11. 勤勉手当 ▲23,391 12. 退職手当 ▲7,420 14. 住居手当 ▲2,775 16. 教員特別手当 ▲1,559 19. 児童手当等 ▲255	2. いじめ問題対策事業経費 288 委 288
		3. 事務経費 ▲1,336 旅 ▲1,336

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 教育文化センター費	58,677	▲1,018	57,659	-	-	-	▲1,018
(項)							
(2) 小学校費	2,831,373	▲30,859	2,800,514	18,882	15,100	-	▲64,841
1. 小学校管理費	2,315,783	▲30,859	2,284,924	18,882	15,100	-	▲64,841

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
4. 共 済 費 ▲53,081	3. 共済組合負担金 ▲1,034 4. 災害補償基金負担金 377 8. 教職員互助会負担金 ▲1,016 9. 公立学校共済組合負担金 ▲50,311 10. 厚生年金負担金 ▲1,097	
8. 旅 費 ▲1,336	1. 費用弁償 ▲1,336	
12. 委 託 料 288	1. 委 託 料 288	
1. 報 酬 ▲663	3. 非常勤職員報酬 ▲663	1. 人 件 費 ▲1,043 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲1,043 ア. 報 酬 ▲663 イ. 手 当 ▲252 ウ. 共 済 費 ▲128
3. 職員手当等 ▲252	10. 期末手当 ▲252	
4. 共 済 費 ▲128	3. 共済組合負担金 ▲29 10. 厚生年金負担金 ▲99	2. 事務経費 25 旅 25
8. 旅 費 25	1. 費用弁償 25	
1. 報 酬 ▲13,840	3. 非常勤職員報酬 ▲13,840	1. 人 件 費 ▲30,937 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲26,185 ア. 報 酬 ▲13,840 イ. 手 当 ▲5,001 ウ. 共 済 費 ▲7,344
2. 給 料 ▲3,016	2. 一般職給 ▲3,016	(2) 一般職員 82

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(3) 中学校費	2,096,978	▲8,207	2,088,771	9,377	1,900	-	▲19,484
1. 中学校管理費	1,799,893	▲8,207	1,791,686	9,377	1,900	-	▲19,484

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 ▲5,967	2. 地域手当 ▲293 3. 通勤手当 ▲21 10. 期末手当 ▲5,374 11. 勤勉手当 ▲279	(3) 再任用職員 ▲4,834 2. 事務経費 78 旅 78
4. 共 済 費 ▲8,114	3. 共済組合負担金 ▲3,866 10. 厚生年金負担金 ▲4,248	
8. 旅 費 78	1. 費用弁償 78	
1. 報 酬 ▲10,091	3. 非常勤職員報酬 ▲10,091	1. 人 件 費 ▲16,791 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲20,924 ア. 報 酬 ▲10,091 イ. 手 当 ▲5,018 ウ. 共 済 費 ▲5,815 (2) 一般職員 ▲478 (3) 再任用職員 4,611
2. 給 料 2,885	2. 一般職給 2,885	2. 学校空調設備整備事業経費 8,784 負 8,784
3. 職員手当等 ▲4,618	1. 扶養手当 ▲330 2. 地域手当 258 3. 通勤手当 28 10. 期末手当 ▲4,725 11. 勤勉手当 151	3. 事務経費 ▲200 旅 ▲200
4. 共 済 費 ▲4,967	3. 共済組合負担金 ▲1,474	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4) 幼稚園費	623,317	38,303	661,620	-	-	-	38,303
1. 幼稚園費	623,317	38,303	661,620	-	-	-	38,303

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 ▲3,493	
8. 旅 費 ▲200	1. 費用弁償 ▲200	
18. 負担金補助及び 交付金 8,784	1. 負 担 金 8,784	
1. 報 酬 45,307	3. 非常勤職員報酬 45,307	1. 人 件 費 39,375 (1) パートタイム会計年度任用職員 41,077 ア. 報 酬 45,307 イ. 手 当 ▲183 ウ. 共 済 費 ▲4,047 (2) フルタイム会計年度任用職員 4,108 ア. 給 料 2,606 イ. 手 当 530 ウ. 共 済 費 972 (3) 臨時的任用職員 ▲2,304 (4) 一般職員 2,305 (5) 任期付常勤職員 ▲5,811
2. 給 料 ▲228	2. 一般職給 ▲228	2. 事務経費 ▲1,072 旅 ▲1,072
3. 職員手当等 ▲3,780	1. 扶養手当 60 2. 地域手当 ▲51 3. 通勤手当 207 10. 期末手当 ▲1,935 11. 勤勉手当 ▲2,408 14. 住居手当 748 16. 教員特別手当 ▲56 19. 児童手当等 ▲345	
4. 共 済 費 ▲1,924	3. 共済組合負担金 222 8. 教職員互助会負担金 ▲11	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(5) 社会教育費	1,581,925	46,103	1,628,028	▲53,248	31,800	-	67,551
2. 文化財保護費	440,032	▲298	439,734	▲53,248	31,800	-	21,150
3. 図書館費	1,114,432	46,401	1,160,833	-	-	-	46,401

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	9. 公立学校共済組合負担金 ▲199	
	10. 厚生年金負担金 ▲1,936	
8. 旅 費 ▲1,072	1. 費用弁償 ▲1,072	
1. 報 酬 34	3. 非常勤職員報酬 34	1. 人 件 費 ▲302 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲11 ア. 報 酬 34 イ. 手 当 27 ウ. 共 済 費 ▲72
2. 給 料 220	2. 一般職給 220	(2) 一般職員 ▲363 (3) 再任用職員 47 (4) 任期付常勤職員 25
3. 職員手当等 ▲290	2. 地域手当 22 3. 通勤手当 - 10. 期末手当 ▲4 11. 勤勉手当 ▲248 19. 児童手当等 ▲60	2. 事務経費 4 旅 4
4. 共 済 費 ▲266	3. 共済組合負担金 ▲404 10. 厚生年金負担金 138	
8. 旅 費 4	1. 費用弁償 4	
1. 報 酬 4,448	3. 非常勤職員報酬 4,448	1. 人 件 費 14,328 (1) パートタイム会計年度任用職員 5,487
2. 給 料 7,203	2. 一般職給 7,203	ア. 報 酬 4,448 イ. 手 当 569

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(6) 保健体育費	2,286,734	145,183	2,431,917	18,323	-	-	126,860
1. 保健体育総務費	176,213	3,769	179,982	-	-	-	3,769

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 3,206	2. 地域手当 721 3. 通勤手当 1,241 10. 期末手当 875 11. 勤勉手当 ▲57 14. 住居手当 546 19. 児童手当等 ▲120	ウ. 共 済 費 470 (2) 一般職員 3,609 (3) 再任用職員 14,644 (4) 任期付短時間職員 ▲9,412 2. 中央図書館管理運営経費 79 (1) 各種委託料 79 ア. 安心と輝きの杜施設総合管理委託料 イ. 安心と輝きの杜一般廃棄物運搬処理業務委託料 3. 市駅前行政サービス再編関連事業経費 31,383 消 1,383 備 30,000 4. 事務経費 611 旅 42 消 569
4. 共 済 費 ▲529	3. 共済組合負担金 ▲160 10. 厚生年金負担金 ▲369	
8. 旅 費 42	1. 費用弁償 42	
10. 需 用 費 1,952	1. 消耗品費 1,952	
12. 委 託 料 79	1. 委 託 料 79	
17. 備品購入費 30,000	3. 図 書 費 30,000	
1. 報 酬 ▲2,092	3. 非常勤職員報酬 ▲2,092	1. 人 件 費 1,404 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲2,849 ア. 報 酬 ▲2,092 イ. 手 当 ▲397 ウ. 共 済 費 ▲360 (2) 一般職員 3,995 (3) 再任用職員 258
2. 給 料 3,333	2. 一般職給 3,333	
3. 職員手当等 287	1. 扶養手当 ▲462	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. スポーツ施設費	338,062	17	338,079	-	-	-	17
4. 学校給食費	1,770,503	141,397	1,911,900	18,323	-	-	123,074

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	2. 地域手当 288	2. 事務経費 2,365
	3. 通勤手当 80	
	10. 期末手当 ▲19	
	11. 勤勉手当 400	
4. 共 済 費 ▲124	3. 共済組合負担金 59	
	10. 厚生年金負担金 ▲183	
12. 委 託 料 2,365	1. 委 託 料 2,365	
12. 委 託 料 17	1. 委 託 料 17	1. サプリ村野スポーツセンター管理運営経費 17 (1) 諸 経 費 17 委 17
1. 報 酬 ▲10,156	3. 非常勤職員報酬 ▲10,156	1. 人 件 費 ▲10,669 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲15,890 ア. 報 酬 ▲10,156 イ. 手 当 ▲2,743 ウ. 共 済 費 ▲2,991
2. 給 料 669	2. 一般職給 669	(2) 一般職員 8,555 (3) 再任用職員 ▲3,334
3. 職員手当等 ▲1,584	1. 扶養手当 295	2. 備品購入経費 51,845 (1) 調理場用空調機器
	2. 地域手当 ▲153	3. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費 88,925 (1) 学校給食費支援事業費 88,925 補 88,925
	3. 通勤手当 ▲111	4. 中学校給食における全員給食実施事業経費 11,296 (1) アドバイザリー業務委託料 11,296
	10. 期末手当 ▲1,564	
	11. 勤勉手当 ▲419	
	14. 住居手当 383	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
11. 諸支出金	82,965	1,674,138	1,757,103	-	-	▲140	1,674,278
(項)							
(1) 諸 費	82,965	1,674,138	1,757,103	-	-	▲140	1,674,278
2. 財政調整基金費	79,678	1,674,138	1,753,816	-	-	▲140	1,674,278
(款)							
12. 予 備 費	2,250,000	▲1,700,000	550,000	-	-	-	▲1,700,000
(項)							
(1) 予 備 費	2,250,000	▲1,700,000	550,000	-	-	-	▲1,700,000
1. 予 備 費	2,250,000	▲1,700,000	550,000	-	-	-	▲1,700,000
歳 出 合 計	162,716,111	1,405,434	164,121,545	1,126,001	▲59,100	45,024	293,509

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	19. 児童手当等 ▲15	
4. 共 済 費 402	3. 共済組合負担金 2,292 10. 厚生年金負担金 ▲1,890	
12. 委 託 料 11,296	1. 委 託 料 11,296	
17. 備品購入費 51,845	1. 庁用器具費 51,845	
18. 負担金補助及び 交付金 88,925	2. 補 助 金 88,925	
24. 積 立 金 1,674,138	1. 基金積立金 1,674,138	1. 財政調整基金積立金 1,674,138 (1) 基金利子分 ▲140 (2) 本年度積立分 1,674,278

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備考 [備 考 の 他 の 手 当 の 内 訳]	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 (年 間 支 給 率)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
補 正 前	長 等	6	-	57,600	26,257 (3.3月分)	5,761	26,553	116,171	16,176	132,347	通退 921 25,632
	議 員	32	257,925	-	114,619 (4.4月分)	-	-	372,544	72,287	444,831	
	その他の 特別職	2,608	297,856	-	-	-	-	297,856	470	298,326	
	計	2,646	555,781	57,600	140,876	5,761	26,553	786,571	88,933	875,504	
補 正 額	長 等	-	-	-	▲1,589 (-月分)	-	▲24	▲1,613	▲984	▲2,597	通 ▲24
	議 員	-	▲821	-	▲12,363 (-月分)	-	-	▲13,184	▲3,906	▲17,090	
	その他の 特別職	3	4,158	-	-	-	-	4,158	▲4	4,154	
	計	3	3,337	-	▲13,952	-	▲24	▲10,639	▲4,894	▲15,533	
補 正 後	長 等	6	-	57,600	24,668 (3.3月分)	5,761	26,529	114,558	15,192	129,750	通退 897 25,632
	議 員	32	257,104	-	102,256 (4.4月分)	-	-	359,360	68,381	427,741	
	その他の 特別職	2,611	302,014	-	-	-	-	302,014	466	302,480	
	計	2,649	559,118	57,600	126,924	5,761	26,529	775,932	84,039	859,971	

(注) 備考欄(その他の手当の内訳)は次のとおり略している。

通…通勤手当 退…退職手当

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前	(2,652) 1,959	2,211,787	8,545,151	6,204,054	16,960,992	3,331,728	20,292,720	
補正額	(5) ▲41	131,613	▲394,242	54,468	▲208,161	▲177,508	▲385,669	
補正後	(2,657) 1,918	2,343,400	8,150,909	6,258,522	16,752,831	3,154,220	19,907,051	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	178,860	▲4,396
	地 域 手 当	900,833	▲32,390	868,443
	通 勤 手 当	212,594	▲4,959	207,635
	管 理 職 手 当	286,836	9,818	296,654
	時 間 外 勤 務 手 当	474,954	▲18,158	456,796
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	6,543	▲283	6,260
	宿 日 直 手 当	200	-	200
	期 末 手 当	2,283,584	▲80,796	2,202,788
	勤 勉 手 当	1,570,532	▲90,682	1,479,850
	退 職 手 当	123,549	280,031	403,580
	住 居 手 当	142,372	▲2,102	140,270
	教 員 特 別 手 当	5,939	▲1,615	4,324
	初 任 給 調 整 手 当	5,981	-	5,981
	管理職員特別勤務手当	11,277	-	11,277

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	▲394,242	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲394,242	採用に伴う増加分 7,582 退職に伴う減少分 ▲204,254 異動等に伴う増減分 ▲197,570	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>人 1,927</td> <td>人 1,918</td> <td>人 ▲9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>32</td> <td>-</td> <td>▲32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,959</td> <td>1,918</td> <td>▲41</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	人 1,927	人 1,918	人 ▲9	その他	32	-	▲32	計	1,959
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	人 1,927	人 1,918	人 ▲9																
その他	32	-	▲32																
計	1,959	1,918	▲41																

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	54,468	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	54,468	扶養手当 ▲4,396 地域手当 ▲32,390 通勤手当 ▲4,959 管理職手当 9,818 時間外勤務手当 ▲18,158 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 ▲283 宿日直手当 - 期末手当 ▲80,796 勤勉手当 ▲90,682 退職手当 280,031 住居手当 ▲2,102 教員特別手当 ▲1,615 初任給調整手当 - 管理職員特別勤務手当 -	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令和4年10月1日現在			令和5年7月1日現在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	313,051	405,227	42歳 2月	314,265	408,239	42歳 1月
技能労務職	324,442	401,377	49歳 7月	324,626	385,268	49歳 11月
医 師	554,400	886,595	59歳 3月	554,850	820,427	60歳 1月
栄養士等	278,564	364,811	37歳 8月	281,074	363,948	37歳 4月
教 育 職	381,460	502,369	40歳 9月	384,914	519,389	41歳 5月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和 4 年 10 月 1 日 現 在	一般行政職	1 (0.1)	17 (1.1)	31 (2.0)	107 (6.9)	218 (14.1)	297 (19.2)	495 (32.1)	253 (16.4)	125 (8.1)	1,544 (100.0)
	技能労務職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	68 (25.3)	143 (53.1)	37 (13.8)	21 (7.8)	- (-)	269 (100.0)
	医 師	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (50.0)	1 (50.0)	- (-)	- (-)	2 (100.0)
	栄養士等	- (-)	- (-)	- (-)	3 (6.1)	1 (2.0)	5 (10.2)	25 (51.0)	11 (22.5)	4 (8.2)	49 (100.0)
	教 育 職	- (-)	1 (1.6)	- (-)	32 (50.8)	- (-)	11 (17.5)	6 (9.5)	13 (20.6)	- (-)	63 (100.0)
令和 5 年 7 月 1 日 現 在	一般行政職	1 (0.1)	17 (1.1)	32 (2.1)	108 (7.0)	206 (13.3)	287 (18.6)	548 (35.5)	214 (13.9)	130 (8.4)	1,543 (100.0)
	技能労務職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	64 (24.7)	141 (54.4)	37 (14.3)	15 (5.8)	2 (0.8)	259 (100.0)
	医 師	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (50.0)	1 (50.0)	- (-)	- (-)	2 (100.0)
	栄養士等	- (-)	- (-)	- (-)	3 (6.0)	1 (2.0)	5 (10.0)	28 (56.0)	11 (22.0)	2 (4.0)	50 (100.0)
	教 育 職	- (-)	1 (1.6)	1 (1.6)	30 (46.9)	- (-)	13 (20.3)	6 (9.3)	13 (20.3)	- (-)	64 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期間 年度	金額
広報業務経費	補正前	-	-
	補正額	81,754	-
	補正後	81,754	-
キャッシュレス決済導入関連業務委託 (令和5年度設定分)	補正前	-	-
	補正額	4,239	-
	補正後	4,239	-
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	補正前	-	-
	補正額	8,186	-
	補正後	8,186	-
旅券発給事務窓口対応業務委託	補正前	-	-
	補正額	28,000	-
	補正後	28,000	-
郵送請求対応業務委託	補正前	-	-
	補正額	38,429	-
	補正後	38,429	-
個人番号カード交付等関連事業	補正前	-	-
	補正額	169,265	-
	補正後	169,265	-
課税業務委託	補正前	-	-
	補正額	91,000	-
	補正後	91,000	-
納税通知書等作成委託	補正前	-	-
	補正額	37,532	-
	補正後	37,532	-
市税等封入封緘委託	補正前	-	-
	補正額	16,979	-
	補正後	16,979	-
市駅前行政サービス再編関連事業	補正前	-	-
	補正額	259,082	-
	補正後	259,082	-

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	81,754	-	-	-	-	81,754
6	81,754	-	-	-	-	81,754
-	-	-	-	-	-	-
	4,239	-	-	-	-	4,239
6~8	4,239	-	-	-	-	4,239
-	-	-	-	-	-	-
	8,186	-	-	-	-	8,186
6	8,186	-	-	-	-	8,186
-	-	-	-	-	-	-
	28,000	-	6,819	-	-	21,181
6	28,000	-	6,819	-	-	21,181
-	-	-	-	-	-	-
	38,429	-	-	-	-	38,429
6	38,429	-	-	-	-	38,429
-	-	-	-	-	-	-
	169,265	169,265	-	-	-	-
6~7	169,265	169,265	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	91,000	-	-	-	-	91,000
6~8	91,000	-	-	-	-	91,000
-	-	-	-	-	-	-
	37,532	-	-	-	-	37,532
6	37,532	-	-	-	-	37,532
-	-	-	-	-	-	-
	16,979	-	-	-	-	16,979
6	16,979	-	-	-	-	16,979
-	-	-	-	-	-	-
	259,082	-	-	-	-	259,082
6	259,082	-	-	-	-	259,082

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
市駅前行政サービス再編関連賃借料	補正前	-	-	-
	補正額	6,062		-
	補正後	6,062	-	-
幼児療育園跡地活用事業	補正前	-	-	-
	補正額	16,200		-
	補正後	16,200	-	-
生涯学習情報プラザ運営委託	補正前	-	-	-
	補正額	94,145		-
	補正後	94,145	-	-
文化財管理用地草刈等委託	補正前	-	-	-
	補正額	30,111		-
	補正後	30,111	-	-
淀川河川敷グラウンド草刈業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	18,189		-
	補正後	18,189	-	-
総合体育館改修工事	補正前	-	-	-
	補正額	22,671		-
	補正後	22,671	-	-
福祉サービス検索システム運用委託	補正前	-	-	-
	補正額	660		-
	補正後	660	-	-
子ども・子育て支援に係る調査等委託	補正前	-	-	-
	補正額	2,250		-
	補正後	2,250	-	-
大型太陽光発電設備賃借料 (令和5年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	6,894		-
	補正後	6,894	-	-
鳥害対策委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,537		-
	補正後	1,537	-	-
東部資源循環センター部品購入経費	補正前	-	-	-
	補正額	30,998		-
	補正後	30,998	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	6,062	-	-	-	-	6,062
6~10	6,062	-	-	-	-	6,062
-	-	-	-	-	-	-
	16,200	-	-	-	4,200	12,000
6	16,200	-	-	-	4,200	12,000
-	-	-	-	-	-	-
	94,145	-	-	-	-	94,145
6~9	94,145	-	-	-	-	94,145
-	-	-	-	-	-	-
	30,111	-	-	-	-	30,111
6	30,111	-	-	-	-	30,111
-	-	-	-	-	-	-
	18,189	-	-	-	-	18,189
6	18,189	-	-	-	-	18,189
-	-	-	-	-	-	-
	22,671	-	-	17,000	-	5,671
6	22,671	-	-	17,000	-	5,671
-	-	-	-	-	-	-
	660	-	-	-	-	660
6	660	-	-	-	-	660
-	-	-	-	-	-	-
	2,250	-	-	-	-	2,250
6	2,250	-	-	-	-	2,250
-	-	-	-	-	-	-
	6,894	-	-	-	6,894	-
6~9	6,894	-	-	-	6,894	-
-	-	-	-	-	-	-
	1,537	-	-	-	-	1,537
6	1,537	-	-	-	-	1,537
-	-	-	-	-	-	-
	30,998	-	-	-	-	30,998
6	30,998	-	-	-	-	30,998

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
希釈放流センター設備改修工事	補正前	-	-	-
	補正額	48,800		-
	補正後	48,800	-	-
市有建築物計画保全事業	補正前	-	-	-
	補正額	5,000		-
	補正後	5,000	-	-
学校園施設改善事業	補正前	-	-	-
	補正額	14,300		-
	補正後	14,300	-	-
牧野長尾線整備事業 (令和5年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	20,000		-
	補正後	20,000	-	-
車両購入経費	補正前	-	-	-
	補正額	7,880		-
	補正後	7,880	-	-
中学校給食における全員給食実施 アドバイザー業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	22,597		-
	補正後	22,597	-	-
学校給食調理業務委託 (令和5年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	336,486		-
	補正後	336,486	-	-
おやつ提供業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	180,000		-
	補正後	180,000	-	-
電算システム等賃借料 (令和5年度設定分)	補正前	460,007	-	-
	補正額	49,522		-
	補正後	509,529	-	-
合計	補正前	85,440,929		31,854,199
	補正額	1,648,768		-
	補正後	87,089,697		31,854,199

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	48,800	-	-	36,600	-	12,200
6	48,800	-	-	36,600	-	12,200
-	-	-	-	-	-	-
	5,000	-	-	-	-	5,000
6	5,000	-	-	-	-	5,000
-	-	-	-	-	-	-
	14,300	-	-	-	-	14,300
6	14,300	-	-	-	-	14,300
-	-	-	-	-	-	-
	20,000	-	-	-	-	20,000
6	20,000	-	-	-	-	20,000
-	-	-	-	-	-	-
	7,880	-	-	-	-	7,880
6~7	7,880	-	-	-	-	7,880
-	-	-	-	-	-	-
	22,597	-	-	-	-	22,597
6	22,597	-	-	-	-	22,597
-	-	-	-	-	-	-
	336,486	-	-	-	-	336,486
6~8	336,486	-	-	-	-	336,486
-	-	-	-	-	-	-
	180,000	-	-	-	180,000	-
6~9	180,000	-	-	-	180,000	-
6~10	460,007	-	-	-	-	460,007
	49,522	-	-	-	-	49,522
6~10	509,529	-	-	-	-	509,529
	53,586,730	5,203,688	2,166,084	12,320,600	2,771,134	31,125,224
	1,648,768	169,265	6,819	53,600	191,094	1,227,990
	55,235,498	5,372,953	2,172,903	12,374,200	2,962,228	32,353,214

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	45,119,048	52,419,885	8,792,400	5,588,033	55,624,252
	補正額	-	▲5,464,731	▲59,100	-	▲5,523,831
	補正後	45,119,048	46,955,154	8,733,300	5,588,033	50,100,421
(1) 総 務	補正前	10,026,903	9,611,900	279,100	613,869	9,277,131
	補正額	-	▲55,575	-	-	▲55,575
	補正後	10,026,903	9,556,325	279,100	613,869	9,221,556
(2) 民 生	補正前	2,270,092	2,166,463	311,600	189,362	2,288,701
	補正額	-	▲38,155	3,200	-	▲34,955
	補正後	2,270,092	2,128,308	314,800	189,362	2,253,746
(3) 衛 生	補正前	5,262,989	5,371,517	877,300	884,356	5,364,461
	補正額	-	▲88,300	-	-	▲88,300
	補正後	5,262,989	5,283,217	877,300	884,356	5,276,161
(4) 農林水産業	補正前	-	570	-	43	527
	補正額	-	▲70	3,500	-	3,430
	補正後	-	500	3,500	43	3,957
(5) 商 工	補正前	97,150	178,250	15,000	13,276	179,974
	補正額	-	▲9,800	-	-	▲9,800
	補正後	97,150	168,450	15,000	13,276	170,174
(6) 土 木	補正前	13,015,567	17,424,930	6,016,000	1,947,685	21,493,245
	補正額	-	▲2,079,064	▲114,600	-	▲2,193,664
	補正後	13,015,567	15,345,866	5,901,400	1,947,685	19,299,581
(7) 消 防	補正前	1,020,760	886,726	-	276,027	610,699
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	1,020,760	886,726	-	276,027	610,699
(8) 教 育	補正前	13,425,587	16,779,529	1,293,400	1,663,415	16,409,514
	補正額	-	▲3,193,767	48,800	-	▲3,144,967
	補正後	13,425,587	13,585,762	1,342,200	1,663,415	13,264,547
2. そ の 他	補正前	68,565,903	65,908,639	2,900,000	5,914,172	62,894,467
	補正額	-	29,088	▲1,028,508	-	▲999,420
	補正後	68,565,903	65,937,727	1,871,492	5,914,172	61,895,047
(1) 地 方 税 等 減収補填債	補正前	279,330	253,943	-	22,344	231,599
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	279,330	253,943	-	22,344	231,599
(2) 住 民 税 等 減税補填債	補正前	626,262	402,877	-	174,104	228,773
	補正額	-	▲1	-	-	▲1
	補正後	626,262	402,876	-	174,104	228,772
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	67,660,311	65,251,819	2,900,000	5,717,724	62,434,095
	補正額	-	29,089	▲1,028,508	-	▲999,419
	補正後	67,660,311	65,280,908	1,871,492	5,717,724	61,434,676
合 計	補正前	113,684,951	118,328,524	11,692,400	11,502,205	118,518,719
	補正額	-	▲5,435,643	▲1,087,608	-	▲6,523,251
	補正後	113,684,951	112,892,881	10,604,792	11,502,205	111,995,468

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1) 議会費	▲4,722	▲33	-	-	-	▲4,755
(2) 総務費	▲128,699	124,445	-	-	202,750	198,496
(3) 民生費	▲97,124	21,046	-	5,000	875,382	804,304
(4) 衛生費	▲53,802	1,564	▲6,074	-	532,762	474,450
(5) 農林水産業費	9,406	-	-	-	-	9,406
(6) 商工費	14,411	▲683	-	-	-	13,728
(7) 土木費	13,275	2,148	-	204,491	▲334,643	▲114,729
(8) 消防費	▲2,646	1,525	-	-	947	▲174
(9) 教育費	▲152,481	104,555	-	-	98,496	50,570
(10) 公債費	-	-	-	-	-	-
(11) 諸支出金	-	-	-	-	1,674,138	1,674,138
(12) 予備費	-	-	-	-	▲1,700,000	▲1,700,000
合計	▲402,382	254,567	▲6,074	209,491	1,349,832	1,405,434
現計予算の内訳	21,266,002	33,398,986	2,614,054	6,957,626	98,479,443	162,716,111
総計	20,863,620	33,653,553	2,607,980	7,167,117	99,829,275	164,121,545
総計の構成比 (%)	12.7	20.5	1.6	4.4	60.8	100.0

令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 33,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,411,426千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年（2023 年）9 月 22 日提出

枚 方 市 長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 府支出金		28,367,153	4,599	28,371,752
	(1) 府補助金	28,367,153	4,599	28,371,752
4. 繰入金		3,825,490	▲18,012	3,807,478
	(1) 一般会計繰入金	3,825,490	▲18,012	3,807,478
5. 諸収入		963,323	▲75,015	888,308
	(2) 雑入	930,223	▲75,015	855,208
6. 国庫支出金		-	1,015	1,015
	(2) 国庫補助金	-	1,015	1,015
7. 繰越金		300,000	120,613	420,613
	(1) 繰越金	300,000	120,613	420,613
歳入合計		41,378,226	33,200	41,411,426

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		669,614	▲13,238	656,376
	(1) 総務管理費	632,826	▲13,238	619,588
4. 保健事業費		399,069	▲175	398,894
	(1) 特定健康診査等事業費	350,732	▲175	350,557
5. 国民健康保険事業費納付金		12,102,622	-	12,102,622
	(1) 医療給付費分	8,739,587	-	8,739,587
9. 予備費		489,786	46,613	536,399
	(1) 予備費	489,786	46,613	536,399
歳出合計		41,378,226	33,200	41,411,426

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
納入通知書封入封緘等業務委託	-	-	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	37,300
合 計		100		37,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 府支出金	28,367,153	4,599	28,371,752		
(項)					
(1) 府補助金	28,367,153	4,599	28,371,752		
1. 保険給付費等交付金	28,332,582	4,599	28,337,181	2. 保険給付費等交付金(特別交付金)	4,599
(款)					
4. 繰入金	3,825,490	▲18,012	3,807,478		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,825,490	▲18,012	3,807,478		
1. 一般会計繰入金	3,825,490	▲18,012	3,807,478	3. 職員給与等繰入金	▲25,096
				4. 事務費等分繰入金	7,084
(款)					
5. 諸収入	963,323	▲75,015	888,308		
(項)					
(2) 雑入	930,223	▲75,015	855,208		
5. 雑入	852,203	▲75,015	777,188	1. 雑入	▲75,015
(款)					
6. 国庫支出金	-	1,015	1,015		
(項)					
(2) 国庫補助金	-	1,015	1,015		
8. 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	-	1,015	1,015	1. 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	1,015
(款)					
7. 繰越金	300,000	120,613	420,613		
(項)					
(1) 繰越金	300,000	120,613	420,613		
1. 繰越金	300,000	120,613	420,613	1. 繰越金	120,613
歳入合計	41,378,226	33,200	41,411,426		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
2. 特別調整交付金分 (市町村向け)	4,599	1. 特別調整交付金分 (市町村向け)	4,599
1. 職員給与等繰入金	▲25,096	1. 職員給与等繰入金	▲25,096
		2. 事務費等分繰入金	7,084
1. 事務費等分繰入金	7,084		
1. 雑 入	▲75,015	1. 雑 入	▲75,015
1. 健康保険組合等出 産育児一時金臨時 補助金	1,015	1. 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	1,015
1. 前年度繰越金	120,613	1. 前年度繰越金	120,613

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 1. 総 務 費	669,614	▲13,238	656,376	4,774	-	-	▲18,012
(項) (1) 総務管理費	632,826	▲13,238	619,588	4,774	-	-	▲18,012
1. 一般管理費	625,125	▲13,238	611,887	4,774	-	-	▲18,012
(款) 4. 保健事業費	399,069	▲175	398,894	▲175	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 483	3. 非常勤職員報酬 483	1. 人 件 費 ▲25,210 (1) パートタイム会計年度任用職員 480 ア. 報 酬 483 イ. 手 当 ▲148 ウ. 共 済 費 145
2. 給 料 ▲11,400	2. 一般職給 ▲11,400	(2) 一般職員 ▲22,143 (3) 任期付短時間職員 ▲3,547
3. 職員手当等 ▲7,825	1. 扶養手当 ▲162 2. 地域手当 ▲1,156 3. 通勤手当 571 10. 期末手当 ▲3,214 11. 勤勉手当 ▲2,772 14. 住居手当 ▲1,032 19. 児童手当等 ▲60	2. 各種委託料 11,858 (1) システム変更委託料
4. 共 済 費 ▲6,468	3. 共済組合負担金 ▲6,365 10. 厚生年金負担金 ▲103	3. 事務経費 114 旅 114
8. 旅 費 114	1. 費用弁償 114	
12. 委 託 料 11,858	1. 委 託 料 11,858	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(1) 特定健康診査等 事業費	350,732	▲175	350,557	▲175	-	-	-
1. 特定健康診査等 事業費	350,732	▲175	350,557	▲175	-	-	-
(款)							
5. 国民健康保険事 業費納付金	12,102,622	-	12,102,622	1,015	-	▲1,015	-
(項)							
(1) 医療給付費分	8,739,587	-	8,739,587	1,015	-	▲1,015	-
1. 一般被保険者医 療給付費分	8,739,311	-	8,739,311	1,015	-	▲1,015	-
(款)							
9. 予 備 費	489,786	46,613	536,399	-	-	46,613	-
(項)							
(1) 予 備 費	489,786	46,613	536,399	-	-	46,613	-
1. 予 備 費	489,786	46,613	536,399	-	-	46,613	-
歳 出 合 計	41,378,226	33,200	41,411,426	5,614	-	45,598	▲18,012

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 ▲1	3. 非常勤職員報酬 ▲1	1. 人 件 費 ▲183 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲29 ア. 報 酬 ▲1 イ. 手 当 ▲2 ウ. 共 済 費 ▲26 (2) 任期付短時間職員 ▲154
3. 職員手当等 ▲5	3. 通勤手当 4 5. 時間外勤務手当 ▲5 10. 期末手当 ▲3 11. 勤勉手当 ▲1	2. 事務経費 8 旅 8
4. 共 済 費 ▲177	3. 共済組合負担金 ▲169 10. 厚生年金負担金 ▲8	
8. 旅 費 8	1. 費用弁償 8	
		(財 源 補 正)

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(34) 34	31,966	138,582	98,840	269,388	55,838	325,226	
補 正 額	(-) ▲1	482	▲11,400	▲7,770	▲18,688	▲6,645	▲25,333	
補 正 後	(34) 33	32,448	127,182	91,070	250,700	49,193	299,893	

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	1,254	▲162	1,092
	地 域 手 当	14,276	▲1,156	13,120
	通 勤 手 当	3,426	575	4,001
	管 理 職 手 当	2,904	-	2,904
	時 間 外 勤 務 手 当	10,225	▲5	10,220
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	16	-	16
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	38,472	▲3,217	35,255
	勤 勉 手 当	27,001	▲2,773	24,228
	住 居 手 当	1,266	▲1,032	234

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	▲11,400	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲11,400	採用に伴う増加分 - 退職に伴う減少分 - 異動等に伴う増減分 ▲11,400	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>人 34</td> <td>人 33</td> <td>人 ▲1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34</td> <td>33</td> <td>▲1</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	人 34	人 33	人 ▲1	その他	-	-	-	計	34
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	人 34	人 33	人 ▲1																
その他	-	-	-																
計	34	33	▲1																

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
職員手当	▲7,770	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	▲7,770	扶養手当 ▲162 地域手当 ▲1,156 通勤手当 575 管理職手当 - 時間外勤務手当 ▲5 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 ▲3,217 勤勉手当 ▲2,773 住居手当 ▲1,032	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区分	令和4年10月1日現在			令和5年7月1日現在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職等	314,065	381,658	43歳10月	306,100	400,052	42歳4月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区分		9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
令和4年10月1日現在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	2 (5.9)	2 (5.9)	9 (26.5)	12 (35.3)	5 (14.7)	4 (11.7)	34 (100.0)
令和5年7月1日現在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	2 (6.1)	2 (6.1)	6 (18.2)	17 (51.5)	2 (6.1)	4 (12.0)	33 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
納入通知書封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	37,300		-
	補正後	37,300	-	-
合 計	補正前	714,729		184,060
	補正額	37,300		-
	補正後	752,029		184,060

のについての前年度末までの支出額

の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	37,300	-	-	-	-	37,300
6	37,300	-	-	-	-	37,300
	530,669	-	76,080	-	8,271	446,318
	37,300	-	-	-	-	37,300
	567,969	-	76,080	-	8,271	483,618

令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ96,357千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,682,357千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 支払基金交付金		9,663,012	2,655	9,665,667
	(1) 支払基金交付金	9,663,012	2,655	9,665,667
6. 繰入金		6,473,004	▲2,451	6,470,553
	(1) 一般会計繰入金	5,610,952	▲2,451	5,608,501
8. 繰越金		880,000	96,153	976,153
	(1) 繰越金	880,000	96,153	976,153
歳入合計		37,586,000	96,357	37,682,357

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		626,577	▲2,451	624,126
	(1) 総務管理費	424,906	▲2,451	422,455
5. 諸支出金		598,849	10,893	609,742
	(1) 償還金及び還付加算金	484,148	10,893	495,041
6. 基金積立金		408,620	87,915	496,535
	(1) 基金積立金	408,620	87,915	496,535
歳 出 合 計		37,586,000	96,357	37,682,357

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護用品支給事業委託	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	35,323
合 計		35,323

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 支払基金交付金	9,663,012	2,655	9,665,667		
(項)					
(1) 支払基金交付金	9,663,012	2,655	9,665,667		
1. 介護給付費交付金	9,196,849	2,655	9,199,504	2. 過年度分	2,655
(款)					
6. 繰入金	6,473,004	▲2,451	6,470,553		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	5,610,952	▲2,451	5,608,501		
1. 一般会計繰入金	5,610,952	▲2,451	5,608,501	3. 職員給与等繰入金	▲2,451
(款)					
8. 繰越金	880,000	96,153	976,153		
(項)					
(1) 繰越金	880,000	96,153	976,153		
1. 繰越金	880,000	96,153	976,153	1. 繰越金	96,153
歳入合計	37,586,000	96,357	37,682,357		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 過年度分	2,655	1. 過年度分	2,655
1. 職員給与等繰入金	▲2,451	1. 職員給与等繰入金	▲2,451
1. 前年度繰越金	96,153	1. 前年度繰越金	96,153

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	626, 577	▲2, 451	624, 126	-	-	-	▲2, 451
(項)							
(1) 総務管理費	424, 906	▲2, 451	422, 455	-	-	-	▲2, 451
1. 一般管理費	424, 906	▲2, 451	422, 455	-	-	-	▲2, 451
(款)							
5. 諸支出金	598, 849	10, 893	609, 742	-	-	10, 893	-
(項)							
(1) 償還金及び還付加算金	484, 148	10, 893	495, 041	-	-	10, 893	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 147	3. 非常勤職員報酬 147	1. 人 件 費 ▲2,451 (1) パートタイム会計年度任用職員 412 ア. 報 酬 147 イ. 手 当 ▲354 ウ. 共 済 費 619
2. 給 料 1,041	2. 一般職給 1,041	(2) 一般職員 ▲6,522 (3) 再任用職員 3,659
3. 職員手当等 1,117	1. 扶養手当 1,020 2. 地域手当 271 3. 通勤手当 155 10. 期末手当 140 11. 勤勉手当 ▲523 14. 住居手当 ▲66 19. 児童手当等 120	
4. 共 済 費 ▲4,756	3. 共済組合負担金 ▲5,256 4. 災害補償基金負担金 ▲18 10. 厚生年金負担金 518	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 償 還 金	474,269	10,893	485,162	-	-	10,893	-
(款)							
6. 基金積立金	408,620	87,915	496,535	-	-	87,915	-
(項)							
(1) 基金積立金	408,620	87,915	496,535	-	-	87,915	-
1. 基金積立金	408,620	87,915	496,535	-	-	87,915	-
歳 出 合 計	37,586,000	96,357	37,682,357	-	-	98,808	▲2,451

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	区	分				
分	分					
金	金	額				
額	額					
22. 償還金利子及び 割引料 10,893	1. 償還金 10,893		1. 国庫負担金等償還金			10,893
24. 積立金 87,915	1. 基金積立金 87,915		1. 介護給付費準備基金積立金			87,915

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(39) 26	65,694	101,367	85,500	252,561	54,949	307,510	
補 正 額	(-) ▲1	147	1,041	997	2,185	▲4,756	▲2,571	
補 正 後	(39) 25	65,841	102,408	86,497	254,746	50,193	304,939	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	2,052	1,020
	地 域 手 当	10,638	271	10,909
	通 勤 手 当	3,074	155	3,229
	管 理 職 手 当	2,940	-	2,940
	時 間 外 勤 務 手 当	8,923	-	8,923
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	2	-	2
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	36,486	140	36,626
	勤 勉 手 当	20,089	▲523	19,566
	住 居 手 当	1,296	▲66	1,230

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考																			
給 料	1,041	1 給与改定に伴う増減分	-																				
		2 その他の増減分	1,041	採用に伴う増加分 - 退職に伴う減少分 - 異動等に伴う増減分 1,041	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 に 在 職</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>する職員数</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>▲1</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>▲1</td> <td>▲1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>▲1</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	27	26	▲1	そ の 他	▲1	▲1	-	計	26
	補正前	補正後	増 減																				
現 に 在 職	人	人	人																				
する職員数	27	26	▲1																				
そ の 他	▲1	▲1	-																				
計	26	25	▲1																				

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
職員手当	997	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	997	扶養手当 1,020 地域手当 271 通勤手当 155 管理職手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 140 勤勉手当 ▲523 住居手当 ▲66	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区分	令和4年10月1日現在			令和5年7月1日現在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職等	318,144	409,610	43歳 11月	324,012	442,913	44歳 8月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区分		9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
令和4年 10月1日 現在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (18.5)	8 (29.6)	9 (33.4)	4 (14.8)	1 (3.7)	27 (100.0)
令和5年 7月1日 現在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (19.2)	7 (26.9)	10 (38.5)	4 (15.4)	- (-)	26 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
介護用品支給事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	35,323		-
	補正後	35,323	-	-
合 計	補正前	1,828,901		1,114,015
	補正額	35,323		-
	補正後	1,864,224		1,114,015

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	35,323	13,599	6,800	-	8,124	6,800
6	35,323	13,599	6,800	-	8,124	6,800
	714,886	217,415	108,898	-	139,135	249,438
	35,323	13,599	6,800	-	8,124	6,800
	750,209	231,014	115,698	-	147,259	256,238

令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,687,015千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		1,346,912	32,743	1,379,655
	(1) 一般会計繰入金	1,346,912	32,743	1,379,655
3. 諸収入		2,736	5,749	8,485
	(2) 雑入	1,736	5,749	7,485
4. 繰越金		65,000	14,523	79,523
	(1) 繰越金	65,000	14,523	79,523
歳入合計		7,634,000	53,015	7,687,015

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		159,880	38,492	198,372
	(1) 総務管理費	145,366	38,492	183,858
2. 後期高齢者医療広域連 合納付金		7,441,884	14,523	7,456,407
	(1) 後期高齢者医療広域連 合納付金	7,441,884	14,523	7,456,407
歳 出 合 計		7,634,000	53,015	7,687,015

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款) 2. 繰入金	1,346,912	32,743	1,379,655		
(項) (1) 一般会計繰入金	1,346,912	32,743	1,379,655		
1. 一般会計繰入金	1,346,912	32,743	1,379,655	1. 事務費等分繰入金	21,238
				3. 職員給与等繰入金	11,505
(款) 3. 諸収入	2,736	5,749	8,485		
(項) (2) 雑入	1,736	5,749	7,485		
1. 雑入	1,736	5,749	7,485	1. 雑入	5,749
(款) 4. 繰越金	65,000	14,523	79,523		
(項) (1) 繰越金	65,000	14,523	79,523		
1. 繰越金	65,000	14,523	79,523	1. 繰越金	14,523
歳入合計	7,634,000	53,015	7,687,015		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 事務費等分繰入金	21,238	1. 事務費等分繰入金	21,238
		2. 職員給与等繰入金	11,505
1. 職員給与等繰入金	11,505		
1. 雑 入	5,749	1. 雑 入	5,749
1. 前年度繰越金	14,523	1. 前年度繰越金	14,523

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	159,880	38,492	198,372	-	-	5,749	32,743
(項)							
(1) 総務管理費	145,366	38,492	183,858	-	-	5,749	32,743
1. 一般管理費	145,366	38,492	183,858	-	-	5,749	32,743

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 27	3. 非常勤職員報酬 27
2. 給 料 7,884	2. 一般職給 7,884
3. 職員手当等 3,470	1. 扶養手当 ▲42 2. 地域手当 844 3. 通勤手当 246 4. 管理職手当 600 10. 期末手当 1,462 11. 勤勉手当 812 14. 住居手当 ▲212 19. 児童手当等 ▲240
4. 共 済 費 217	3. 共済組合負担金 353 10. 厚生年金負担金 ▲136
8. 旅 費 9	1. 費用弁償 9
11. 役 務 費 4,628	1. 通信運搬費 4,628

概 要 説 明			
1. 人 件 費			11,598
(1) パートタイム会計年度任用職員			▲149
ア. 報 酬			27
イ. 手 当			▲18
ウ. 共 済 費			▲158
(2) 一般職員			8,040
(3) 再任用職員			3,707
2. 後期高齢者医療電子計算システム経費			3,897
(1) システム機器改修委託料			
3. ひらかたポイント関係経費			22,885
通	4,628 委	4,747 負	13,510
4. 事務経費			112
旅	9 委	103	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,441,884	14,523	7,456,407	-	-	14,523	-
(項)							
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,441,884	14,523	7,456,407	-	-	14,523	-
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,441,884	14,523	7,456,407	-	-	14,523	-
歳 出 合 計	7,634,000	53,015	7,687,015	-	-	20,272	32,743

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 8,747	1. 委 託 料 8,747	
18. 負担金補助及び 交付金 13,510	1. 負 担 金 13,510	
18. 負担金補助及び 交付金 14,523	1. 負 担 金 14,523	1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金 14,523

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正前	(8) 7	9,049	29,266	22,192	60,507	14,542	75,049	
補正額	(5) 2	27	7,884	3,710	11,621	217	11,838	
補正後	(13) 9	9,076	37,150	25,902	72,128	14,759	86,887	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	1,236	▲42	1,194
	地 域 手 当	3,134	844	3,978
	通 勤 手 当	615	246	861
	管 理 職 手 当	828	600	1,428
	時 間 外 勤 務 手 当	1,648	-	1,648
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	-	-	-
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	8,530	1,462	9,992
	勤 勉 手 当	5,989	812	6,801
	住 居 手 当	212	▲212	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	7,884	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	7,884	採用に伴う増加分 - 退職に伴う減少分 - 異動等に伴う増減分 7,884	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>人 9</td> <td>人 9</td> <td>人 -</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲2</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	人 9	人 9	人 -	その他	▲2	-	2	計	7
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	人 9	人 9	人 -																
その他	▲2	-	2																
計	7	9	2																

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
職員手当	3,710	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	3,710	扶養手当 ▲42 地域手当 844 通勤手当 246 管理職手当 600 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 1,462 勤勉手当 812 住居手当 ▲212	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区分	令和4年10月1日現在			令和5年7月1日現在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職等	354,233	456,529	50歳6月	349,738	458,656	48歳8月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区分		9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
令和4年10月1日現在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (11.1)	1 (11.1)	4 (44.5)	2 (22.2)	- (-)	1 (11.1)	9 (100.0)
令和5年7月1日現在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (11.1)	1 (11.1)	3 (33.4)	3 (33.3)	- (-)	1 (11.1)	9 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

令和 5 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 88,048千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年(2023年)9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		87,869	178	88,047
	(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	87,869	178	88,047
歳 出	合 計	87,870	178	88,048

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
4.繰越金	36,000	178	36,178		
(項)					
(1)繰越金	36,000	178	36,178		
1.繰越金	36,000	178	36,178	1.繰越金	178
歳入合計	87,870	178	88,048		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 前年度繰越金	178	1. 前年度繰越金 178

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	87,869	178	88,047	-	-	178	-
(項)							
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	87,869	178	88,047	-	-	178	-
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	61,200	178	61,378	-	-	178	-
歳 出 合 計	87,870	178	88,048	-	-	178	-

(単位：千円)

節	細節		
区分	区分	概要説明	
金額	金額		
20. 貸付金 178	1. 貸付金 178	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 178 (1) 母子福祉資金貸付金 178	

議案第34号

令和5年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	6,820,397	▲ 2,577	6,817,820
第1項 営業収益	5,445,512	1,998	5,447,510
第2項 営業外収益	1,374,385	▲ 4,575	1,369,810

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,229,935	54,241	6,284,176
第1項 営業費用	5,792,572	54,241	5,846,813

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,515,049千円は、当年度消費税資本的収支調整額483,198千円、建設改良積立金888,625千円、過年度損益勘定留保資金592,206千円、当年度損益勘定留保資金2,551,020千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	8,149,078	8,287	8,157,365
第1項 建 設 改 良 費	5,673,591	8,287	5,681,878

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
配水管移設工事 (令和5年度設定分) (その2)	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	103,000
配水管整備工事 (令和5年度設定分)	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	15,000
積算システム賃貸借 (令和5年度設定分)	-	-	令和5年度から 令和10年度まで	9,620
合 計		633,590		761,210

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	830,468	23,099	853,567

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を747,181千円に改める。

令和5年(2023年)9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

令和 5 年度大阪府枚方市水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		6,820,397	▲ 2,577	6,817,820
営業収益		5,445,512	1,998	5,447,510
	他会計負担金	7,163	1,998	9,161
営業外収益		1,374,385	▲ 4,575	1,369,810
	他会計負担金	4,584	540	5,124
	他会計補助金	746,411	770	747,181
	資本費繰入収益	24,300	▲ 5,885	18,415
収入合計		6,820,397	▲ 2,577	6,817,820

会計補正予算説明書（第2号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
			千円
他 会 計 負 担 金	1,998	1. 他会計負担金 消火栓維持管理手数料	1,998
他 会 計 負 担 金	540	1. 他会計負担金 児童手当分	540
他 会 計 補 助 金	770	1. 他会計補助金 水道料金福祉減免分	770
資 本 費 繰 入 収 益	▲ 5,885	1. 資本費繰入収益 消火栓新設負担金	▲ 5,885

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,229,935	54,241	6,284,176
営業費用		5,792,572	54,241	5,846,813
	原水及び浄水費	1,880,458	▲ 9,471	1,870,987
	配水及び給水費	838,968	49,465	888,433

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	▲ 5,994	1. 人件費	▲ 9,471
手 当 等	▲ 439	(1) 給料	▲ 5,994
法 定 福 利 費	▲ 2,053	ア. 一般職員	▲ 2,699
賞与等引当金繰入額	▲ 985	イ. 再任用職員	▲ 3,295
		(2) 手当等	▲ 439
		ア. 扶養手当	468
		イ. 地域手当	▲ 553
		ウ. 通勤手当	▲ 10
		エ. 住居手当	235
		オ. 期末手当	▲ 297
		カ. 勤勉手当	▲ 282
		(3) 法定福利費	▲ 2,053
		共済組合負担金	
		(4) 賞与等引当金繰入額	▲ 985
		ア. 賞与分	▲ 712
		イ. 法定福利費分	▲ 273
給 料	4,072	1. 人件費	10,036
報 酬	1,584	(1) 給料	4,072
手 当 等	1,183	ア. 一般職員	3,272
法 定 福 利 費	2,427	イ. 再任用職員	800
委 託 料	39,429	(2) 報酬	1,584
賞与等引当金繰入額	770	パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	1,183
		ア. 扶養手当	234
		イ. 地域手当	297
		ウ. 通勤手当	186
		エ. 管理職手当	123
		オ. 住居手当	▲ 930
		カ. 期末手当	782
		キ. 勤勉手当	491
		(4) 法定福利費	2,427
		ア. 共済組合負担金	2,204
		イ. 厚生年金負担金	223
		(5) 賞与等引当金繰入額	770
		ア. 賞与分	675
		イ. 法定福利費分	95
		2. 配水管施設維持管理経費	39,429
		(1) 委託料	
		メーター取替業務委託	

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	受 託 工 事 費	16,477	50	16,527
	業 務 費	244,256	5,624	249,880
	総 係 費	277,550	8,573	286,123
支 出 合 計		6,229,935	54,241	6,284,176

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
手 当 等	54	1. 人件費	50
法 定 福 利 費	2	(1) 手当等	54
賞与等引当金繰入額	▲ 6	ア. 地域手当	▲ 1
		イ. 期末手当	30
		ウ. 勤勉手当	25
		(2) 法定福利費	2
		共済組合負担金	
		(3) 賞与等引当金繰入額	▲ 6
		ア. 賞与分	▲ 1
		イ. 法定福利費分	▲ 5
給 料	3,345	1. 人件費	5,624
手 当 等	1,097	(1) 給料	3,345
法 定 福 利 費	937	ア. 一般職員	873
賞与等引当金繰入額	245	イ. 再任用職員	2,472
		(2) 手当等	1,097
		ア. 扶養手当	120
		イ. 地域手当	264
		ウ. 通勤手当	138
		エ. 期末手当	358
		オ. 勤勉手当	217
		(3) 法定福利費	937
		共済組合負担金	
		(4) 賞与等引当金繰入額	245
		ア. 賞与分	213
		イ. 法定福利費分	32
給 料	2,826	1. 人件費	8,573
手 当 等	4,017	(1) 給料	2,826
法 定 福 利 費	1,057	ア. 一般職員	6,607
賞与等引当金繰入額	673	イ. 再任用職員	▲ 3,781
		(2) 手当等	4,017
		ア. 扶養手当	342
		イ. 地域手当	323
		ウ. 通勤手当	175
		エ. 管理職手当	60
		オ. 住居手当	72
		カ. 期末手当	1,029
		キ. 勤勉手当	816
		ク. 児童手当	1,200
		(3) 法定福利費	1,057
		共済組合負担金	
		(4) 賞与等引当金繰入額	673
		ア. 賞与分	600
		イ. 法定福利費分	73

3. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		8,149,078	8,287	8,157,365
建設改良費		5,673,591	8,287	5,681,878
	事務費	271,561	8,287	279,848
支出合計		8,149,078	8,287	8,157,365

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
給 料	5,075	1. 人件費 8,287
手 当 等	2,486	(1) 給料 5,075
法 定 福 利 費	726	ア. 一般職員 1,797
		イ. 再任用職員 3,278
		(2) 手当等 2,486
		ア. 扶養手当 339
		イ. 地域手当 540
		ウ. 通勤手当 456
		エ. 住居手当 364
		オ. 期末手当 584
		カ. 勤勉手当 203
		(3) 法定福利費 726
		ア. 共済組合負担金 949
		イ. 厚生年金負担金 ▲ 223

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数						給 与 費				法 福 利 定 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計						
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)											
補 正 前	損 支	益 弁	勘 職	定 員	1	9	(14) 68	14,515	257,052	223,561	495,128	93,605	588,733
	資 支	本 弁	勘 職	定 員	-	-	(2) 29	4,193	108,786	83,319	196,298	40,097	236,395
	合 計				1	9	(16) 97	18,708	365,838	306,880	691,426	133,702	825,128
補 正 額	損 支	益 弁	勘 職	定 員	-	-	(-) 1	1,584	4,249	5,487	11,320	2,292	13,612
	資 支	本 弁	勘 職	定 員	-	-	(-) 2	-	5,075	2,486	7,561	726	8,287
	合 計				-	-	(-) 3	1,584	9,324	7,973	18,881	3,018	21,899
補 正 後	損 支	益 弁	勘 職	定 員	1	9	(14) 69	16,099	261,301	229,048	506,448	95,897	602,345
	資 支	本 弁	勘 職	定 員	-	-	(2) 31	4,193	113,861	85,805	203,859	40,823	244,682
	合 計				1	9	(16) 100	20,292	375,162	314,853	710,307	136,720	847,027

※ 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	9,594	1,503
	地 域 手 当	38,905	870	39,775
	通 勤 手 当	8,288	945	9,233
	管 理 職 手 当	13,524	183	13,707
	時 間 外 勤 務 手 当	34,527	-	34,527
	特 殊 勤 務 手 当	250	-	250
	住 居 手 当	8,238	▲259	7,979
	期 末 手 当	88,632	2,942	91,574
	勤 勉 手 当	69,861	1,789	71,650
	退 職 給 付 費	35,061	-	35,061

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	9,324	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	9,324	採用に伴う増加分 4,202 退職に伴う減少分 - 異動等に伴う増減分 5,122	職員数の異動状況 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲3</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>97</td> <td>100</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	100	100	-	その他	▲3	-	3	計	97
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	100	100	-																
その他	▲3	-	3																
計	97	100	3																
手当	7,927	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	7,927	扶養手当 1,503 地域手当 870 通勤手当 943 管理職手当 183 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 - 住居手当 ▲259 期末手当 2,898 勤勉手当 1,789 退職給付費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職
令和5年7月1日現在	平均給料月額	318,862	273,527
	平均給与月額	403,005	324,521
	平均年齢(歳)	42歳10月	40歳11月
令和4年10月1日現在	平均給料月額	317,353	271,781
	平均給与月額	383,373	328,093
	平均年齢(歳)	43歳3月	38歳0月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年7月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.2	8 級	-	-
	7 級	1	1.2	7 級	-	-
	6 級	7	8.3	6 級	-	-
	5 級	10	11.9	5 級	3	18.8
	4 級	21	25.0	4 級	6	37.4
	3 級	26	31.0	3 級	3	18.8
	2 級	12	14.3	2 級	4	25.0
	1 級	6	7.1	1 級	-	-
	計	84	100.0	計	16	100.0
令和4年10月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.2	8 級	-	-
	7 級	-	-	7 級	-	-
	6 級	8	9.5	6 級	-	-
	5 級	11	13.1	5 級	3	18.7
	4 級	22	26.2	4 級	4	25.0
	3 級	23	27.4	3 級	5	31.3
	2 級	12	14.3	2 級	4	25.0
	1 級	7	8.3	1 級	-	-
	計	84	100.0	計	16	100.0

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	
配水管移設工事（令和5年度設定分）（その2）	補正前	-
	補正額	103,000
	補正後	103,000
配水管整備工事（令和5年度設定分）	補正前	-
	補正額	15,000
	補正後	15,000
積算システム賃貸借（令和5年度設定分）	補正前	-
	補正額	9,620
	補正後	9,620
合 計	補正前	16,467,703
	補正額	127,620
	補正後	16,595,323

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年 度	金 額	期 間 年 度	金 額	
-	-	-	-	工事負担金及び 損益勘定留保資金等
	-		103,000	
-	-	6	103,000	
-	-	-	-	企業債及び 損益勘定留保資金等
	-		15,000	
-	-	6	15,000	
-	-	-	-	水道料金等及び 損益勘定留保資金
	-		9,620	
-	-	6~10	9,620	
	1,153,370		15,314,333	
	-		127,620	
	1,153,370		15,441,953	

令和5年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業収益	10,974,704 千円	228,205 千円	11,202,909 千円
第2項 医業外収益	1,443,317 千円	228,205 千円	1,671,522 千円

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業費用	11,351,451 千円	57,515 千円	11,408,966 千円
第1項 医業費用	10,967,135 千円	57,515 千円	11,024,650 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,051,864千円は、当年度消費税資本的収支調整額189千円及び過年度損益勘定留保資金1,051,675千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的収入	1,002,162 千円	3,043 千円	1,005,205 千円
第3項 補助金	1,216 千円	3,043 千円	4,259 千円

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的支出	1,557,069 千円	500,000 千円	2,057,069 千円
第4項 投資	-	500,000 千円	500,000 千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
患者給食調理業務委託 (令和5年度設定分)	—	—	令和5年度から 令和8年度まで	392,040 千円
合 計		1,215,492 千円		1,607,532 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 給 与 費	5,477,525 千円	57,515 千円	5,535,040 千円

令和5年(2023年)9月22日 提出

枚方市長 伏見 隆

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業収益		10,974,704	228,205	11,202,909
2. 医業外収益		1,443,317	228,205	1,671,522
	3. 補助金	40,389	228,205	268,594
収入合計		10,974,704	228,205	11,202,909

病院事業会計補正予算説明書（第1号）

（単位：千円）

節		金額	概要説明
区分			
			千円
府補助金	228,205	1. 府補助金 228,205 (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保緊急支援事業費補助金 225,110 (2) 新型コロナウイルス感染症高齢者リハビリ・ケア病床体制確保協力金 400 (3) 新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備事業補助金 2,695	

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業費用		11,351,451	57,515	11,408,966
1. 医業費用		10,967,135	57,515	11,024,650
	1. 給与費	5,477,525	57,515	5,535,040
支 出 合 計		11,351,451	57,515	11,408,966

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
給 料	13,222	1. 給料	13,222
		(1) 一般職	
		事務員給	2,709
		(2) 任期付職員	
		医師給	10,513
手 当 等	18,874	2. 手当等	18,874
		(1) 地域手当	1,884
		(2) 管理職手当	5,615
		(3) 期末手当	11,375
法 定 福 利 費	5,883	3. 法定福利費	5,883
		共済組合負担金	5,883
退 職 給 付 費	19,536	4. 退職給付費	19,536
		退職給付引当金繰入額	19,536

3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資本的収入		1,002,162	3,043	1,005,205
3. 補助金		1,216	3,043	4,259
	1. 補助金	1,216	3,043	4,259
収入合計		1,002,162	3,043	1,005,205

(単位：千円)

節	
区 分	金 額
府 補 助 金	3,043

概 要 説 明	
	千円
1. 府補助金	3,043
新型インフルエンザ患者入院医療機関 設備整備事業補助金	

4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資本的支出		1,557,069	500,000	2,057,069
4. 投資		-	500,000	500,000
	1. 投資有価証券	-	500,000	500,000
支出合計		1,557,069	500,000	2,057,069

(単位：千円)

節	
区 分	金 額
投 資 有 価 証 券	500,000

概 要 説 明	
	千円
1. 投資有価証券	500,000

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損益勘定 支弁職員	1	22	(174) 511	346,700	1,977,634	2,281,292	4,605,626	850,074	5,455,700
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(174) 511	346,700	1,977,634	2,281,292	4,605,626	850,074	5,455,700
補 正 額	損益勘定 支弁職員	-	-	(▲5) ▲7	-	13,222	38,410	51,632	5,883	57,515
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	(▲5) ▲7	-	13,222	38,410	51,632	5,883	57,515
補 正 後	損益勘定 支弁職員	1	22	(169) 504	346,700	1,990,856	2,319,702	4,657,258	855,957	5,513,215
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(169) 504	346,700	1,990,856	2,319,702	4,657,258	855,957	5,513,215

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、()外数とする。

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
扶 養 手 当	38,316	-	38,316
地 域 手 当	209,097	1,884	210,981
通 勤 手 当	55,254	-	55,254
管 理 職 手 当	74,948	5,615	80,563
初 任 給 調 整 手 当	64,938	-	64,938
時 間 外 勤 務 手 当	140,723	-	140,723
夜 間 勤 務 手 当	33,545	-	33,545
特 殊 勤 務 手 当	539,846	-	539,846
宿 日 直 手 当	21,536	-	21,536
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	246	-	246
期 末 手 当	527,843	11,375	539,218
勤 勉 手 当	372,661	-	372,661
住 居 手 当	44,497	-	44,497
退 職 給 付 費	157,842	19,536	177,378

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	13,222	1. 給与改定に伴う増減分	-																
		2. その他の増減分	13,222	採用に伴う増加分 44,543 退職に伴う減少分 ▲59,259 異動等に伴う増減分 27,938	職員数の異動状況 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>490</td> <td>504</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21</td> <td>-</td> <td>▲21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>511</td> <td>504</td> <td>▲7</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	490	504	14	その他	21	-	▲21	計	511
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	490	504	14																
その他	21	-	▲21																
計	511	504	▲7																
手当	38,554	1. 制度改正に伴う増減分	-																
		2. その他の増減分	38,554	扶養手当 - 地域手当 1,884 通勤手当 - 管理職手当 5,615 初任給調整手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 管理職員特別勤務手当 - 期末手当 11,519 勤勉手当 - 住居手当 - 退職給付費 19,536															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区分	令和4年10月1日現在			令和5年7月1日現在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
医師職	459,627	1,140,668	46歳 6月	453,366	1,077,409	47歳 3月
看護師職	283,966	399,696	38歳 9月	270,566	374,996	38歳 5月
医療技術職	293,495	417,063	39歳 7月	288,706	397,800	38歳 9月
事務職	328,710	443,294	45歳 2月	347,385	466,706	46歳 2月

(注)平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区分	等級	医 師 職		看 護 師 職		医 療 技 術 職		事 務 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年10月1日現在	9級	-	-	-	-	-	-	-	-
	8級	-	-	-	-	-	-	1	3.2
	7級	-	-	-	-	-	-	2	6.5
	6級	-	-	-	-	6	7.1	6	19.4
	5級	-	-	7	2.3	15	17.6	5	16.1
	4級	6	9.1	12	3.9	25	29.4	2	6.5
	3級	35	53.0	31	10.1	15	17.6	13	41.9
	2級	25	37.9	148	48.0	10	11.8	1	3.2
	1級	-	-	110	35.7	14	16.5	1	3.2
	計	66	100.0	308	100.0	85	100.0	31	100.0
令和5年7月1日現在	9級	-	-	-	-	-	-	-	-
	8級	-	-	-	-	-	-	1	2.6
	7級	-	-	-	-	1	1.2	2	5.3
	6級	-	-	-	-	6	7.3	3	7.9
	5級	-	-	8	2.5	16	19.5	8	21.0
	4級	7	11.1	11	3.4	23	28.1	6	15.8
	3級	34	54.0	32	10.0	10	12.2	14	36.8
	2級	22	34.9	145	45.2	10	12.2	2	5.3
	1級	-	-	125	38.9	16	19.5	2	5.3
	計	63	100.0	321	100.0	82	100.0	38	100.0

債 務 負 担 行 為

事項		限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
			期 間 年度	金額
患者給食調理業務委託 （令和5年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	392,040		-
	補 正 後	392,040	-	-
合 計	補 正 前	5,717,548		2,216,931
	補 正 額	392,040		-
	補 正 後	6,109,588		2,216,931

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左の財源内訳
期 間 年度	金額	
-	-	診療収入
	392,040	
6～8	392,040	
	3,500,617	
	392,040	
	3,892,657	

令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	12,746,413	▲ 146,943	12,599,470
第1項 営業収益	9,524,101	▲ 146,943	9,377,158

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,959,054	13,291	11,972,345
第1項 営業費用	10,668,889	13,291	10,682,180

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,398,244千円は、当年度消費税資本的収支調整額77,748千円、過年度損益勘定留保資金2,381,230千円、当年度損益勘定留保資金1,939,266千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	2,552,974	-	2,552,974
第1項 企 業 債	979,900	187,700	1,167,600
第4項 他 会 計 負 担 金	818,799	▲ 187,700	631,099

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	6,966,501	▲ 15,283	6,951,218
第1項 整 備 事 業 費	463,848	29,070	492,918
第2項 建 設 改 良 事 業 費	1,945,917	▲ 44,353	1,901,564

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
設備更新工事 (令和5年度設定分) (その2)	-	-	令和5年度から 令和6年度まで	135,300
積算システム賃貸借 (令和5年度設定分)	-	-	令和5年度から 令和10年度まで	28,580
合 計	-	1,734,650	-	1,898,530

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	補正前	870,700	普通貸借又は証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	1,058,400			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
1. 職員給与費	951,053	▲ 1,992	949,061

令和5年(2023年)9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業収益		12,746,413	▲ 146,943	12,599,470
営業収益		9,524,101	▲ 146,943	9,377,158
	他会計負担金	3,012,203	▲ 146,943	2,865,260
収 入 合 計		12,746,413	▲ 146,943	12,599,470

会計補正予算説明書（第1号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
他 会 計 負 担 金	▲ 146,943	1. 他会計負担金 ▲ 146,943 (1) 雨水処理経費分 ▲ 100,191 (2) 分流式下水道分 ▲ 46,752

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		11,959,054	13,291	11,972,345
営業費用		10,668,889	13,291	10,682,180
	汚 水 費	324,171	14,142	338,313
	雨 水 費	1,017,998	6,304	1,024,302
	業 務 費	138,124	842	138,966

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	7,640	1. 人件費	14,142
報 酬	793	(1) 給料	7,640
手 当 等	3,129	ア. 一般職員	5,360
法 定 福 利 費	1,622	イ. 再任用職員	2,280
賞与等引当金繰入額	958	(2) 報酬	793
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	3,129
		ア. 扶養手当	378
		イ. 地域手当	659
		ウ. 通勤手当	▲ 87
		エ. 住居手当	▲ 336
		オ. 期末手当	1,495
		カ. 勤勉手当	1,020
		(4) 法定福利費	1,622
		ア. 共済組合負担金	1,441
		イ. 厚生年金負担金	181
		(5) 賞与等引当金繰入額	958
		ア. 賞与分	800
		イ. 法定福利費分	158
給 料	3,506	1. 人件費	6,304
手 当 等	1,648	(1) 給料	3,506
法 定 福 利 費	1,150	ア. 一般職員	1,034
		イ. 再任用職員	2,472
		(2) 手当等	1,648
		ア. 扶養手当	751
		イ. 地域手当	314
		ウ. 通勤手当	234
		エ. 特殊勤務手当	▲ 2
		オ. 住居手当	643
		カ. 期末手当	150
		キ. 勤勉手当	▲ 442
		(3) 法定福利費	1,150
		共済組合負担金	
給 料	311	1. 人件費	842
手 当 等	486	(1) 給料	311
		一般職員	
		(2) 手当等	486
		ア. 扶養手当	▲ 120

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	総 係 費	305,869	▲ 7,997	297,872
支 出	合 計	11,959,054	13,291	11,972,345

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
法 定 福 利 費	118	千円 イ・地域手当 19 ウ・通勤手当 236 エ・期末手当 182 オ・勤勉手当 169 (3) 法定福利費 118 ア・共済組合負担金 123 イ・厚生年金負担金 ▲ 5 (4) 賞与等引当金繰入額 ▲ 73 ア・賞与分 ▲ 63 イ・法定福利費分 ▲ 10
賞与等引当金繰入額	▲ 73	
給 料	▲ 4,098	1. 人件費 ▲ 7,997 (1) 給料 ▲ 4,098 ア・一般職員 ▲ 6,934 イ・再任用職員 2,836 (2) 報酬 24 パートタイム会計年度任用職員 (3) 手当等 ▲ 2,997 ア・扶養手当 ▲ 294 イ・地域手当 ▲ 556 ウ・通勤手当 ▲ 307 エ・管理職手当 ▲ 219 オ・住居手当 558 カ・期末手当 ▲ 1,770 キ・勤勉手当 ▲ 1,399 ク・児童手当 990 (4) 法定福利費 ▲ 1,494 ア 共済組合負担金 ▲ 1,489 イ・厚生年金負担金 ▲ 5 (5) 賞与等引当金繰入額 568 ア・賞与分 479 イ・法定福利費分 89
報 酬	24	
手 当 等	▲ 2,997	
法 定 福 利 費	▲ 1,494	
賞与等引当金繰入額	568	

3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		2,552,974	-	2,552,974
企業債		979,900	187,700	1,167,600
	公共下水道事業債	870,700	187,700	1,058,400
他会計負担金		818,799	▲ 187,700	631,099
	他会計負担金	818,799	▲ 187,700	631,099
収入合計		2,552,974	-	2,552,974

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
公共下水道事業債	187,700	1. 公共下水道事業債 雨水公共下水道事業 187,700
他 会 計 負 担 金	▲ 187,700	1. 他会計負担金 雨水建設費分 ▲ 187,700

4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		6,966,501	▲ 15,283	6,951,218
整備事業費		463,848	29,070	492,918
	整備事務費	119,593	29,070	148,663
建設改良事業費		1,945,917	▲ 44,353	1,901,564
	建設改良事務費	228,832	▲ 44,353	184,479
支 出 合 計		6,966,501	▲ 15,283	6,951,218

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
給 料	15,671	1. 人件費	29,070
報 酬	▲ 511	(1) 給料	15,671
手 当 等	8,688	ア. 一般職員	10,727
法 定 福 利 費	5,222	イ. 再任用職員	4,944
		(2) 報酬	▲ 511
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	8,688
		ア. 扶養手当	276
		イ. 地域手当	1,595
		ウ. 通勤手当	32
		エ. 管理職手当	1,656
		オ. 住居手当	▲ 336
		カ. 期末手当	2,974
		キ. 勤勉手当	2,491
		(4) 法定福利費	5,222
		ア. 共済組合負担金	5,277
		イ. 厚生年金負担金	▲ 55
給 料	▲ 22,223	1. 人件費	▲ 44,353
手 当 等	▲ 14,315	(1) 給料	▲ 22,223
法 定 福 利 費	▲ 7,815	ア. 一般職員	▲ 15,631
		イ. 再任用職員	▲ 6,592
		(2) 手当等	▲ 14,315
		ア. 扶養手当	▲ 558
		イ. 地域手当	▲ 2,446
		ウ. 通勤手当	▲ 313
		エ. 管理職手当	▲ 1,656
		オ. 特殊勤務手当	24
		カ. 住居手当	▲ 66
		キ. 期末手当	▲ 4,949
		ク. 勤勉手当	▲ 4,351
		(3) 法定福利費	▲ 7,815
		共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計	
	特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計			
	管 理 者 (人)	そ の 他 (人)								
補 正 前	損 益 勘 定	-	-	(13)	11,178	274,588	248,674	534,440	99,568	634,008
	支 弁 職 員			66						
	資 本 勘 定	-	-	(1)	2,097	139,529	116,222	257,848	51,592	309,440
	支 弁 職 員			37						
	合 計	-	-	(14)	13,275	414,117	364,896	792,288	151,160	943,448
				103						
補 正 額	損 益 勘 定	-	-	(1)	817	7,359	2,492	10,668	1,633	12,301
	支 弁 職 員			3						
	資 本 勘 定	-	-	(-)	▲511	▲6,552	▲5,627	▲12,690	▲2,593	▲15,283
	支 弁 職 員			▲2						
	合 計	-	-	(1)	306	807	▲3,135	▲2,022	▲960	▲2,982
				1						
補 正 後	損 益 勘 定	-	-	(14)	11,995	281,947	251,166	545,108	101,201	646,309
	支 弁 職 員			69						
	資 本 勘 定	-	-	(1)	1,586	132,977	110,595	245,158	48,999	294,157
	支 弁 職 員			35						
	合 計	-	-	(15)	13,581	414,924	361,761	790,266	150,200	940,466
				104						

※ 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

※ 上下水道事業管理者については、水道事業会計の員数としている。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
		扶 養 手 当	14,442	433
	地 域 手 当	44,237	▲415	43,822
	通 勤 手 当	9,200	▲205	8,995
	管 理 職 手 当	13,656	▲219	13,437
	時 間 外 勤 務 手 当	47,774	-	47,774
	特 殊 勤 務 手 当	484	22	506
	住 居 手 当	5,045	463	5,508
	期 末 手 当	101,599	▲1,250	100,349
	勤 勉 手 当	81,897	▲1,964	79,933
	退 職 給 付 費	46,562	-	46,562

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考															
給料	807	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	807	採用に伴う増加分 4,367 退職に伴う減少分 ▲7,054 異動等に伴う増減分 3,494	職員数の異動状況 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td> <td>109</td> <td>104</td> <td>▲5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>▲6</td> <td>-</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>103</td> <td>104</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	109	104	▲5	その他	▲6	-	6	計	103
	補正前	補正後	増減																
現に在職する職員数	109	104	▲5																
その他	▲6	-	6																
計	103	104	1																
手当	▲2,892	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲2,892	扶養手当 433 地域手当 ▲415 通勤手当 ▲207 管理職手当 ▲219 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 22 住居手当 463 期末手当 ▲1,005 勤勉手当 ▲1,964 退職給付費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職
令和5年7月1日現在	平均給料月額	329,185	330,607
	平均給与月額	418,651	394,503
	平均年齢(歳)	46歳 2月	50歳 3月
令和4年10月1日現在	平均給料月額	330,369	332,163
	平均給与月額	416,013	399,633
	平均年齢(歳)	45歳 7月	49歳 11月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年7月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	-	-	8 級	-	-
	7 級	1	1.3	7 級	-	-
	6 級	8	10.5	6 級	-	-
	5 級	10	13.2	5 級	12	42.8
	4 級	21	27.6	4 級	11	39.3
	3 級	23	30.3	3 級	4	14.3
	2 級	9	11.8	2 級	1	3.6
	1 級	4	5.3	1 級	-	-
	計	76	100.0	計	28	100.0
令和4年10月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	-	-	8 級	-	-
	7 級	1	1.2	7 級	-	-
	6 級	8	9.9	6 級	-	-
	5 級	10	12.4	5 級	12	42.9
	4 級	21	25.9	4 級	11	39.3
	3 級	22	27.2	3 級	3	10.7
	2 級	10	12.4	2 級	2	7.1
	1 級	9	11.0	1 級	-	-
	計	81	100.0	計	28	100.0

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	
設備更新工事（令和5年度設定分）（その2）	補正前	-
	補正額	135,300
	補正後	135,300
積算システム賃貸借（令和5年度設定分）	補正前	-
	補正額	28,580
	補正後	28,580
合 計	補正前	5,677,104
	補正額	163,880
	補正後	5,840,984

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	企業債及び 他会計負担金等
	-		135,300	
-	-	6	135,300	下水道使用料等及び 損益勘定留保資金
-	-	-	-	
	-		28,580	
-	-	6~10	28,580	
	2,289,929		3,387,175	
	-		163,880	
	2,289,929		3,551,055	

議案第 38 号

東部大阪都市計画杉三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の制定について

次のとおり東部大阪都市計画杉三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）9 月 22 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 東部大阪都市計画杉三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

東部大阪都市計画杉三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画杉三丁目地区地区計画（令和5年枚方市告示第 号。以下「杉三丁目地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに杉三丁目地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、杉三丁目地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 法別表第2（る）項に掲げるもの
- (2) 法別表第2（を）項第2号から第7号までに掲げるもの
- (3) 法別表第2（わ）項第2号から第4号まで及び第8号に掲げるもの

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、A地区内においては150平方メートル以上、B地区内においては8,000平方メートル以上でなければならない。

- 2 この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。

(壁面の位置の制限)

第6条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から道路の境界線までの距離は、A地区内においては、1メートル以上でなければならない。

- 2 外壁等又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から敷地の境界線までの距離は、B地区内においては、2メートル以上でなければならない。
- 3 第1項に規定する距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定は、適用しない。
 - (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
 - (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計

が5平方メートル以内であること。

(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、A地区内においては、15メートルを超えてはならない。

(建築物の緑化率の最低限度)

第8条 建築物の緑化率(都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。)は、A地区内においては、10分の0.5以上でなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物には、適用しない。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の新築又は増築を行う建築物
- (2) この条例の施行の日において既に着手していた行為に係る建築物
- (3) 増築後の建築物の床面積の合計がこの条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築に係る建築物
- (4) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの
- (5) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

3 市長は、前項第4号又は第5号に規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が杉三丁目地区地区計画の区域の内外にわたる場合における第4条及び第5条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該許可の範囲内で第4条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の許可(以下この項において「特例許可」という。)をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出席を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、枚方市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるもの
- (2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないもの
- (3) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないもの

3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようと

する建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに公告しなければならない。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより同項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）
 - (4) 第6条及び第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- 2 前項第4号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の刑を科する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

枚方市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市国民健康保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）9 月 22 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 出産被保険者の保険料を減額するため。

枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「及び第24条の4」を「、第24条の4及び第24条の5」に改め、同条第2号ニ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第12条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第17条の2中「及び第24条の4」を「、第24条の4及び第24条の5」に改め、同条第2号ロ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第17条の11中「第24条」の次に「及び第24条の5」を加え、同条第2号ロ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第24条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第24条の3第1項第2号中「氏名」の次に「、住所、生年月日」を加える。

第24条の4第1項中「保険料額」を「保険料率」に、「切り上げ」を「切上げ」に改め、同条第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同項第2号中「切り上げ」を「切上げ」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第24条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第24条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第13条第2項の規定は、前項の規定による額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。
- （出産被保険者に係る届出）

第24条の6 納付義務者は、その世帯に出産被保険者が属する場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

- (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産の事実を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第24条の3及び第24条の4の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第24条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第24条、<u>第24条の4及び第24条の5</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第24条<u>及び第24条の4</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金<u>及び</u>国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互</p>	<p>の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第24条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。同号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第17条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第24条、<u>第24条の4</u>及び<u>第24条の5</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第24条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。同号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第17条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第24条及び<u>第24条の4</u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第17条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（<u>第24条及び第24条の5</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた、<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（介護納付金賦課総額）</p> <p>第17条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（<u>第24条</u>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた<u>法第72条の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>基礎課額は、第11条又は第14条の基礎課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住</p>	<p>基礎課額は、第11条又は第14条の基礎課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても、同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びに当該納付義務者の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満である者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上である者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加</p>	<p>者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても、同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者並びに当該納付義務者の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「納付義務者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満である者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上である者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第24条の3 納付義務者は、その世帯に特例対象被保険者等が属する場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名、<u>住所</u>、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第24条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に、それぞれ、10分の5を乗じ</p>	<p>えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第24条の3 納付義務者は、その世帯に特例対象被保険者等が属する場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第24条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に、それぞれ、10分の5を乗じ</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>て得た額（当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の<u>切上げ</u>を行つた後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 当該年度において、第24条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に第24条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において読み替えて準用する第13条第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の<u>切上げ</u>を行つた後の額とする。）</p> <p>5・6 [略]</p> <p><u>（出産被保険者の保険料の減額）</u></p> <p><u>第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定</u></p>	<p>て得た額（当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の<u>切り上げ</u>を行つた後の額とする。）を控除して得た額とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 当該年度において、第24条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に第24条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において読み替えて準用する第13条第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）を控除して得た額</p> <p>(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（当該額に端数がある場合は、第13条第2項の規定の例により端数の<u>切り上げ</u>を行つた後の額とする。）</p> <p>5・6 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>する金額) とする。</p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>第13条第2項の規定は、前項の規定による額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。）」と、「基礎賦課</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p>額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <u>当該年度において、第24条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</u></p> <p>(1) <u>当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第24条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>6 <u>第13条第2項の規定は、前項の規定による額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>7 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「第17条」とあるのは「第17条の10」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の5第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の12」と、「第17条」とあるのは「第17条の15」と、第6項中「第13条第2項」とあるのは「第17条の14第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（出産被保険者に係る届出）</u></p> <p><u>第24条の6 納付義務者は、その世帯に出産被保険者が属する場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 氏名及び住所</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産の事実を明らかにすることができる書類</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

議案第 40 号

災害派遣手当等に関する条例の一部改正について

次のとおり災害派遣手当等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）9 月 22 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市条例第 号

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等に関する条例（昭和39年枚方市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定
新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第 41 号

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）9 月 22 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立生涯学習交流センターの日曜日及び休日の開館時間を変更するため。

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例（令和5年枚方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、枚方市立生涯学習市民センター条例（平成18年枚方市条例第45号）第2条第1項の表の改正規定の次に次のように加える。

第4条第3項中「午後9時（）」の次に「枚方市立生涯学習交流センターを除き、」を加える。

第1条のうち、枚方市立生涯学習市民センター条例別表の改正規定中

「

その2 第1集会室の施設使用料

(1) 日曜日及び休日以外の使用

施設名	金額			
	午前	午後 A	午後 B	夜間
	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで
第1集会室	400円	400円	400円	400円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

(2) 日曜日及び休日の使用

施設名	金額		
	午前	午後 A	午後 B
	午前9時から午前11時30分まで	午前11時45分から午後2時15分まで	午後2時30分から午後5時まで
第1集会室	300円	300円	300円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

を

「

その2 第1集会室の施設使用料

施設名	金額			
	午前	午後 A	午後 B	夜間
	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで
第1集会室	400円	400円	400円	400円

備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号参考資料

枚方市立生涯学習市民センター条例の一部を改正する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																																						
<p>第1条 枚方市立生涯学習市民センター条例（平成18年枚方市条例第45号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第4条第3項中「午後9時（）」の次に「枚方市立生涯学習交流センターを除き、」を加える。</u></p> <p>別表中9の表を10の表とし、2の表から8の表までを1表ずつ繰り下げ、1の表の次に次の1表を加える。</p> <p>2 枚方市立生涯学習交流センター</p> <p>その1 第2集会室等の施設使用料 表 [略]</p> <p>その2 第1集会室の施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施 設 名</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午 前</th> <th style="text-align: center;">午後A</th> <th style="text-align: center;">午後B</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時から正午まで</td> <td style="text-align: center;">午後0時15分から午後3時まで</td> <td style="text-align: center;">午後3時15分から午後6時まで</td> <td style="text-align: center;">午後6時15分から午後9時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1集会室</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。</u></p>	施 設 名	金 額				午 前	午後A	午後B	夜 間	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで		第1集会室	400円	400円	400円	400円	<p>第1条 枚方市立生涯学習市民センター条例（平成18年枚方市条例第45号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中9の表を10の表とし、2の表から8の表までを1表ずつ繰り下げ、1の表の次に次の1表を加える。</p> <p>2 枚方市立生涯学習交流センター</p> <p>その1 第2集会室等の施設使用料 表 [略]</p> <p>その2 第1集会室の施設使用料</p> <p>(1) <u>日曜日及び休日以外の使用</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施 設 名</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">午 前</th> <th style="text-align: center;">午後A</th> <th style="text-align: center;">午後B</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時から正午まで</td> <td style="text-align: center;">午後0時15分から午後3時まで</td> <td style="text-align: center;">午後3時15分から午後6時まで</td> <td style="text-align: center;">午後6時15分から午後9時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1集会室</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> <td style="text-align: center;">400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。</u></p>	施 設 名	金 額				午 前	午後A	午後B	夜 間	午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで		第1集会室	400円	400円	400円	400円
施 設 名		金 額																																					
	午 前	午後A	午後B	夜 間																																			
午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで																																				
第1集会室	400円	400円	400円	400円																																			
施 設 名	金 額																																						
	午 前	午後A	午後B	夜 間																																			
午前9時から正午まで	午後0時15分から午後3時まで	午後3時15分から午後6時まで	午後6時15分から午後9時まで																																				
第1集会室	400円	400円	400円	400円																																			

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）															
	<p>(2) 日曜日及び休日の使用</p> <table border="1" data-bbox="1220 347 2027 646"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施 設 名</th> <th colspan="3">金 額</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午後A</th> <th>午後B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前9時から 午前11時30分 まで</td> <td>午前11時45分 から午後2時 15分まで</td> <td>午後2時30分 から午後5時 まで</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1の表その1の表備考の規定は、この表について適用する。</p>	施 設 名	金 額			午 前	午後A	午後B		午前9時から 午前11時30分 まで	午前11時45分 から午後2時 15分まで	午後2時30分 から午後5時 まで	第1集会室	300円	300円	300円
施 設 名	金 額															
	午 前	午後A	午後B													
	午前9時から 午前11時30分 まで	午前11時45分 から午後2時 15分まで	午後2時30分 から午後5時 まで													
第1集会室	300円	300円	300円													

議案第 42 号

枚方市基金条例の一部改正について

次のとおり枚方市基金条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）9 月 22 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 枚方宿地区賑わい創出基金を設けるため。
- 2 枚方市くらしの資金貸付基金の額を減額するため。

枚方市基金条例の一部を改正する条例

枚方市基金条例（昭和59年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

枚方宿地区賑わい創出 基金	枚方宿地区の賑わいの創出を推進する事業費に充てるため。
------------------	-----------------------------

別表2の表枚方市くらしの資金貸付基金の項中「53,703,688円」を「42,523,688円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号参考資料
枚方市基金条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金			1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金		
名 称	設 置 の 目 的		名 称	設 置 の 目 的	
枚方市ひらかた万博 推進基金	[略]		枚方市ひらかた万博 推進基金	[略]	
枚方宿地区賑わい創 出基金	枚方宿地区の賑わいの創出を推進する事業費 に充てるため。				
2 特定の目的のために定額の資金を運用する基金			2 特定の目的のために定額の資金を運用する基金		
名 称	設 置 の 目 的	基金の額	名 称	設 置 の 目 的	基金の額
枚方市くらしの資金 貸付基金	[略]	42,523,688円	枚方市くらしの資金 貸付基金	[略]	53,703,688円
枚方市水洗便所等改 造資金融資基金	[略]	[略]	枚方市水洗便所等改 造資金融資基金	[略]	[略]
枚方市土地開発基金	[略]	[略]	枚方市土地開発基金	[略]	[略]

議案第 43 号

枚方市保健所事務手数料条例及び枚方市旅館業法施行条例の一部改正について

次のとおり枚方市保健所事務手数料条例及び枚方市旅館業法施行条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）9 月 22 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 食品衛生法等の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市保健所事務手数料条例及び枚方市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(枚方市保健所事務手数料条例の一部改正)

第1条 枚方市保健所事務手数料条例（平成25年枚方市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「（以下この項において「許可業者」という。）」、「（法第54条に規定する営業をいう。以下この項において同じ。）」及び「又は許可業者から当該営業を譲り受けた者が同一の営業の許可を受けようとする場合（当該営業の施設の構造設備に変更がない場合に限る。）」を削る。

別表第2中「（理容師法第11条第1項の届出をした理容所（同法第1条の2第3号に規定する理容所をいう。以下この表において同じ。）の開設者から当該営業を譲り受けて同項の届出をした者が検査を受けようとする場合（当該理容所の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、12,900円）」を削る。

別表第4の1の項中「（興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可を受けた者から当該興行場営業（同法第1条第2項に規定する興行場営業をいう。以下この表において同じ。）を譲り受けた者が同一の許可を受けようとする場合（当該興行場（同条第1項に規定する興行場をいう。以下この表において同じ。）の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、13,500円）」及び「（興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可を受けた者から当該興行場営業を譲り受けた者が同一の許可を受けようとする場合（当該興行場の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、8,700円）」を削る。

別表第5の1の項中「（旅館業法第3条第1項の規定による旅館業の経営の許可を受けた者から当該旅館業（同法第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下この表において同じ。）を譲り受けた者が同一の許可を受けようとする場合（当該旅館業の施設の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、16,300円）」を削り、同表3の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

別表第6の1の項中「（公衆浴場法第2条第1項の規定による浴場業の経営の許可を受けた者から当該浴場業（同法第1条第2項に規定する浴場業をいう。）を譲り受けた者が同一の許可を受けようとする場合（当該公衆浴場（同条第1項に規定する公衆浴場をいう。）の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、16,300円）」を削る。

別表第10中「（クリーニング業法第5条第1項の届出をしたクリーニング所（同法第2条第4項に規定するクリーニング所をいう。以下この表において同じ。）の開設者から当該営業を譲り受けて同法第5条第1項の届出をした者が検査を受けようとする場合（当該クリーニング所の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、12,900円）」を削る。

別表第14中「（美容師法第11条第1項の届出をした美容所（同法第2条第3項に規定する美容所をいう。以下この表において同じ。）の開設者から当該営業を譲り受けて同法第11条第1項の

届出をした者が検査を受けようとする場合（当該美容所の構造設備に変更がない場合に限る。）
にあつては、12,900円）」を削る。

（枚方市旅館業法施行条例の一部改正）

第2条 枚方市旅館業法施行条例（平成25年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市保健所事務手数料条例別表第1、別表第2、別表第4、別表第6、別表第10及び別表第14の規定は、この条例の施行の日以後に改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第56条第1項の営業、改正法第3条の規定による改正後の理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の3第1項の営業、改正法第4条の規定による改正後の興行場法（昭和23年法律第137号）第2条の2第1項の興行場営業、改正法第5条の規定による改正後の公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の2第1項の浴場業、改正法第6条の規定による改正後のクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の3第1項の営業又は改正法第7条の規定による改正後の美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の2第1項の営業（以下これらを「営業」という。）の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者に適用し、同日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

新 (改正後)	旧 (現 行)								
<p>[枚方市保健所事務手数料条例関係]</p> <p>別表第1 (第2条関係) 食品衛生法 (昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。) 関係事務</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表において「更新の場合」とは、法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者が当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合をいう。</p> <p>別表第2 (第2条関係) 理容師法 (昭和22年法律第234号) 関係事務</p>	<p>[枚方市保健所事務手数料条例関係]</p> <p>別表第1 (第2条関係) 食品衛生法 (昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。) 関係事務</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表において「更新の場合」とは、法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者 <u>(以下この項において「許可業者」という。)</u> が当該許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業 <u>(法第54条に規定する営業をいう。以下この項において同じ。)</u> の許可を受けようとする場合又は許可業者から当該営業を譲り受けた者が同一の営業の許可を受けようとする場合 <u>(当該営業の施設の構造設備に変更がない場合に限る。)</u> をいう。</p> <p>別表第2 (第2条関係) 理容師法 (昭和22年法律第234号) 関係事務</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 1018 831 1066">事務の区分</th> <th data-bbox="831 1018 1120 1066">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 1066 831 1383">理容師法第11条の2の規定による検査</td> <td data-bbox="831 1066 1120 1383">1件につき16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事務の区分	金額	理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき16,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 1018 1789 1066">事務の区分</th> <th data-bbox="1789 1018 2078 1066">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 1066 1789 1383">理容師法第11条の2の規定による検査</td> <td data-bbox="1789 1066 2078 1383">1件につき16,000円 <u>(理容師法第11条第1項の届出をした理容所 (同法第1条の2第3号に規定する理容所をいう。以下</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務の区分	金額	理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき16,000円 <u>(理容師法第11条第1項の届出をした理容所 (同法第1条の2第3号に規定する理容所をいう。以下</u>
事務の区分	金額								
理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき16,000円								
事務の区分	金額								
理容師法第11条の2の規定による検査	1件につき16,000円 <u>(理容師法第11条第1項の届出をした理容所 (同法第1条の2第3号に規定する理容所をいう。以下</u>								

新（改正後）				旧（現 行）			
				<p>この表において同 じ。)の開設者から当 該営業を譲り受けて 同項の届出をした者 が検査を受けようと する場合（当該理容 所の構造設備に変更 がない場合に限る。） にあつては、12,900 円)</p>			
別表第4（第2条関係） 興行場法（昭和23年法律第137号）関係事務				別表第4（第2条関係） 興行場法（昭和23年法律第137号）関係事務			
項	事務の区分		金額	項	事務の区分		金額
1	[略]	[略]	1件につき18,200円	1	[略]	[略]	1件につき18,200円 (興行場法第2条第 1項の規定による興 行場の経営の許可を 受けた者から当該興 行場営業（同法第1 条第2項に規定する 興行場営業をいう。 以下この表において 同じ。)を譲り受けた

新（改正後）			旧（現 行）		
					者が同一の許可を受けようとする場合 （当該興行場（同条第1項に規定する興行場をいう。以下この表において同じ。）の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、13,500円）
		[略]	1件につき8,900円	[略]	1件につき8,900円 （興行場法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可を受けた者から当該興行場営業を譲り受けた者が同一の許可を受けようとする場合 （当該興行場の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、8,700円）
2	[略]		[略]	2	[略]
別表第5（第2条関係） 旅館業法（昭和23年法律第138号）関係事務			別表第5（第2条関係） 旅館業法（昭和23年法律第138号）関係事務		

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現行）		
項	事務の区分	金額	項	事務の区分	金額
1	[略]	1件につき22,000円	1	[略]	1件につき22,000円 <u>（旅館業法第3条第1項の規定による旅館業の経営の許可を受けた者から当該旅館業（同法第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下この表において同じ。）を譲り受けた者が同一の許可を受けようとする場合（当該旅館業の施設の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、16,300円）</u>
2	[略]	[略]	2	[略]	[略]
3	<u>旅館業法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定による旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認の申請に対する審査</u>	[略]	3	<u>旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認の申請に対する審査</u>	[略]

別表第6（第2条関係） 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）関係事務

新（改正後）			旧（現 行）		
項	事務の区分	金額	項	事務の区分	金額
1	[略]	1件につき22,000円	1	[略]	1件につき22,000円 <u>（公衆浴場法第2条第1項の規定による浴場業の経営の許可を受けた者から当該浴場業（同法第1条第2項に規定する浴場業をいう。）を譲り受けた者が同一の許可を受けようする場合（当該公衆浴場（同条第1項に規定する公衆浴場をいう。）の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、16,300円）</u>
2	[略]	[略]	2	[略]	[略]
別表第10（第2条関係） クリーニング業法（昭和25年法律第207号）関係 事務			別表第10（第2条関係） クリーニング業法（昭和25年法律第207号）関係 事務		
事務の区分		金額	事務の区分		金額
クリーニング業法第5条の2の規定による検査		1件につき16,000円	クリーニング業法第5条の2の規定による検査		1件につき16,000円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)								
	<p>(<u>クリーニング業法</u> <u>第5条第1項の届出</u> <u>をしたクリーニング</u> <u>所 (同法第2条第4</u> <u>項に規定するクリー</u> <u>ニング所をいう。以</u> <u>下この表において同</u> <u>じ。)</u> <u>の開設者から当</u> <u>該営業を譲り受けて</u> <u>同法第5条第1項の</u> <u>届出をした者が検査</u> <u>を受けようとする場</u> <u>合 (当該クリーニン</u> <u>グ所の構造設備に変</u> <u>更がない場合に限</u> <u>る。)</u> <u>にあつては、</u> <u>12,900円)</u></p>								
<p>別表第14 (第2条関係) 美容師法 (昭和32年法律第163号) 関係事務</p> <table border="1" data-bbox="212 1214 1115 1406"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美容師法第12条の規定による検査</td> <td>1件につき16,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事務の区分	金額	美容師法第12条の規定による検査	1件につき16,000円	<p>別表第14 (第2条関係) 美容師法 (昭和32年法律第163号) 関係事務</p> <table border="1" data-bbox="1169 1214 2072 1406"> <thead> <tr> <th>事務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美容師法第12条の規定による検査</td> <td>1件につき16,000円 (<u>美容師法第11条第</u> <u>1項の届出をした美</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	事務の区分	金額	美容師法第12条の規定による検査	1件につき16,000円 (<u>美容師法第11条第</u> <u>1項の届出をした美</u>)
事務の区分	金額								
美容師法第12条の規定による検査	1件につき16,000円								
事務の区分	金額								
美容師法第12条の規定による検査	1件につき16,000円 (<u>美容師法第11条第</u> <u>1項の届出をした美</u>)								

新（改正後）	旧（現 行）
<div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>容所（同法第2条第3項に規定する美容所をいう。以下この表において同じ。）の開設者から当該営業を譲り受けて同法第11条第1項の届出をした者が検査を受けようとする場合（当該美容所の構造設備に変更がない場合に限る。）にあつては、<u>12,900円</u>）</p> </div>
<p>[枚方市旅館業法施行条例関係] （<u>法第5条第1項第4号</u>の条例で定める事由） 第6条 <u>法第5条第1項第4号</u>の条例で定める事由は、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p>	<p>[枚方市旅館業法施行条例関係] （<u>法第5条第3号</u>の条例で定める事由） 第6条 <u>法第5条第3号</u>の条例で定める事由は、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。</p>

議案第 44 号

枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

次のとおり枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）9 月 22 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市条例第 号

枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に定めるもの</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に定めるもの</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

議案第 45 号

枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）9 月 22 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 マンションの管理に関する計画の認定の審査等についての手数料の額を定めるため。

枚方市建築行政事務手数料条例の一部を改正する条例

枚方市建築行政事務手数料条例（平成29年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第5条第2項第1号中「別表第4の3の項」を「別表第5の3の項」に改め、同項第2号中「別表第5の3の項」を「別表第6の3の項」に改め、同項第3号中「別表第6の7の項」を「別表第7の7の項」に改める。

別表第1の3の項の表令第20条の2第14項の認定の項及び令第38条の4第24項の認定の項を削る。

別表第6の1の項の表備考1中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、別表第6を別表第7とし、別表第2から別表第5までを1表ずつ繰り下げ、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この表において「法」という。）関係事務

- 1 法第5条の4の認定（法第5条の6第1項の認定の更新を含む。3の項において同じ。）の申請に対する審査 申請1件につき、6,400円（長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が2以上の場合は、6,400円に1を超える長期修繕計画の数に3,100円を乗じて得た額を加算した額）
- 2 法第5条の7第1項の変更の認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
長期修繕計画の変更に係るもの	10,300円（変更する長期修繕計画の数が2以上の場合は、10,300円に1を超える長期修繕計画の数に5,400円を乗じて得た額を加算した額）
規約の変更に係るもの	4,300円（変更する規約の数が2以上の場合は、4,300円に1を超える規約の数に3,000円を乗じて得た額を加算した額）

備考 この表において「規約」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項第1号の規約をいう。

- 3 法第5条の4の認定又は法第5条の7第1項の変更の認定を受けたことを証する書面の交付 1通につき、980円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）										
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する建築行政事務及び当該建築行政事務について徴収する手数料の額は、別表第1から別表第7までに定めるとおりとする。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる手数料については、減額し、又は免除することができない。</p> <p>(1) 別表第5の3の項に定める手数料（同項第3号に係る部分に限る。）</p> <p>(2) 別表第6の3の項に定める手数料（同項第3号に係る部分に限る。）</p> <p>(3) 別表第7の7の項に定める手数料（同項第3号に係る部分に限る。）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この項において「令」という。）の規定による認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="228 1243 1084 1390"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第25条の4第2項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	令第25条の4第2項の認定	[略]	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する建築行政事務及び当該建築行政事務について徴収する手数料の額は、別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる手数料については、減額し、又は免除することができない。</p> <p>(1) 別表第4の3の項に定める手数料（同項第3号に係る部分に限る。）</p> <p>(2) 別表第5の3の項に定める手数料（同項第3号に係る部分に限る。）</p> <p>(3) 別表第6の7の項に定める手数料（同項第3号に係る部分に限る。）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）関係事務</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この項において「令」という。）の規定による認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="1187 1243 2042 1390"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令第20条の2第14項の認定</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>令第25条の4第2項の認定</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	令第20条の2第14項の認定	31,000円	令第25条の4第2項の認定	[略]
事 務	金 額										
令第25条の4第2項の認定	[略]										
事 務	金 額										
令第20条の2第14項の認定	31,000円										
令第25条の4第2項の認定	[略]										

新 (改正後)	旧 (現 行)						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="230 296 898 392">令第25条の4第17項の認定</td> <td data-bbox="898 296 1086 392">[略]</td> </tr> </table>	令第25条の4第17項の認定	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1189 296 1856 347">令第25条の4第17項の認定</td> <td data-bbox="1856 296 2045 347">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 347 1856 395">令第38条の4第24項の認定</td> <td data-bbox="1856 347 2045 395">31,000円</td> </tr> </table>	令第25条の4第17項の認定	[略]	令第38条の4第24項の認定	31,000円
令第25条の4第17項の認定	[略]						
令第25条の4第17項の認定	[略]						
令第38条の4第24項の認定	31,000円						
<p>別表第2 (第2条関係)</p> <p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成12年法律第149号。以下この表において「法」という。) 関係事務</p> <p>1 法第5条の4の認定 (法第5条の6第1項の認定の更新を含む。3の項において同じ。) の申請に対する審査 申請1件につき、6,400円 (長期修繕計画 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 (平成13年国土交通省令第110号) 第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。) の数が2以上の場合は、6,400円に1を超える長期修繕計画の数に3,100円を乗じて得た額を加算した額)</p> <p>2 法第5条の7第1項の変更の認定の申請に対する審査 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="230 1023 645 1070">区 分</th> <th data-bbox="645 1023 1086 1070">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="230 1070 645 1315">長期修繕計画の変更に係るもの</td> <td data-bbox="645 1070 1086 1315">10,300円 (変更する長期修繕計画の数が2以上の場合は、10,300円に1を超える長期修繕計画の数に5,400円を乗じて得た額を加算した額)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 1315 645 1410">規約の変更に係るもの</td> <td data-bbox="645 1315 1086 1410">4,300円 (変更する規約の数が2以上の場合は、4,300円に1を超</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	長期修繕計画の変更に係るもの	10,300円 (変更する長期修繕計画の数が2以上の場合は、10,300円に1を超える長期修繕計画の数に5,400円を乗じて得た額を加算した額)	規約の変更に係るもの	4,300円 (変更する規約の数が2以上の場合は、4,300円に1を超	
区 分	金 額						
長期修繕計画の変更に係るもの	10,300円 (変更する長期修繕計画の数が2以上の場合は、10,300円に1を超える長期修繕計画の数に5,400円を乗じて得た額を加算した額)						
規約の変更に係るもの	4,300円 (変更する規約の数が2以上の場合は、4,300円に1を超						

新（改正後）	旧（現 行）		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> える規約の数に3,000円を乗じて 得た額を加算した額) </td> </tr> </table>		える規約の数に3,000円を乗じて 得た額を加算した額)	
	える規約の数に3,000円を乗じて 得た額を加算した額)		
<p>備考 この表において「規約」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の2第1項第1号の規約をいう。</p>			
<p>3 法第5条の4の認定又は法第5条の7第1項の変更の認定を受けたことを証する書面の交付 1通につき、980円</p>			
<p>別表第3（第2条関係） 表 [略]</p>	<p>別表第2（第2条関係） 表 [略]</p>		
<p>別表第4（第2条関係） 表 [略]</p>	<p>別表第3（第2条関係） 表 [略]</p>		
<p>別表第5（第2条関係） 表 [略]</p>	<p>別表第4（第2条関係） 表 [略]</p>		
<p>別表第6（第2条関係） 表 [略]</p>	<p>別表第5（第2条関係） 表 [略]</p>		
<p>別表第7（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1 法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。この項及び次項において「判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加</p>	<p>別表第6（第2条関係） 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務</p> <p>1 法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。この項及び次項において「判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加</p>		

新（改正後）	旧（現 行）
<p>を伴うもの（評価手法が他の建築物の評価手法（申請等に係る建築物の部分が法第35条第1項の規定による認定（法第36条第1項の規定により変更の認定を受けなければならないときは、当該変更の認定）を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている法第34条第3項に規定する他の建築物の部分である場合における同条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請において用いた直近の評価手法（当該他の建築物に係る評価手法に限る。）と同一のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）であるものを除く。）に限る。）に対する審査 申請等1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「建築物の用途」とは消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいい、「工場等」とは工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。）又は改築（以下備考1において「増築等」という。）の判定であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外</p>	<p>を伴うもの（評価手法が他の建築物の評価手法（申請等に係る建築物の部分が法第35条第1項の規定による認定（法第36条第1項の規定により変更の認定を受けなければならないときは、当該変更の認定）を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている法第34条第3項に規定する他の建築物の部分である場合における同条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請において用いた直近の評価手法（当該他の建築物に係る評価手法に限る。）と同一のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）であるものを除く。）に限る。）に対する審査 申請等1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「建築物の用途」とは消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいい、「工場等」とは工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。）又は改築（以下備考1において「増築等」という。）の判定であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書の規定により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。)をいい、「モデル建物法」とは同令第1条第1項第1号ロに規定する評価手法をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>2～13 [略]</p>	<p>基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書の規定により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。)をいい、「モデル建物法」とは同令第1条第1項第1号ロに規定する評価手法をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>2～13 [略]</p>

議案第46号

枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業請負契約締結について

次のとおり枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 堺市堺区砂道町1丁1番29号
エネテック大阪グループ
代表者 株式会社エネテック大阪
代表取締役 國分 一郎
3. 契約金額 金 2,502,500,000円
4. 契約保証金 設計業務、施工業務及び工事監理業務の対価の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%相当額と維持管理業務の対価の1年分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の5%相当額の合計額
5. 工事名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業
6. 施工場所 枚方市枚方上之町9番21号 他
7. 工期・履行期間 本契約締結日から令和22年3月31日まで
8. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

随意契約（工事） 執行調書

名称	枚方市小中学校体育館空調設備整備D B O事業				
受注者名	エネテック大阪グループ				
業務区分	コンサルタント・工事・その他委託				
契約金額 (内消費税額)	金 2,502,500,000 円		(金 227,500,000 円)		
工期または期間	自	本契約締結日		至	令和22年 3月31日
			見積日	令和 5年 7月 6日13時0分	
※予定価格 (単位：円)	2,275,208,000		※最低制限価格 (単位：円)	適用しない	
見 積 状 況	参加業者名	第1回目 見積書記載金額	総合評価点	総合評価点内訳	備 考
	エネテック大阪グループ	2,275,000,000	638	価格評価点 250 技術評価点 388	決定

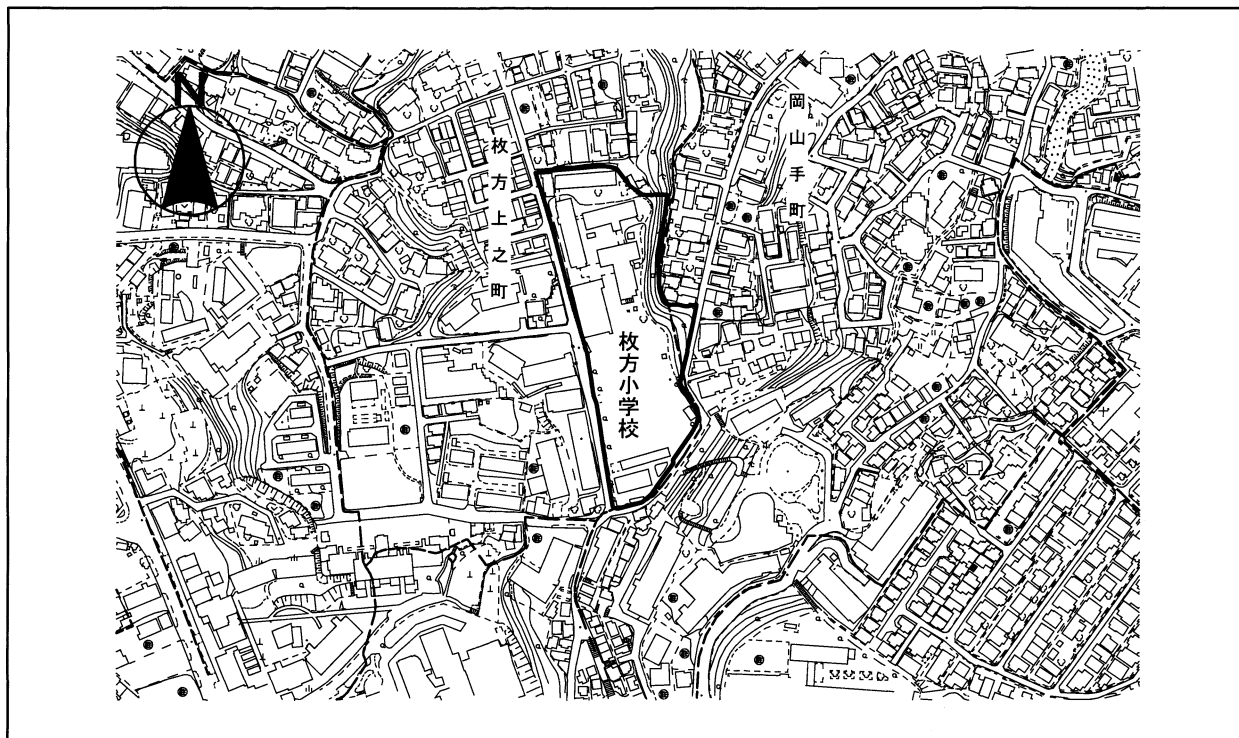
①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
 ②「予定価格」及び「見積書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業
2. 施工場所 枚方市枚方上之町9番21号 他
3. 工期・履行期間 本契約締結日から令和22年3月31日まで
4. 工事等概要 設計業務
・空調設備の設計業務 ・その他、付随する業務
施工業務
・空調設備の施工業務 ・その他、付随する業務
工事監理業務
・空調設備の工事監理業務 ・その他、付随する業務
維持管理業務
・空調設備の維持管理業務 ・その他、付随する業務
5. 施工理由 枚方市内の市立小中学校における夏季の体育教育環境の向上及び児童生徒の熱中症予防対策、また避難所としての環境改善を目的として、体育館への空調設備の導入をDBO方式により行うものです。

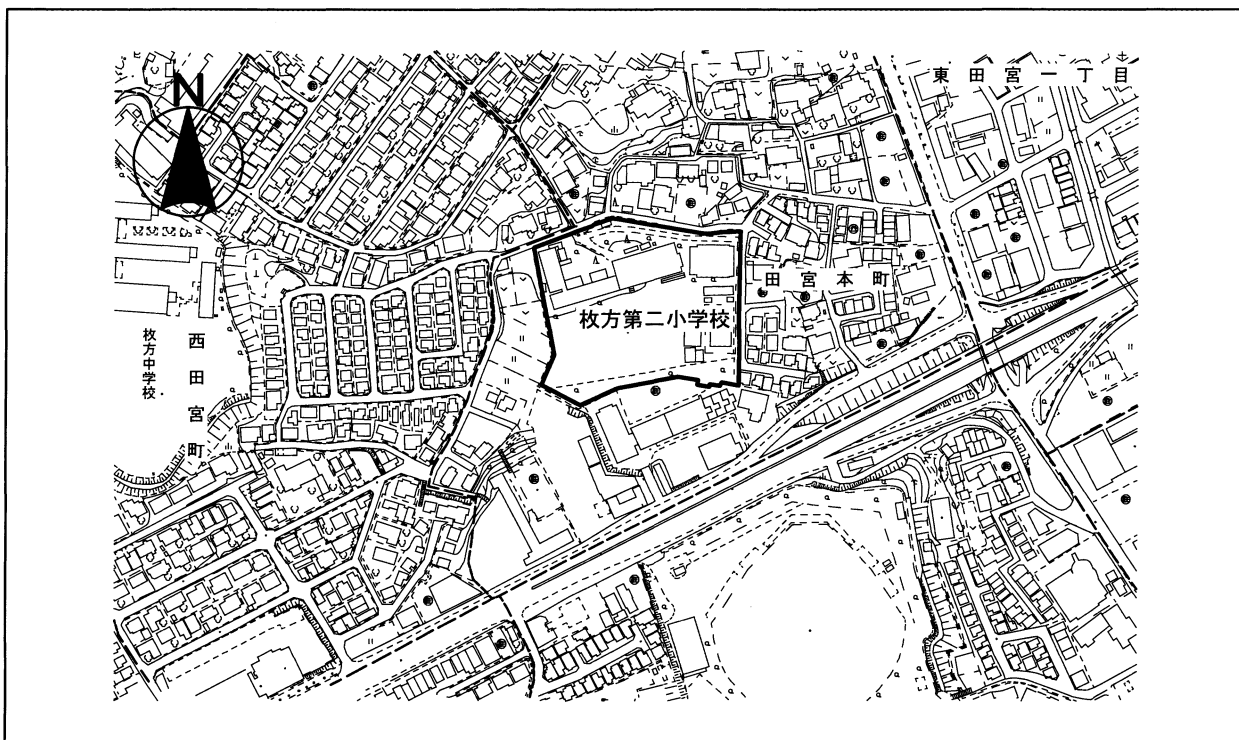
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



枚方小学校：枚方市枚方上之町 9-21

1/62

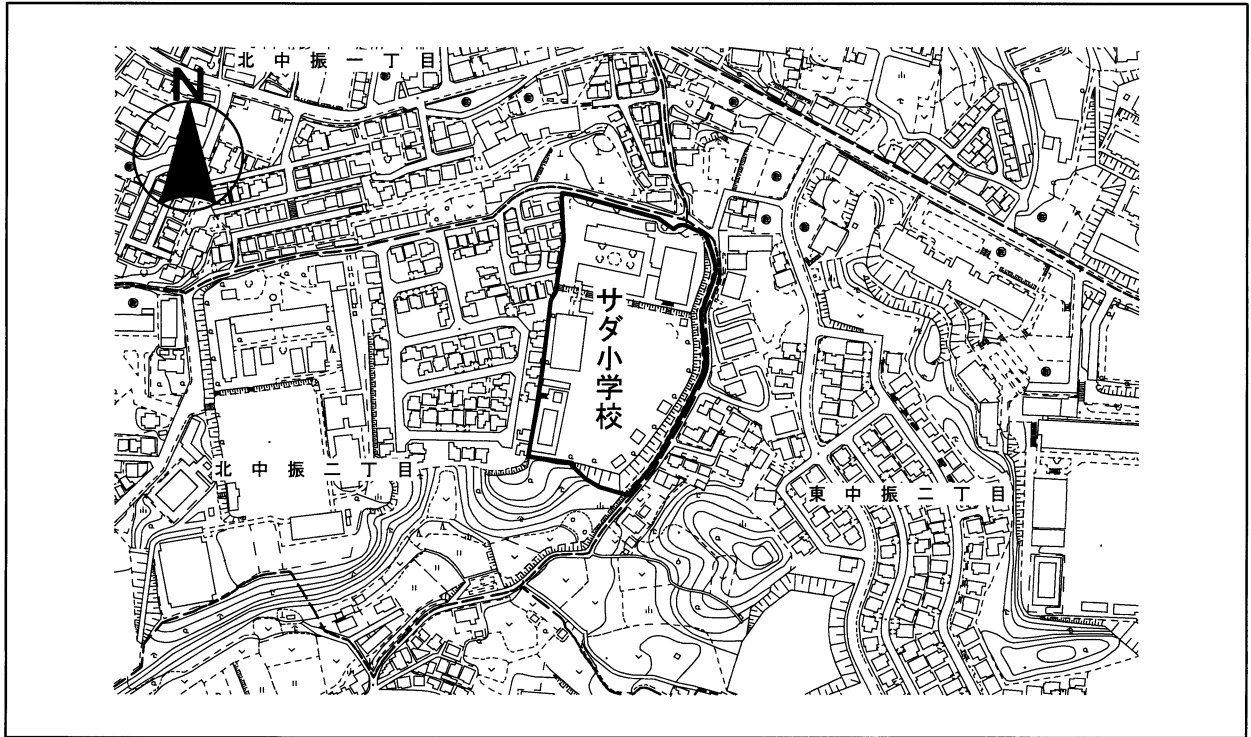


枚方第二小学校：枚方市田宮本町 11-1

2/62

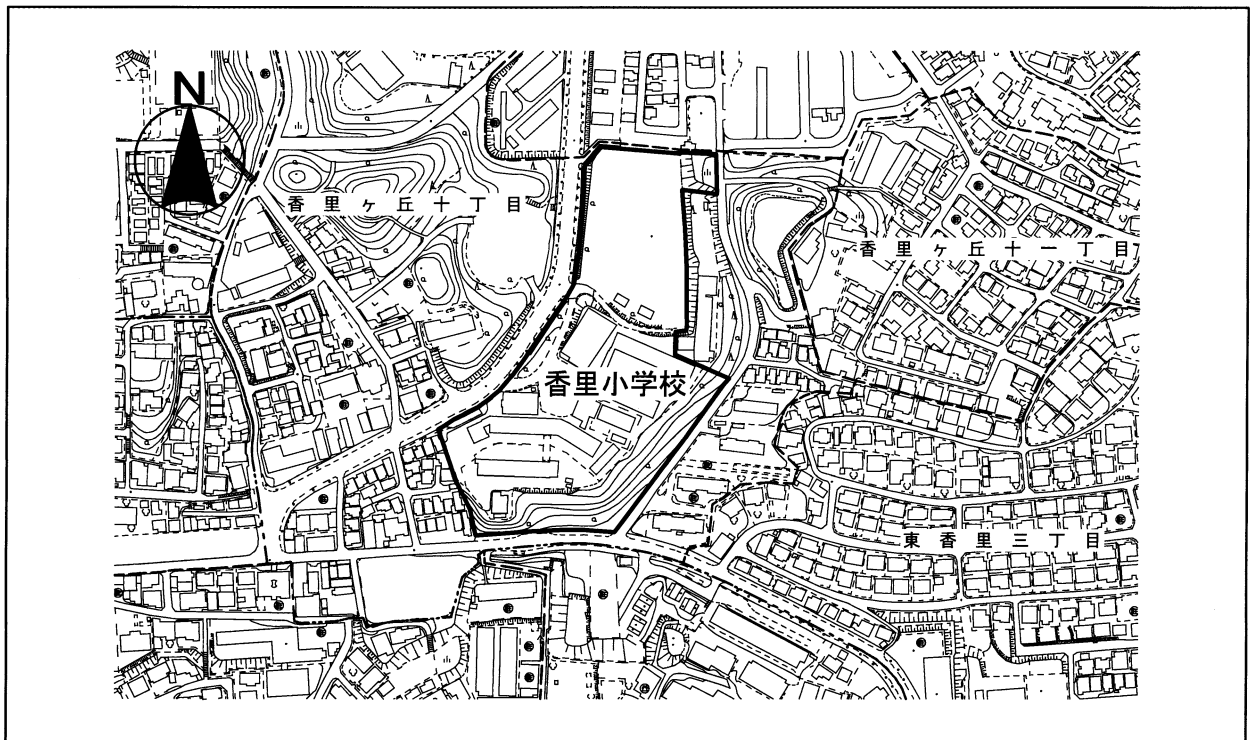
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



サダ小学校：枚方市北中振2丁目11-21

3/62

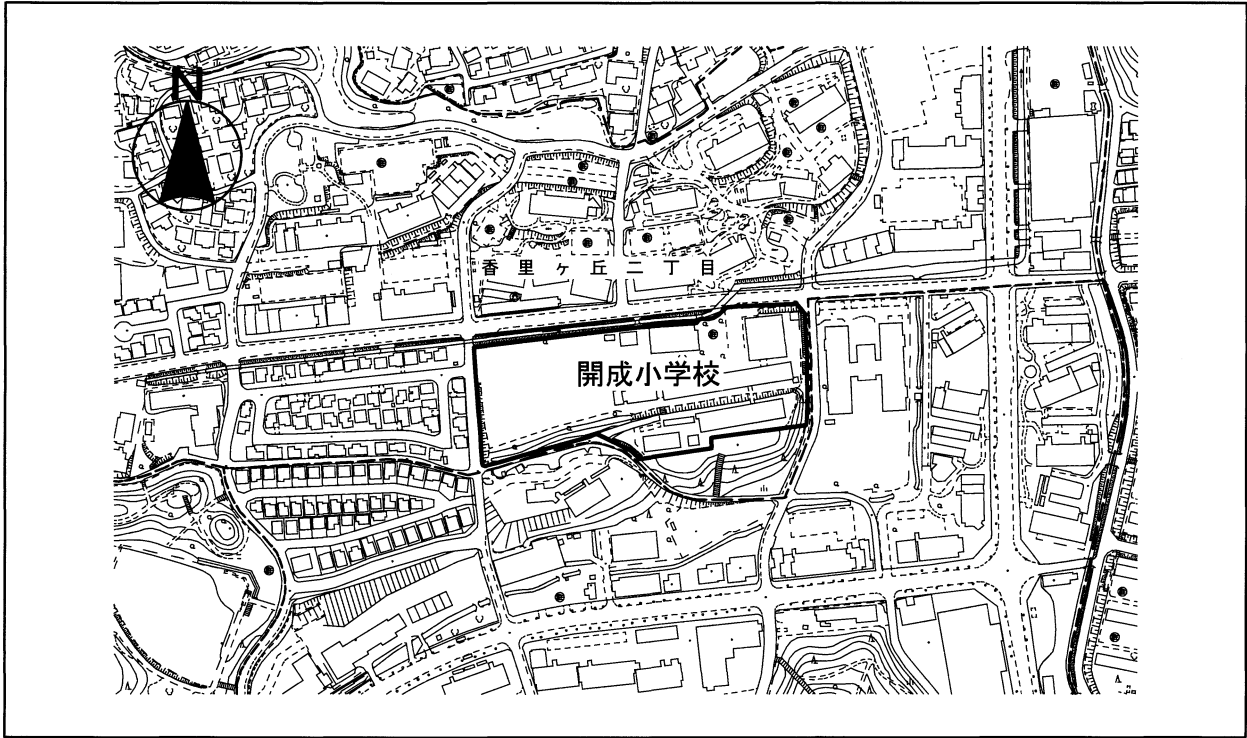


香里小学校：枚方市香里ヶ丘10丁目5-2

4/62

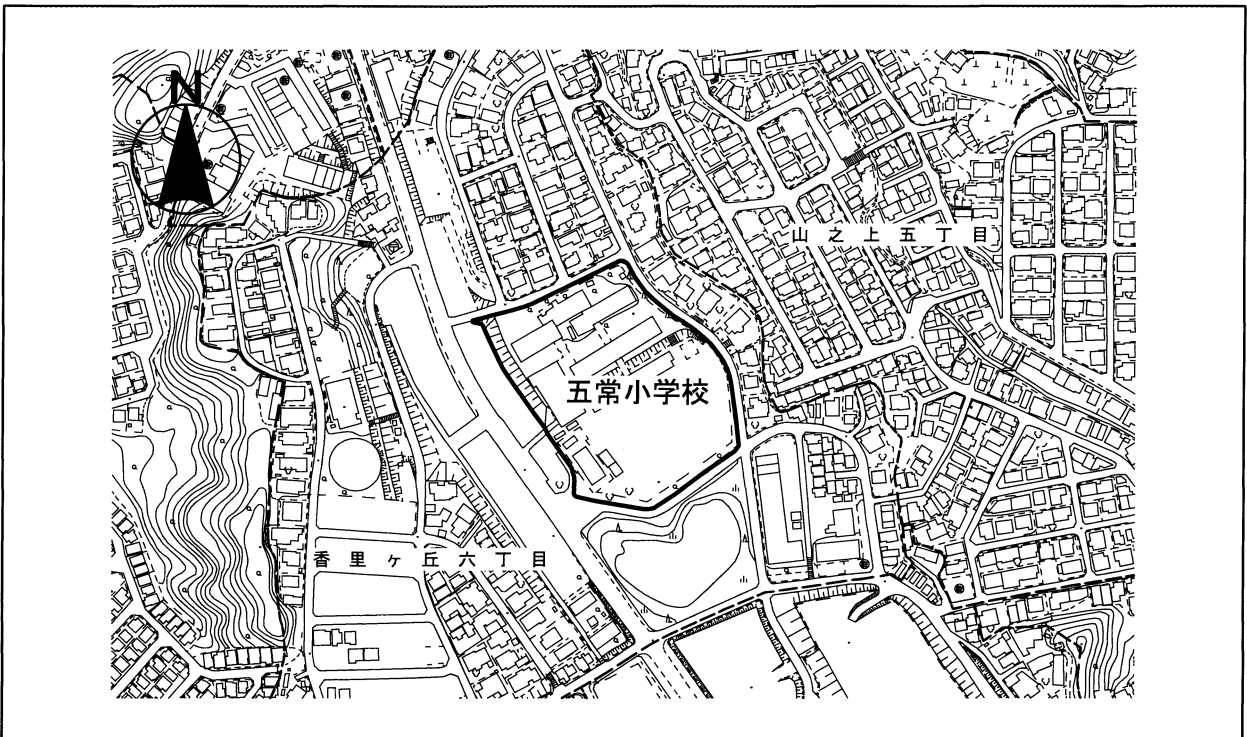
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



開成小学校：枚方市香里ヶ丘2丁目5

5/62



五常小学校：枚方市香里ヶ丘6丁目9

6/62

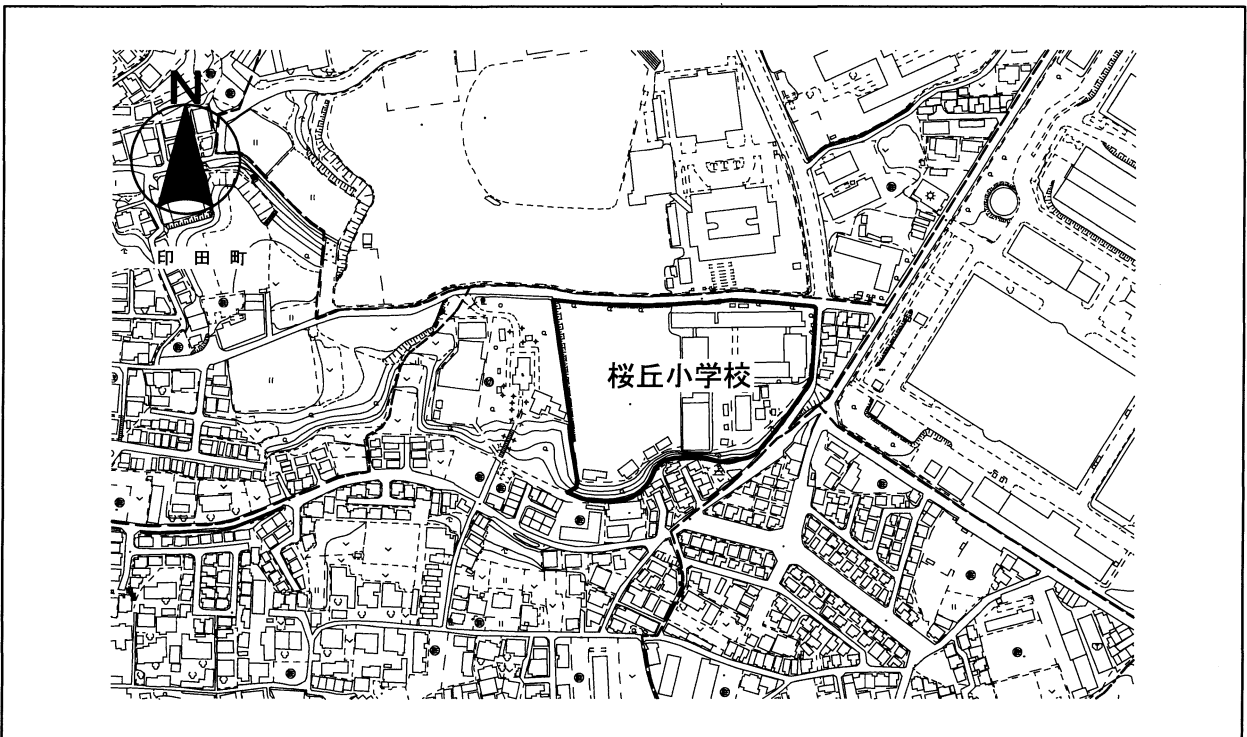
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



春日小学校：枚方市高田2丁目15-10

7/62

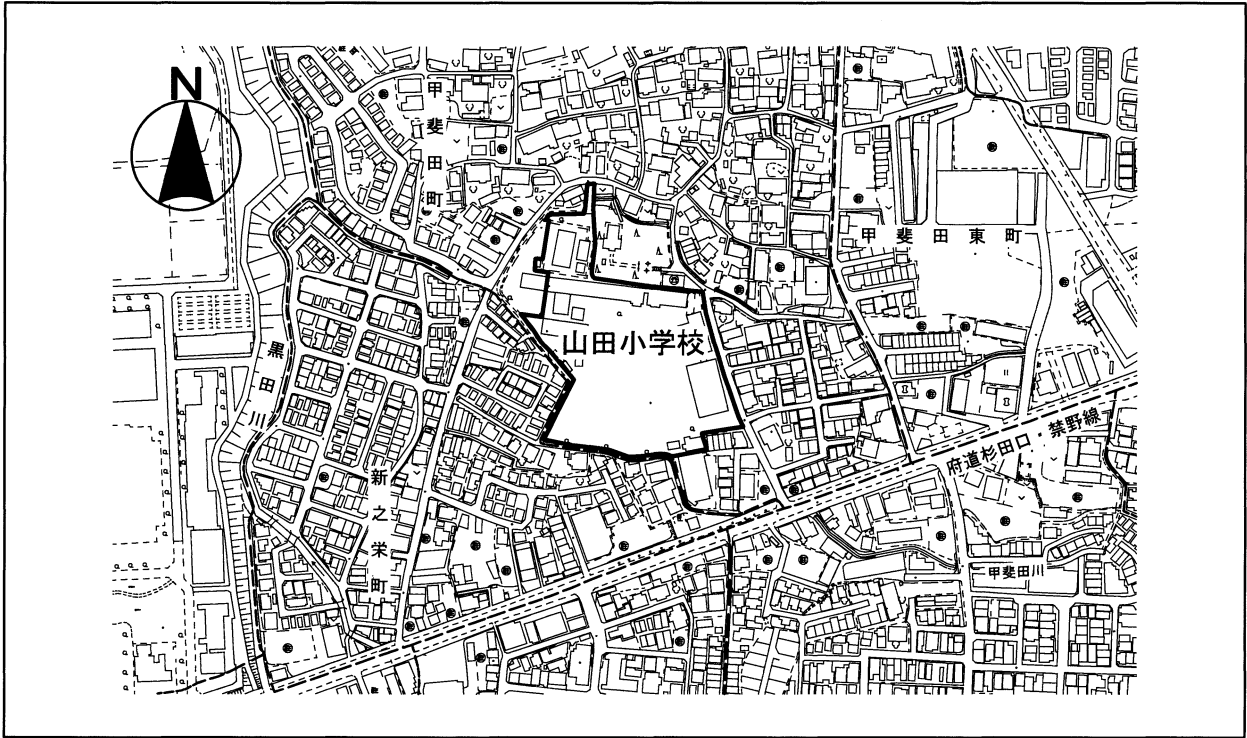


桜丘小学校：枚方市村野本町30-1

8/62

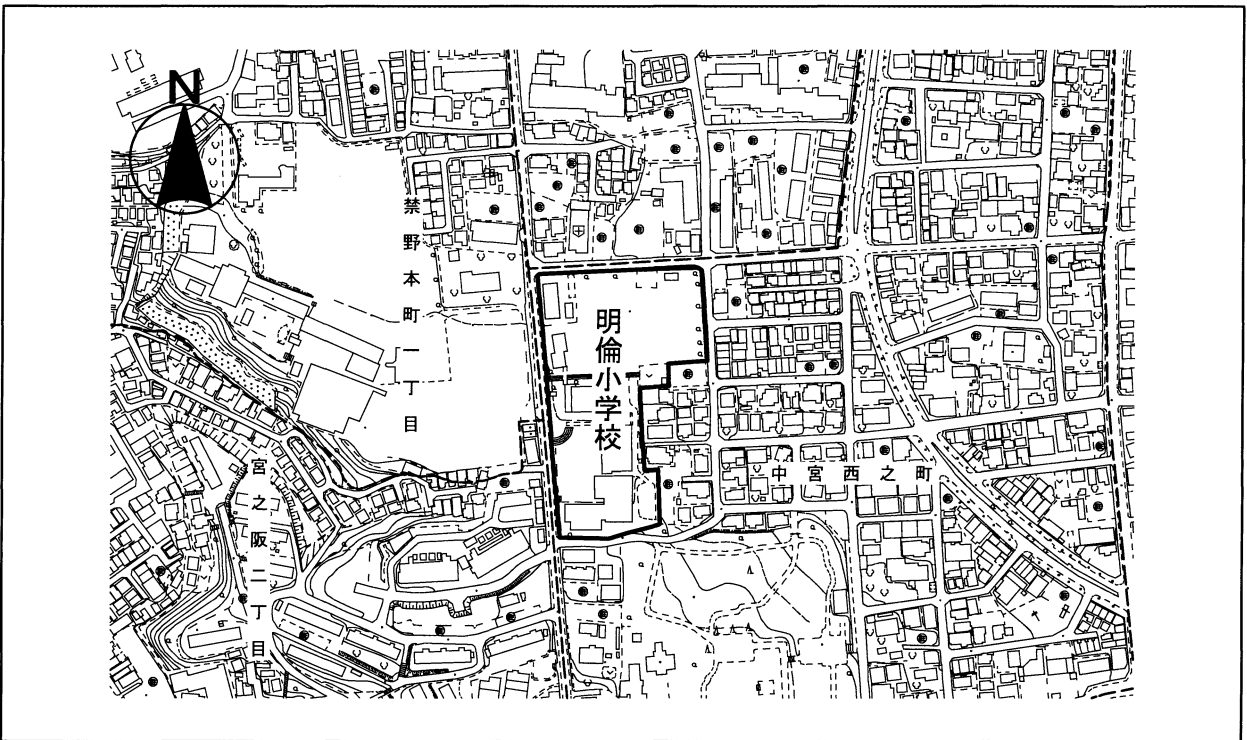
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



山田小学校：枚方市甲斐田町1-27

9/62



明倫小学校：枚方市中宮西之町10-6

10/62

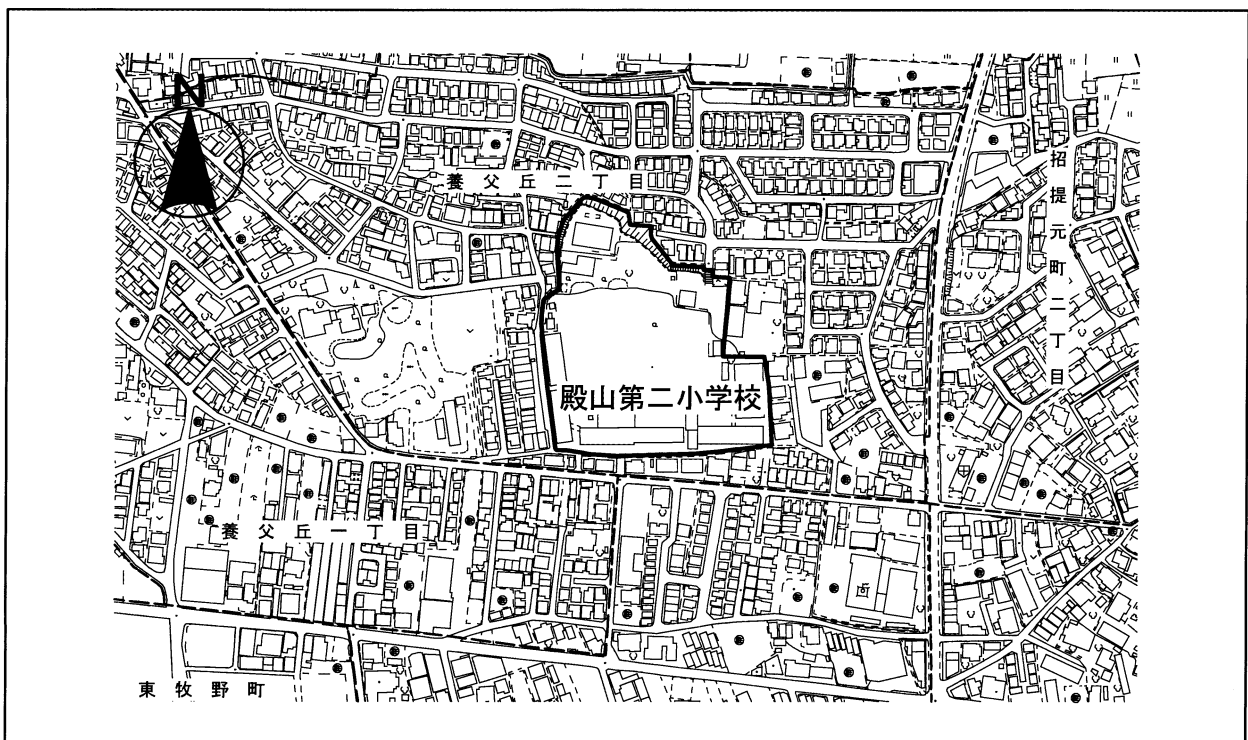
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



殿山第一小学校：枚方市上野1丁目6-5

11/62

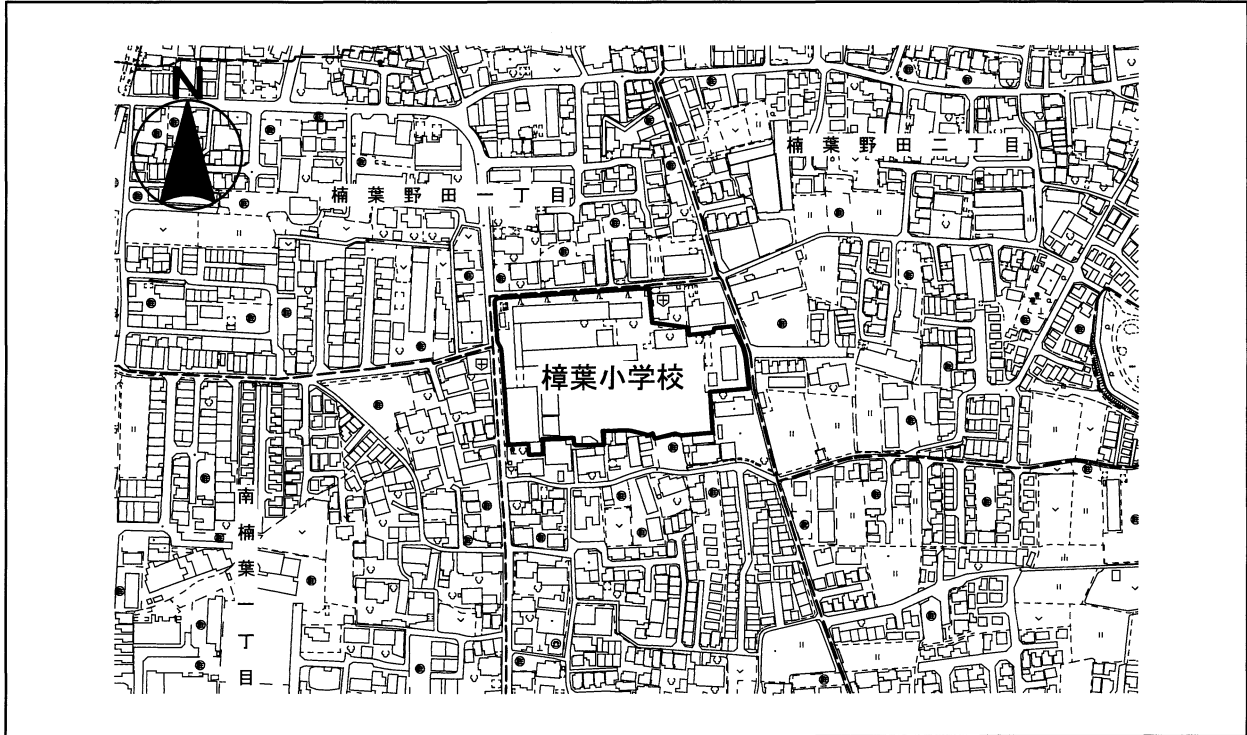


殿山第二小学校：枚方市養父丘2丁目7-53

12/62

事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



樟葉小学校：枚方市南楠葉2丁目40-6

13/62

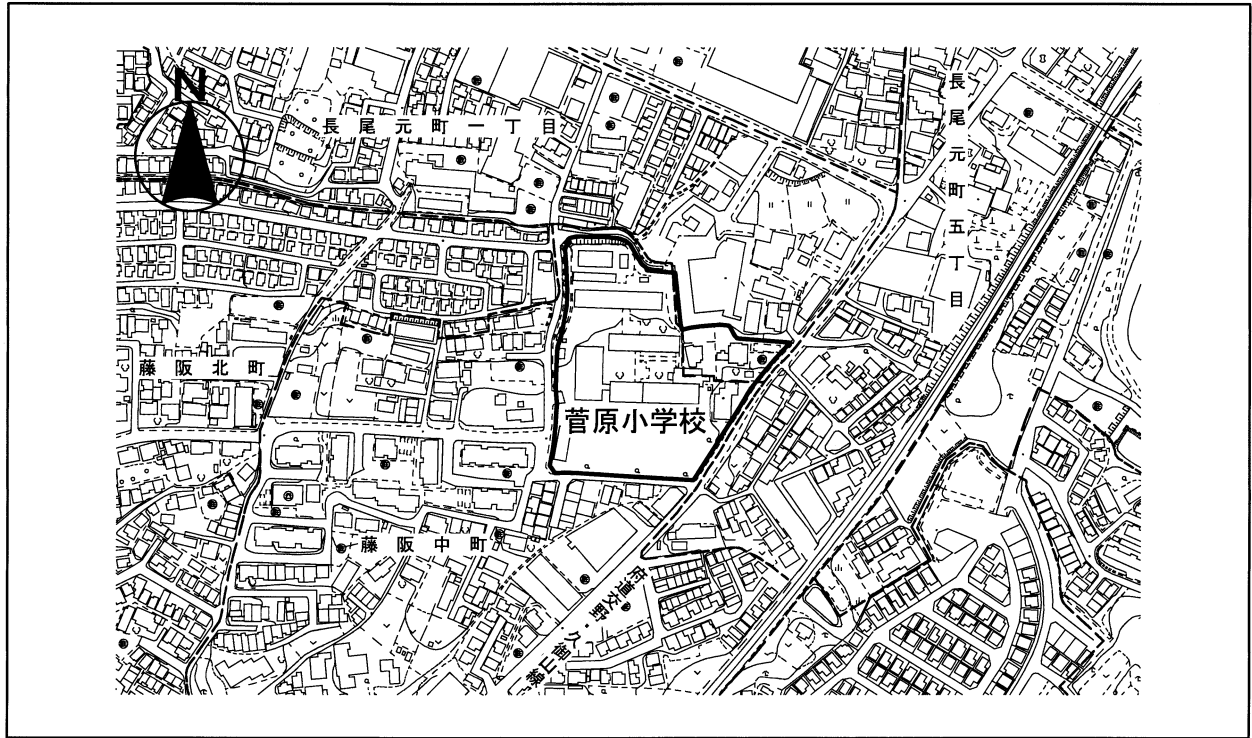


津田小学校：枚方市津田西町1丁目33-1

14/62

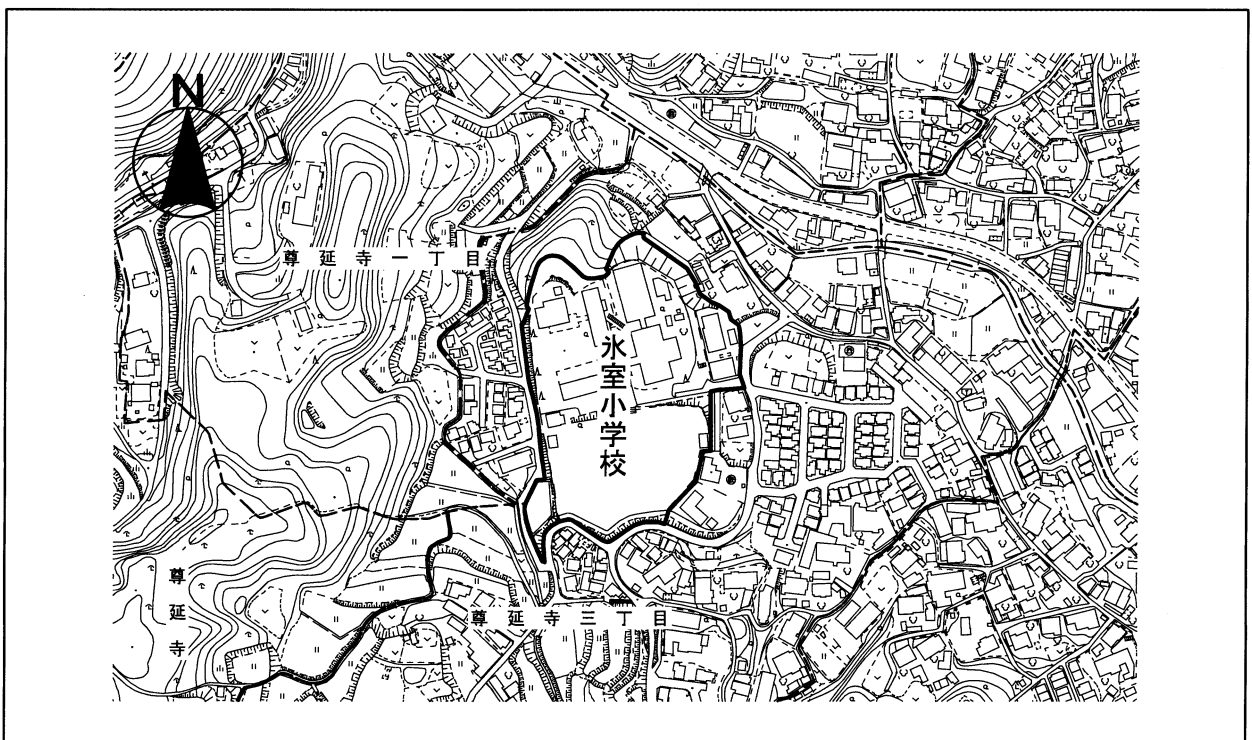
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



菅原小学校：枚方市藤阪中町13-1

15/62

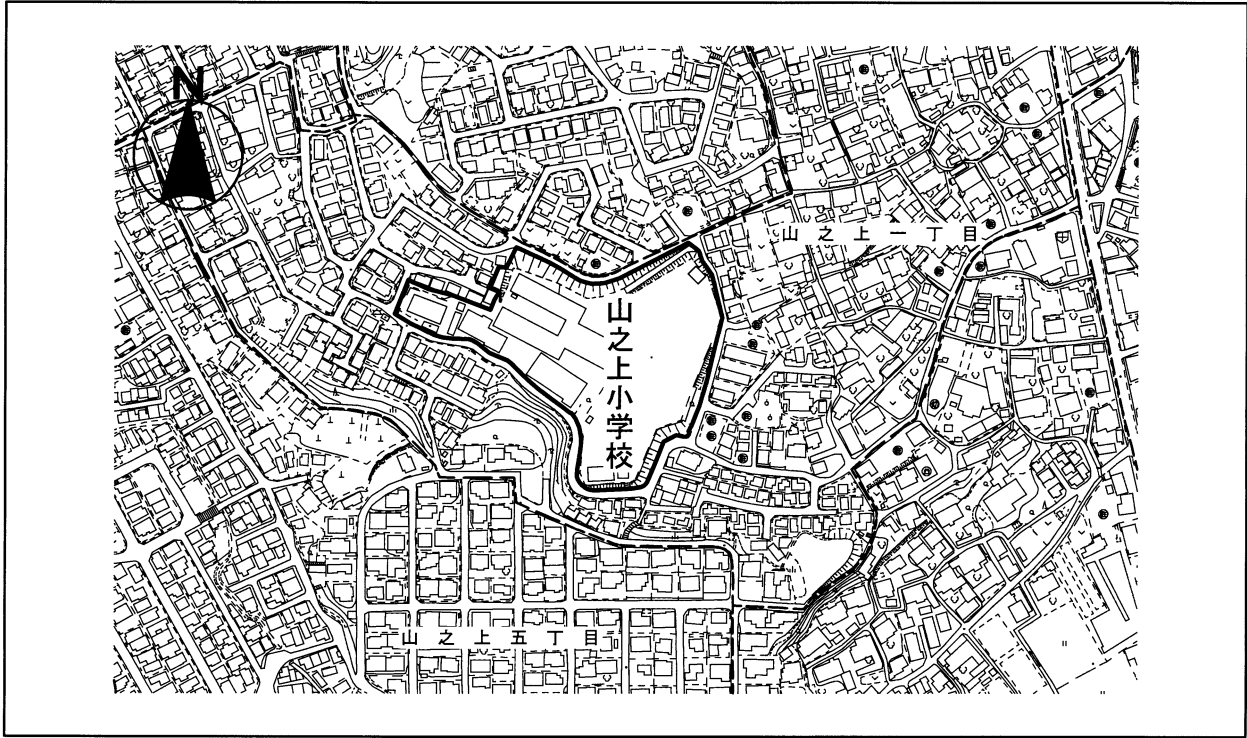


氷室小学校：枚方市尊延寺3丁目1-38

16/62

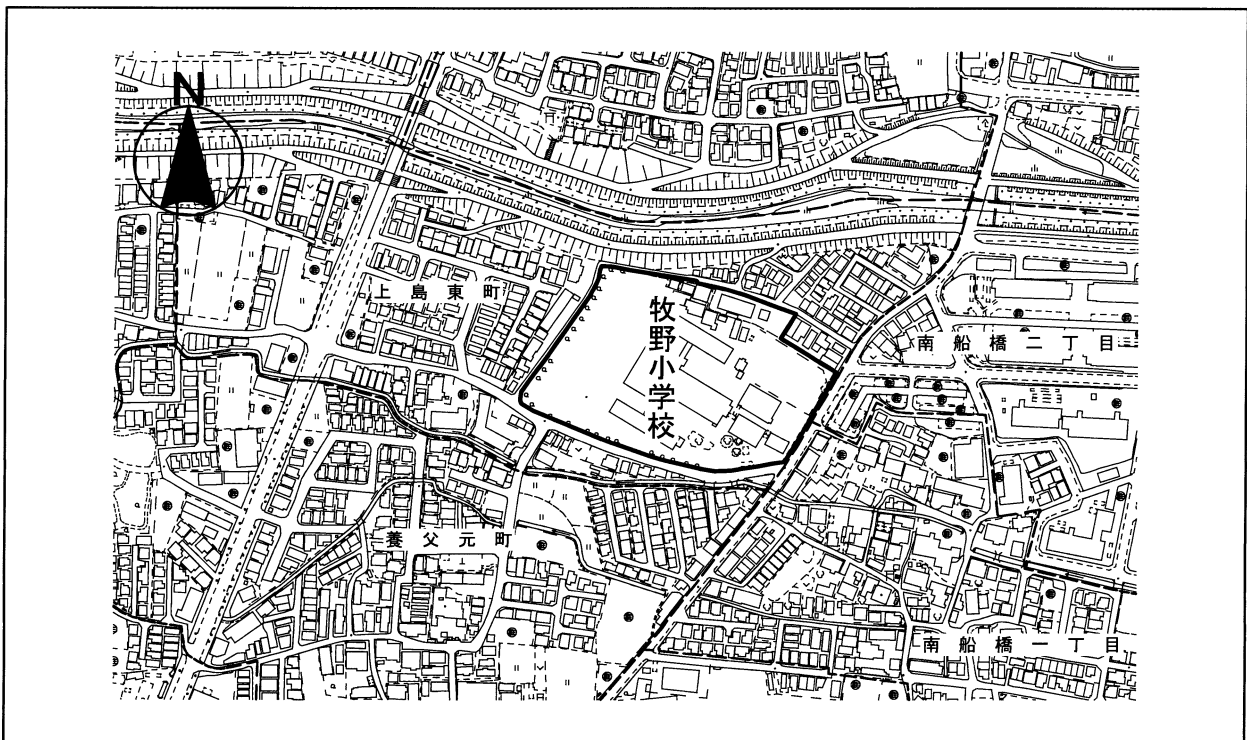
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



山之上小学校：枚方市山之上1丁目32-1

17/62

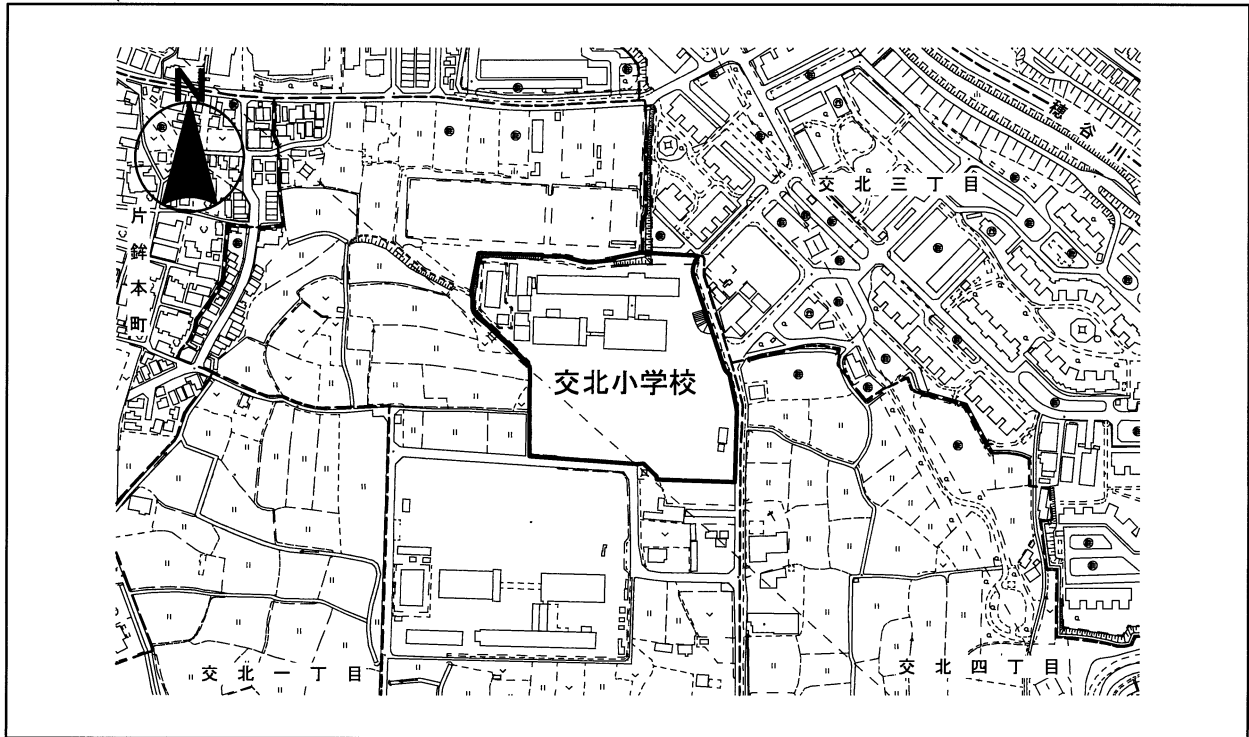


牧野小学校：枚方市上島東町4-18

18/62

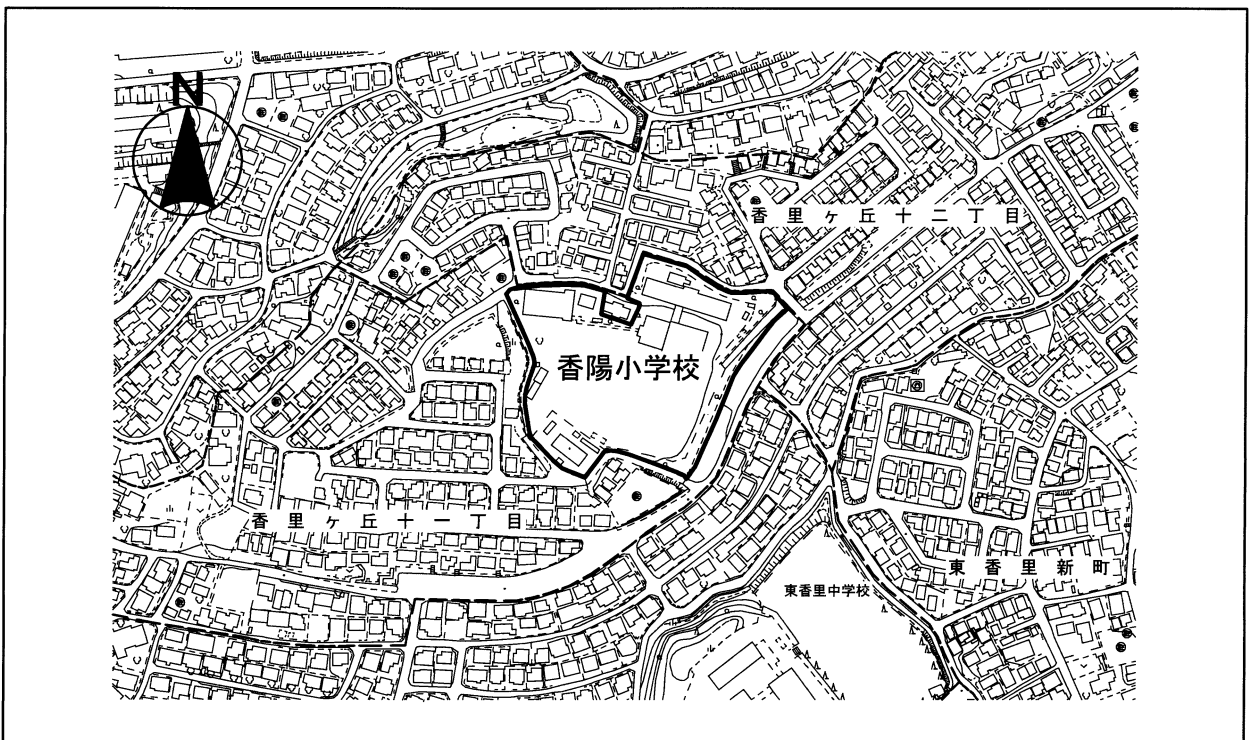
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



交北小学校：枚方市交北2丁目30-5

19/62

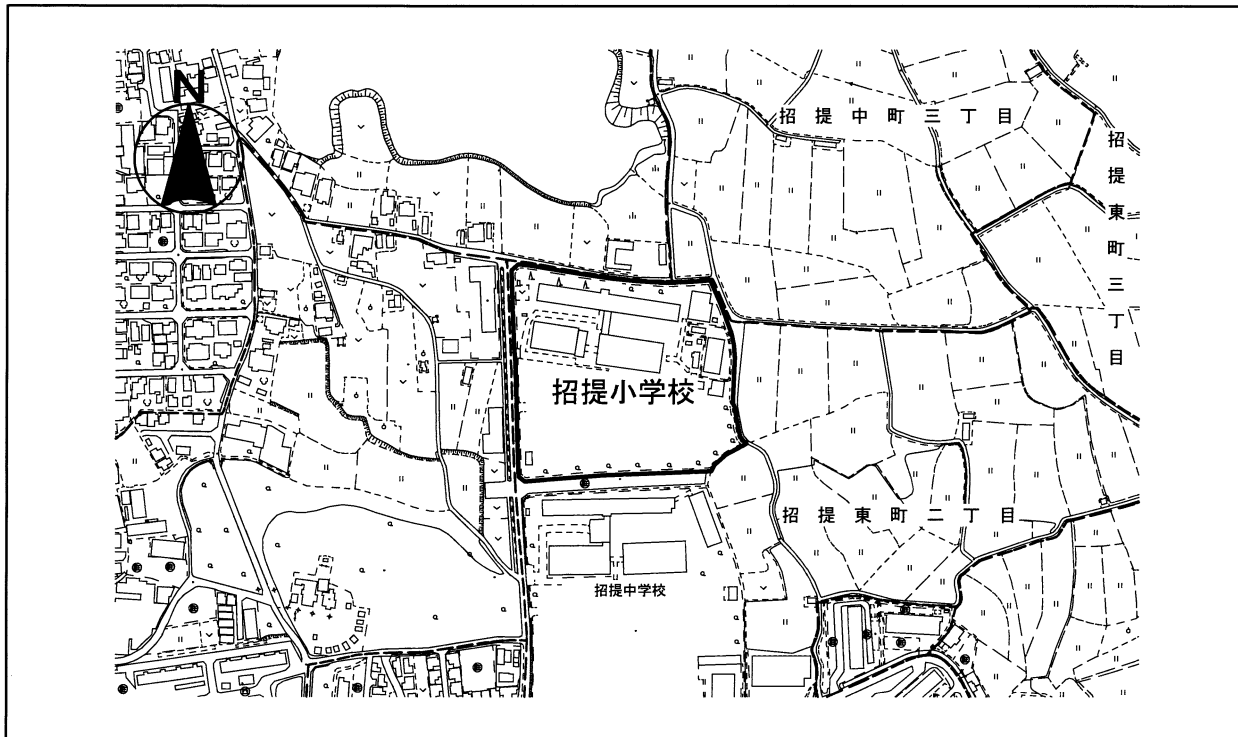


香陽小学校：枚方市香里ヶ丘11丁目36-1

20/62

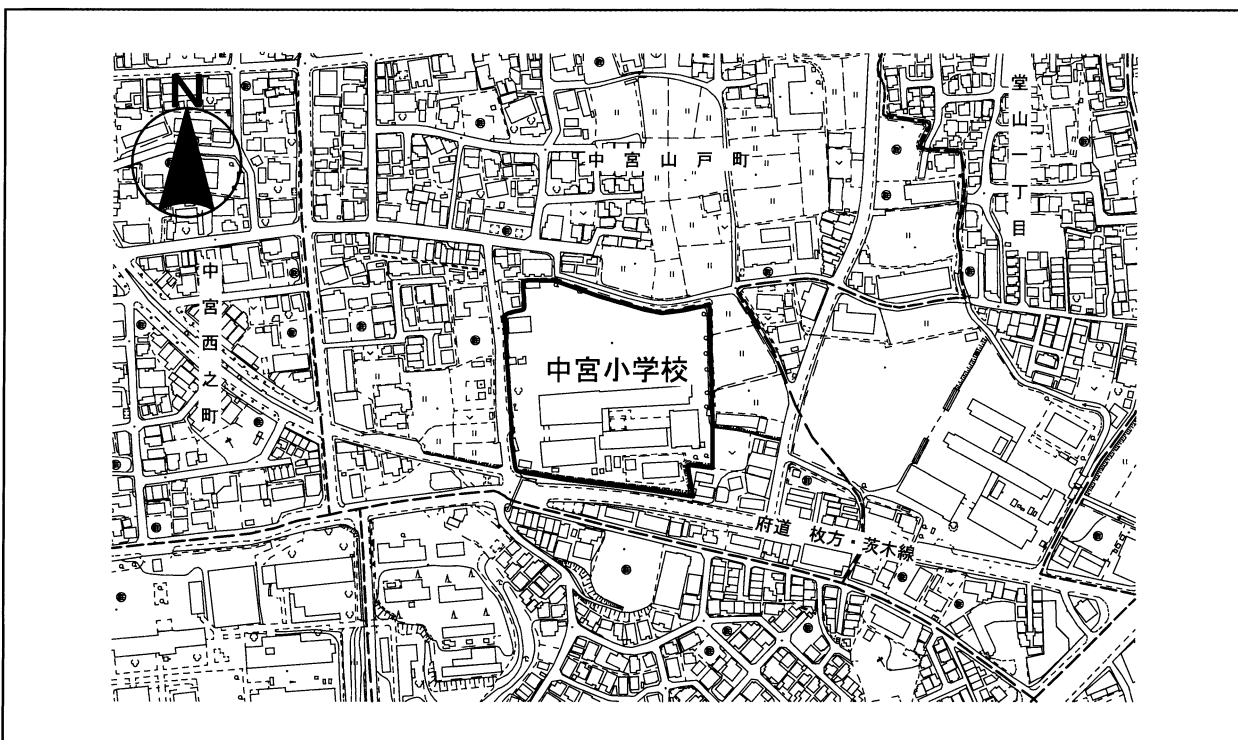
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



招提小学校：枚方市招提東町2丁目2-8

21/62



中宮小学校：枚方市中宮山戸町22-3

22/62

事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



小倉小学校：枚方市小倉町29-1

23/62

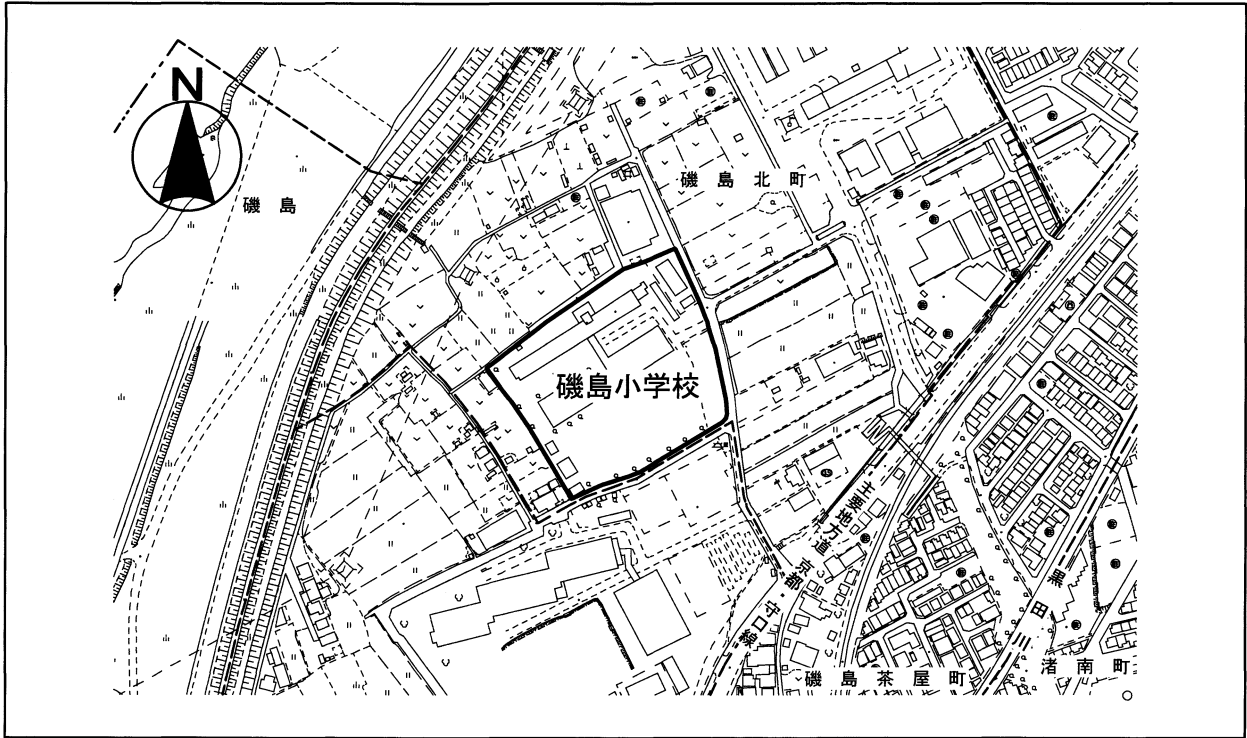


樟葉南小学校：枚方市楠葉美咲1丁目25-1

24/62

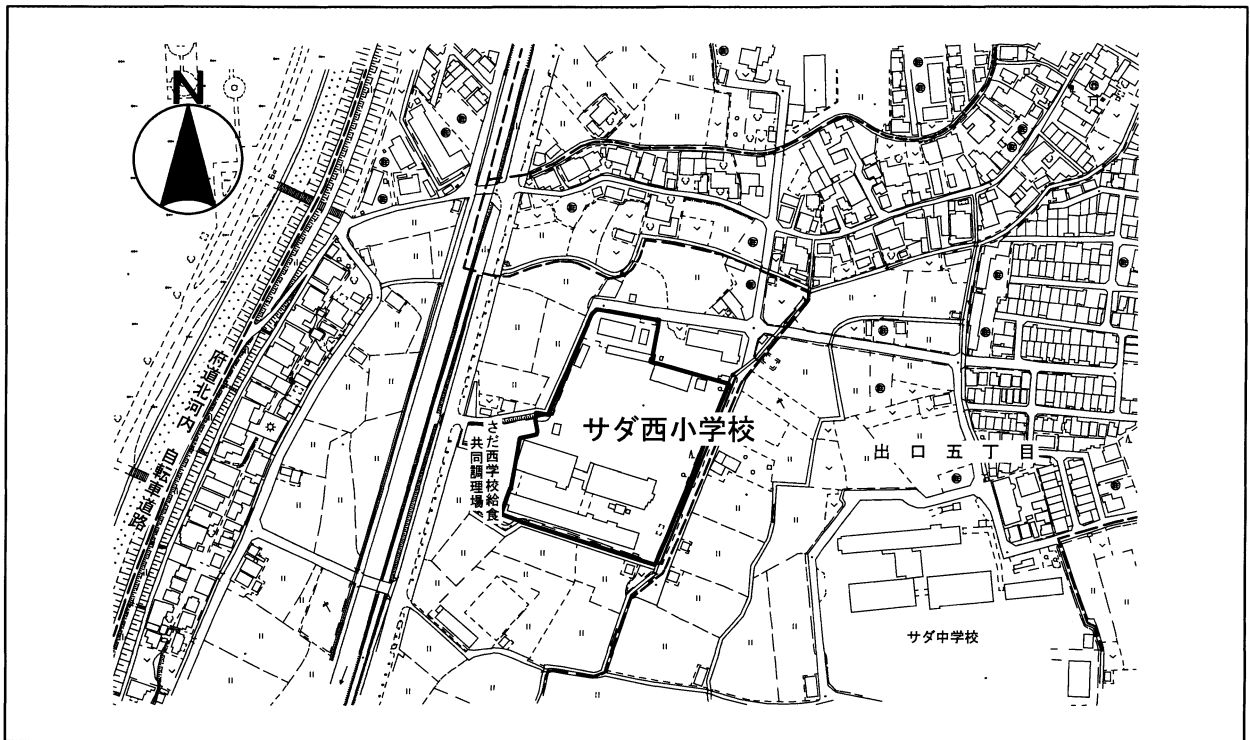
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



磯島小学校：枚方市磯島北町3-1

25/62

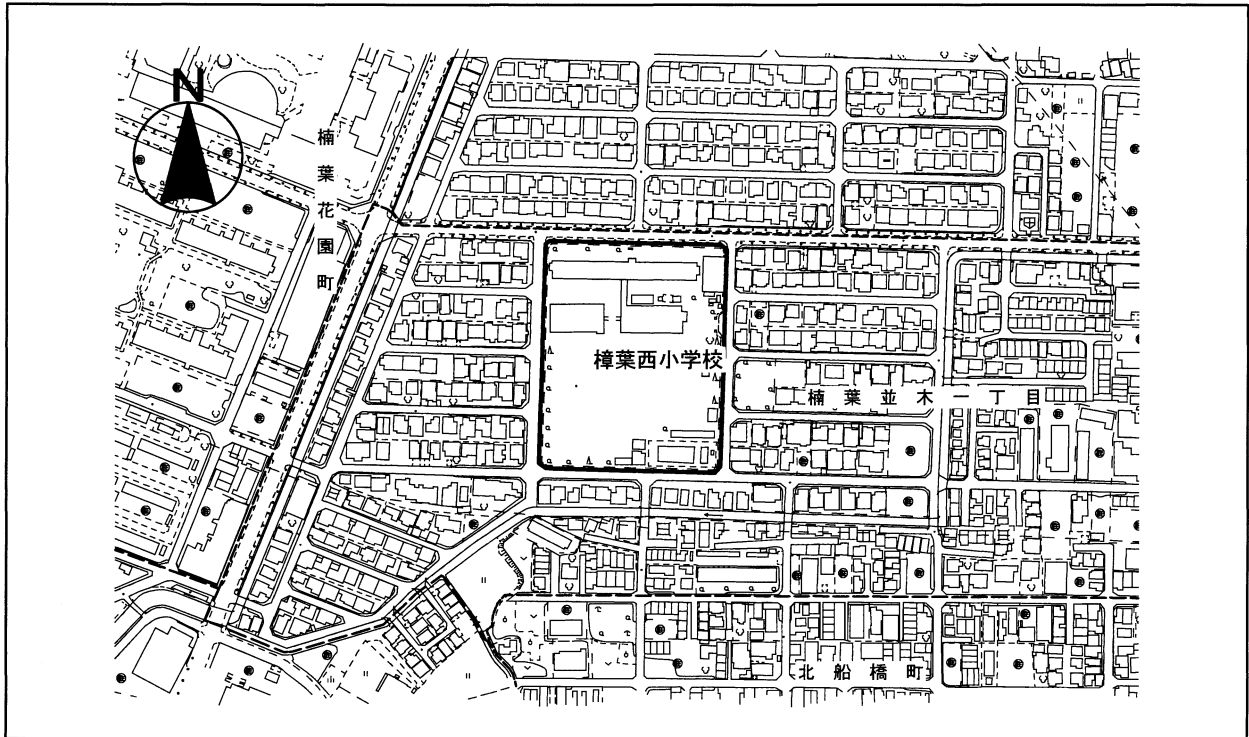


サダ西小学校：枚方市出口6丁目20-1

26/62

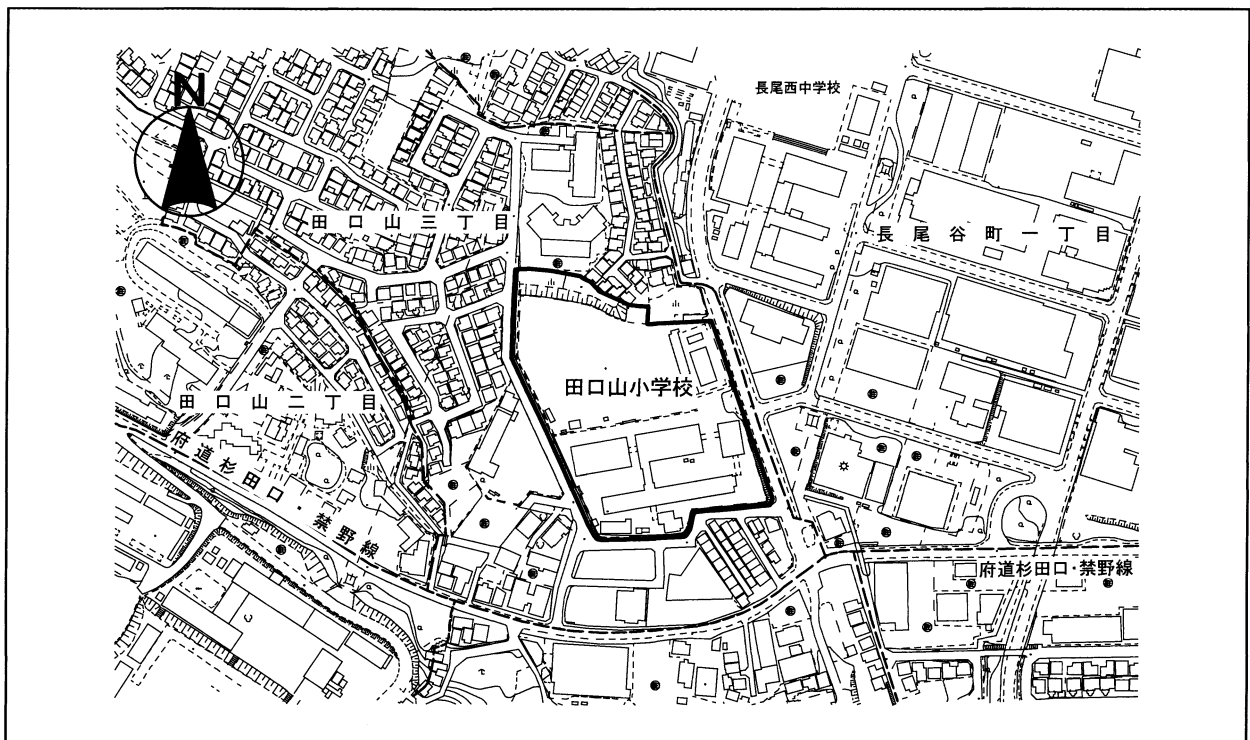
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



樟葉西小学校：枚方市楠葉並木1丁目11-1

27/62

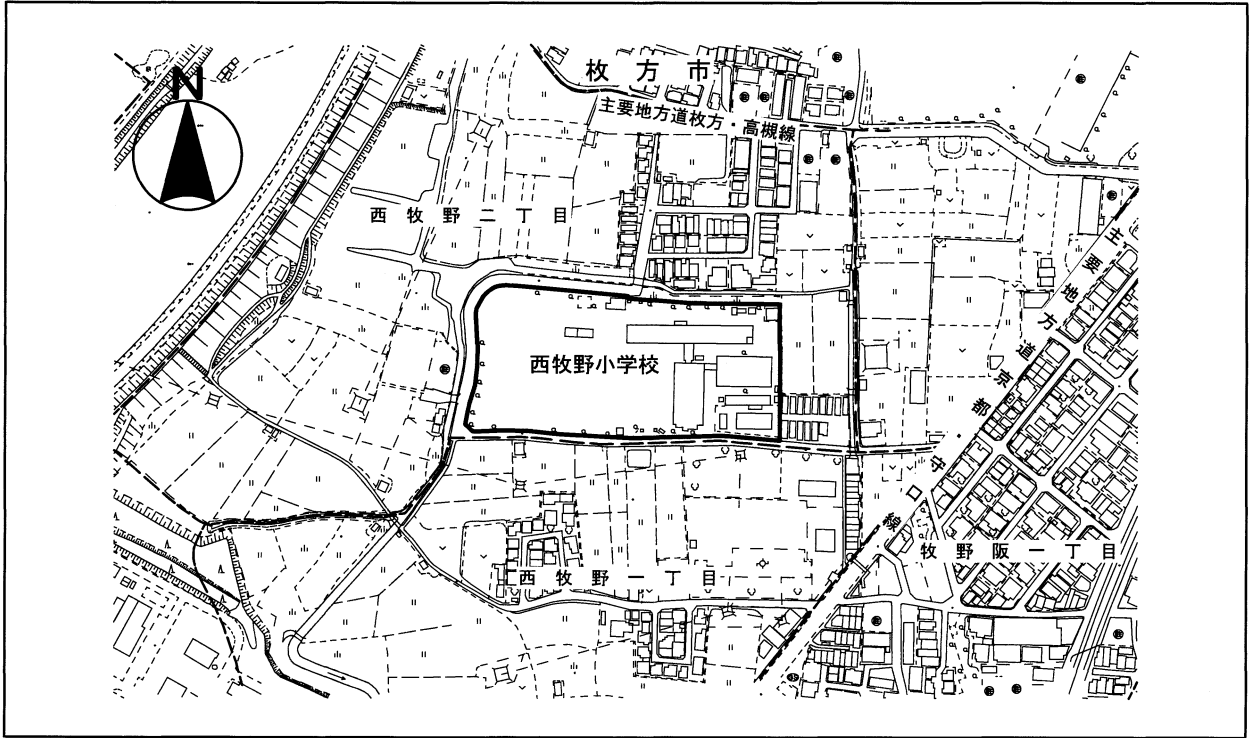


田口山小学校：枚方市田口山3丁目10-1

28/62

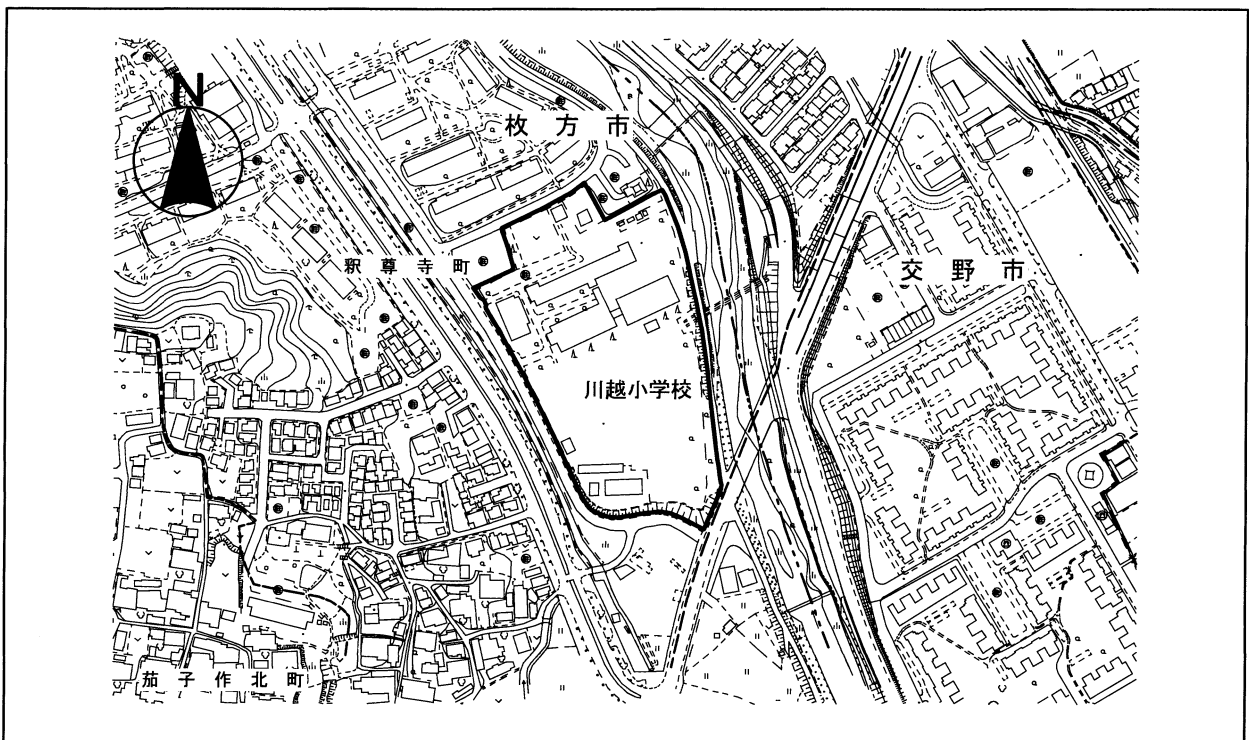
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



西牧野小学校：枚方市西牧野2丁目1-1

29/62

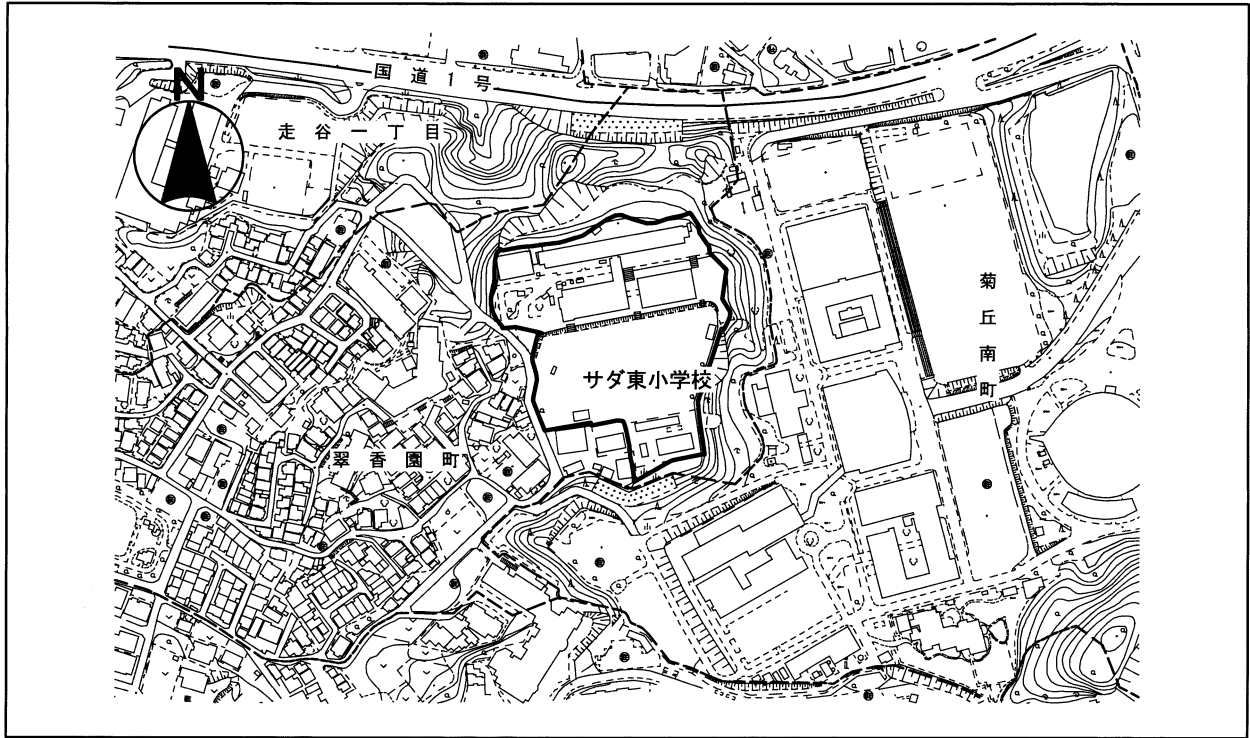


川越小学校：枚方市釈尊寺町30-1

30/62

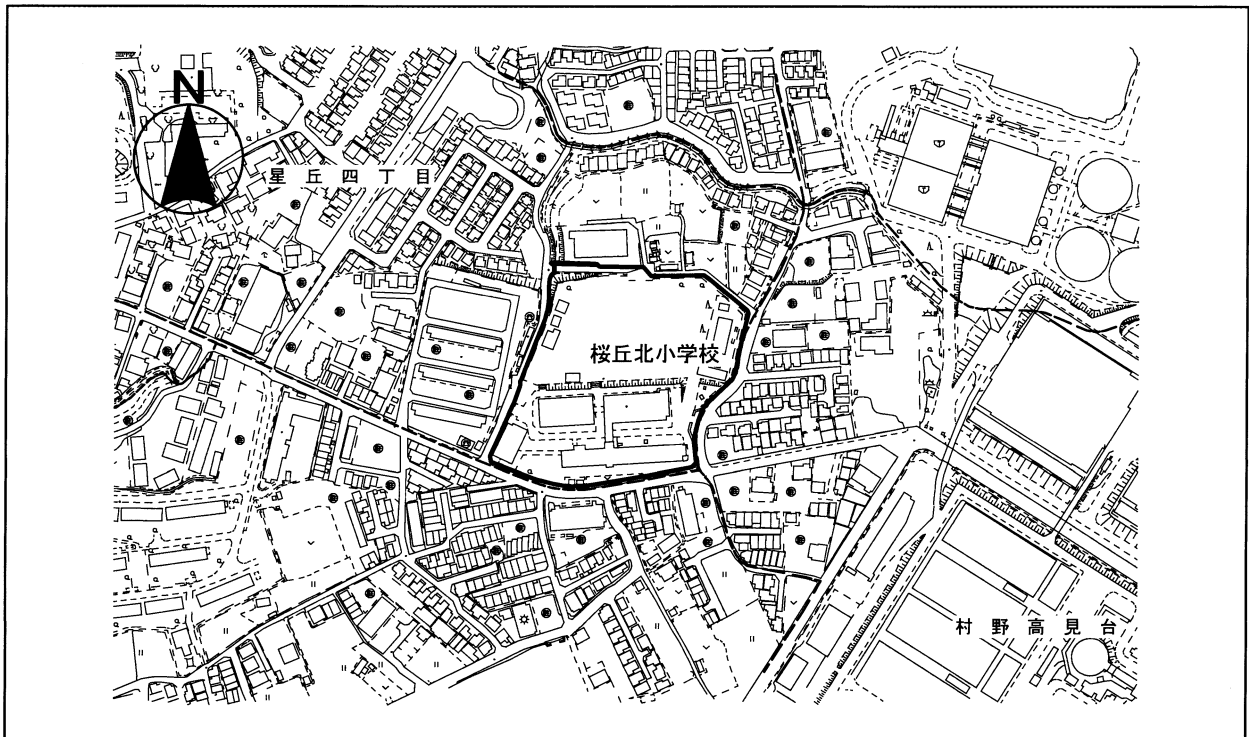
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



サダ東小学校：枚方市翠香園町30-1

31/62

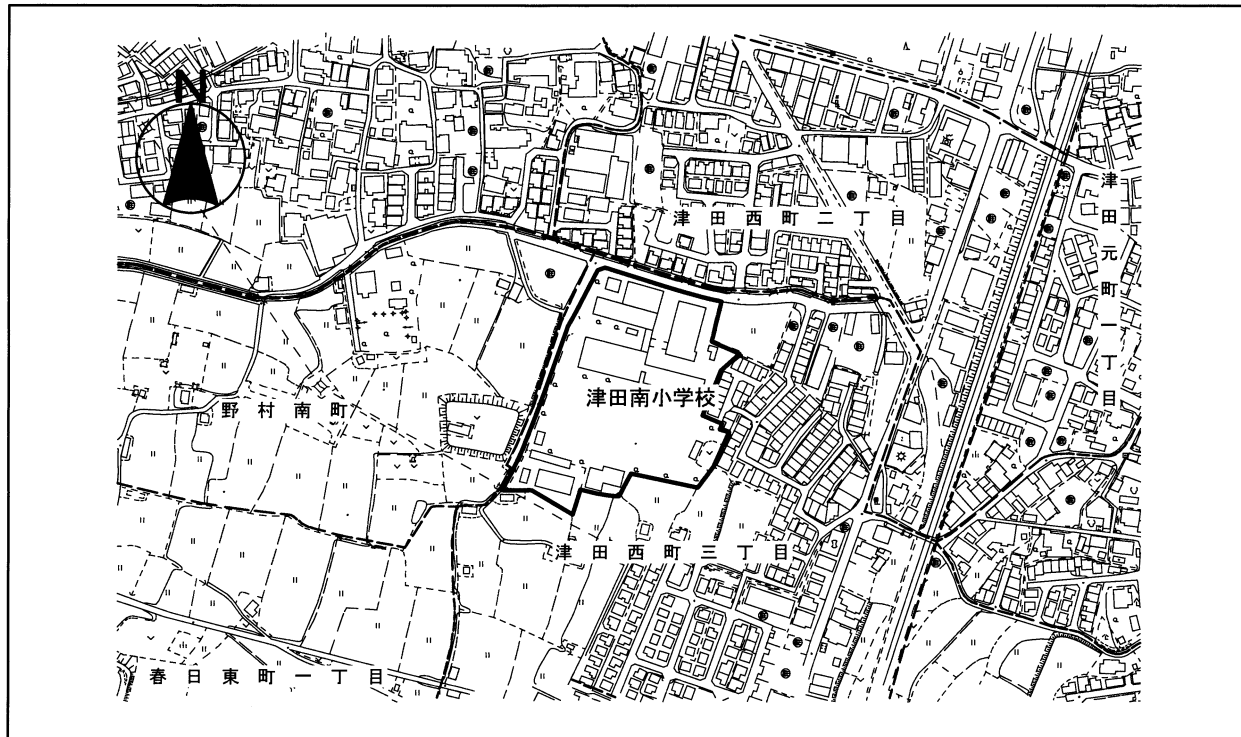


桜丘北小学校：枚方市星丘4丁目31-1

32/62

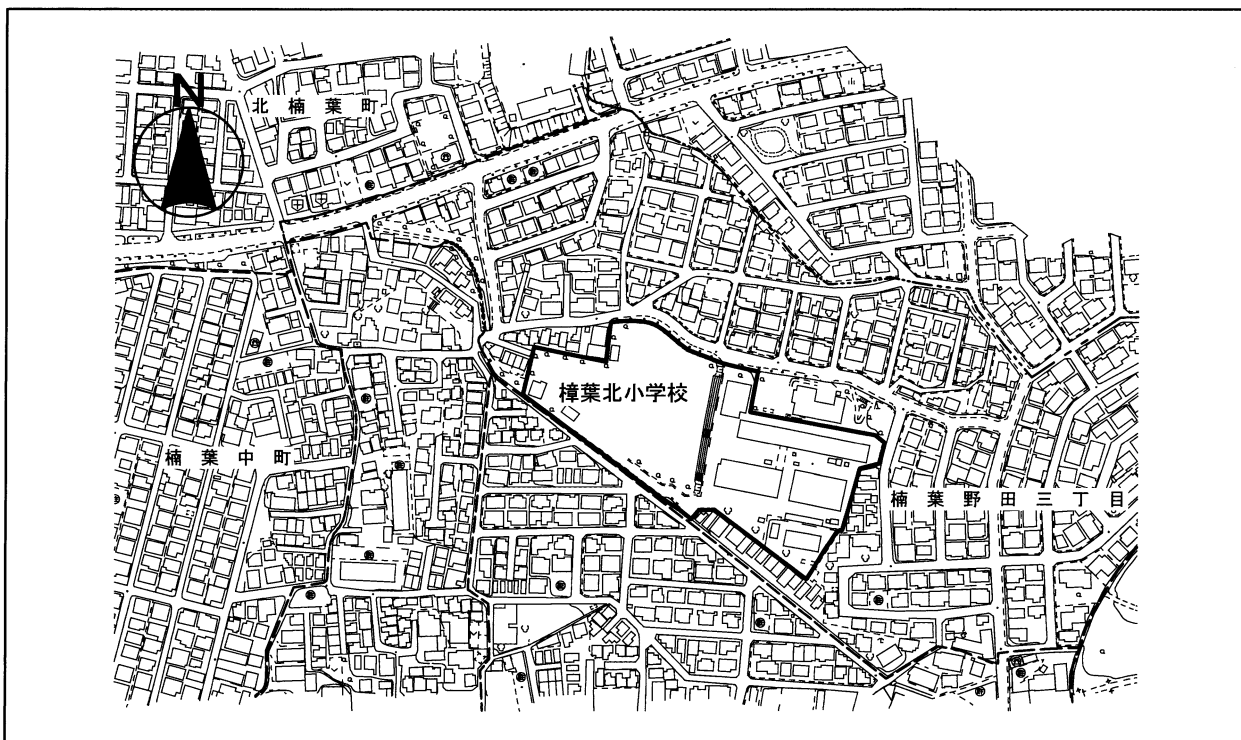
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



津田南小学校：枚方市津田西町3丁目10-1

33/62

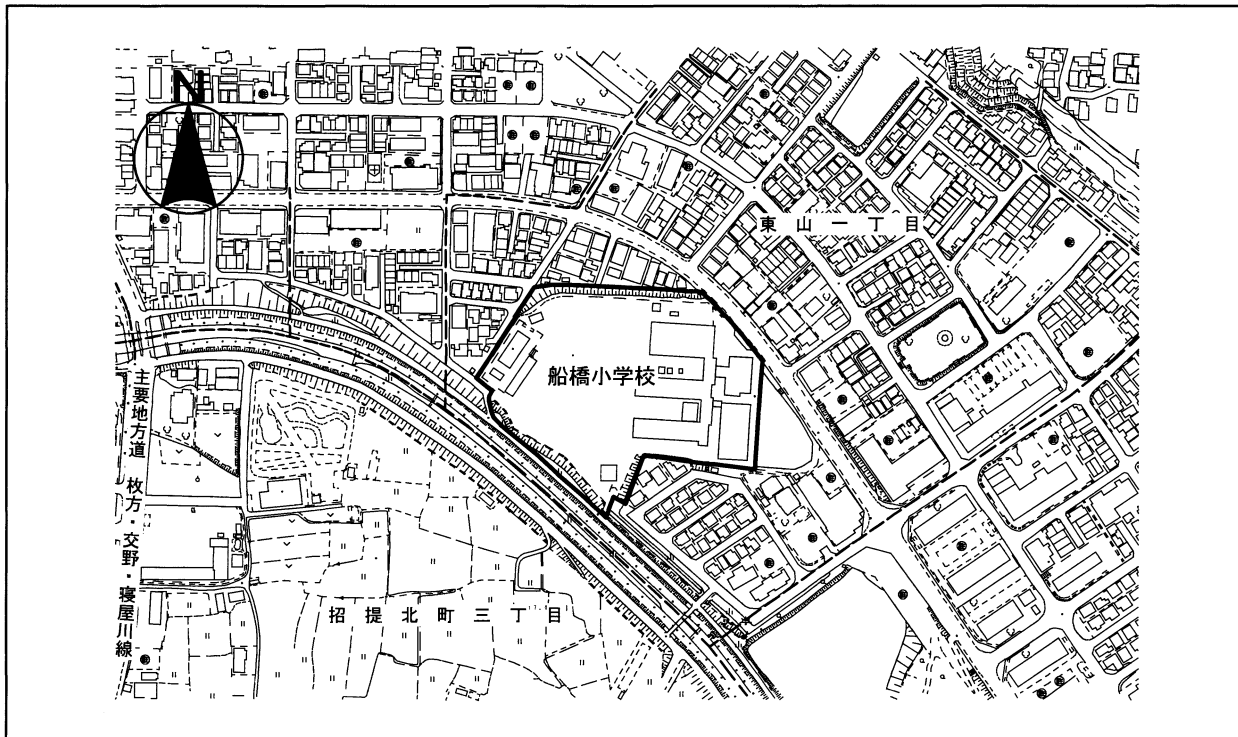


樟葉北小学校：枚方市楠葉野田3丁目13-1

34/62

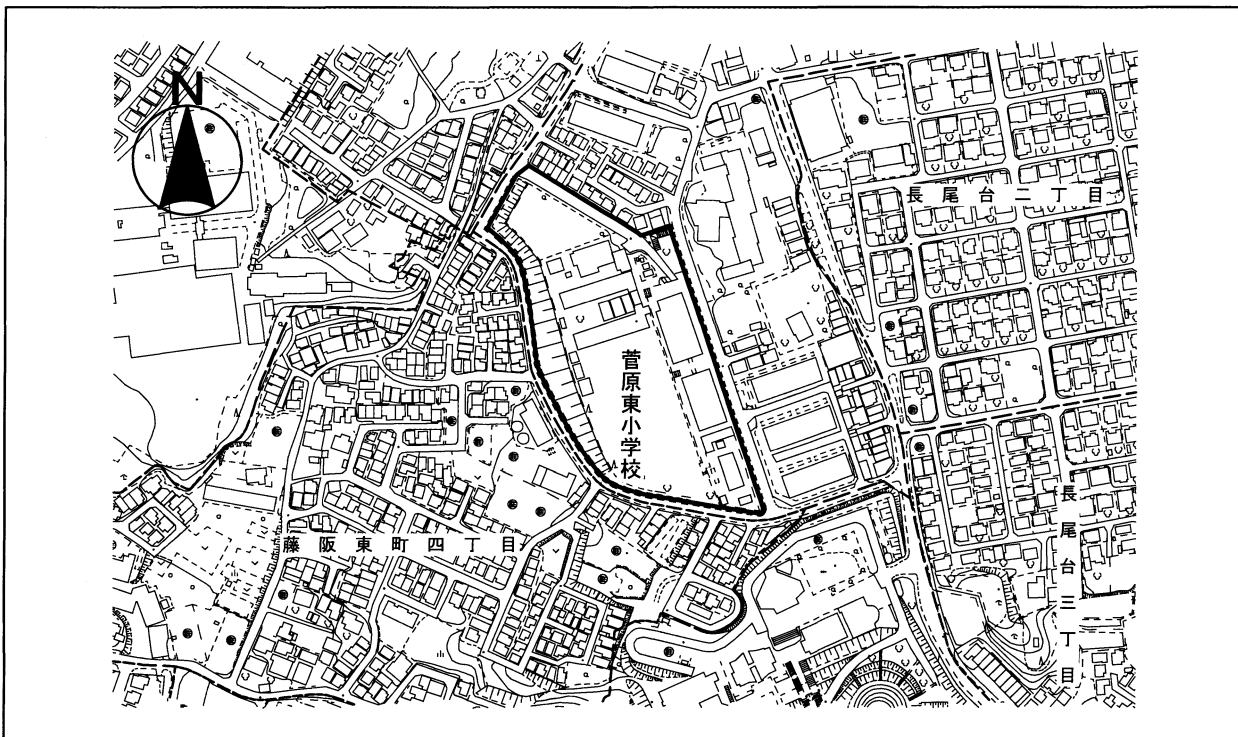
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



船橋小学校：枚方市東山1丁目68

35/62

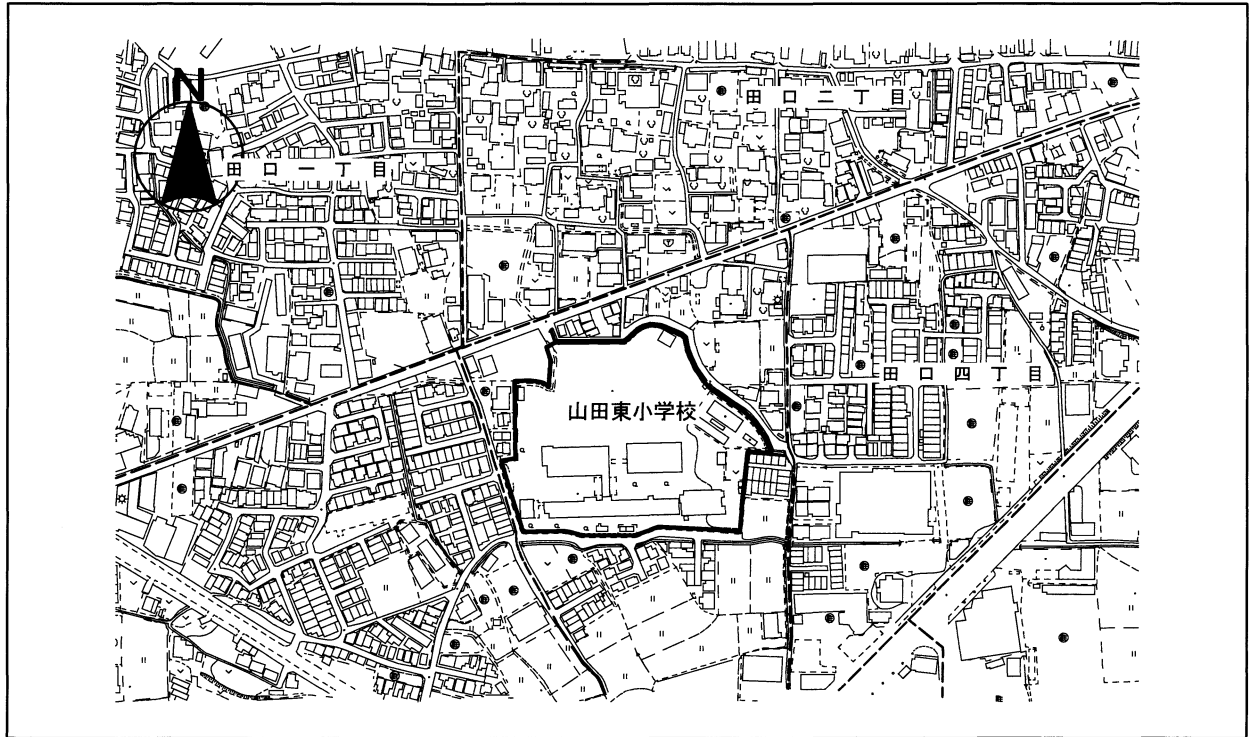


菅原東小学校：枚方市藤阪東町3丁目10-1

36/62

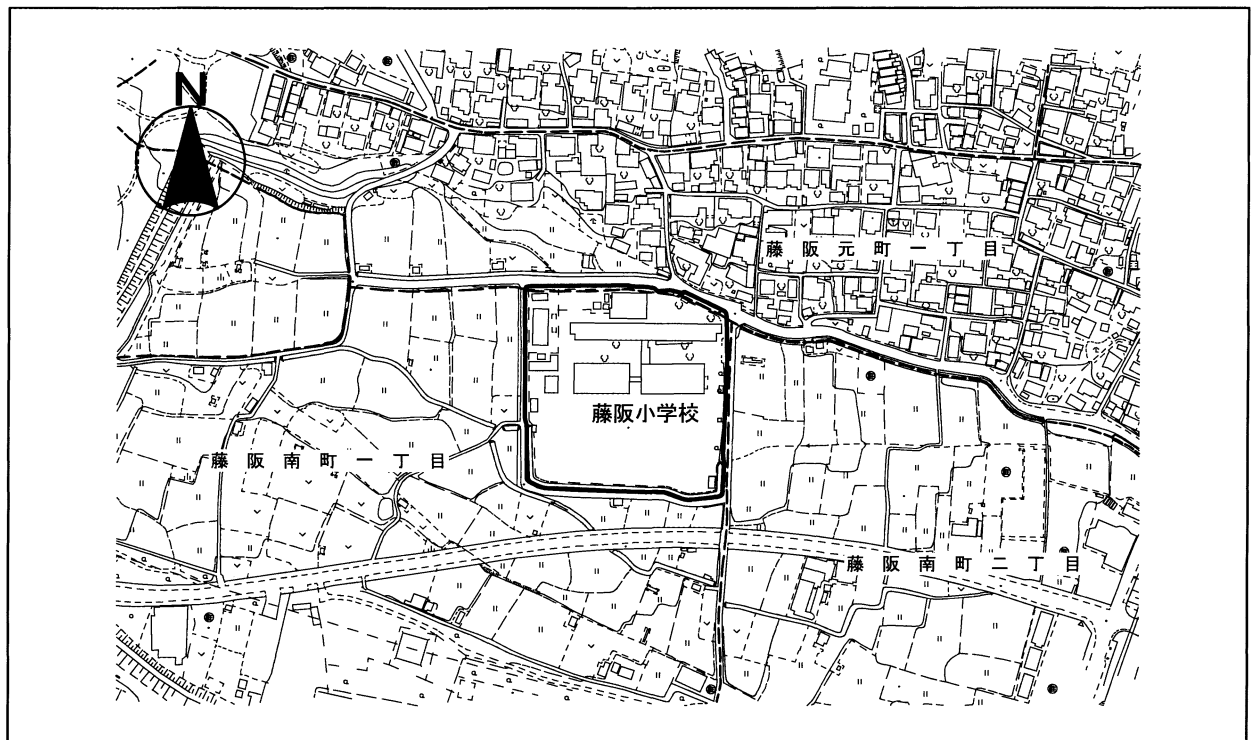
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



山田東小学校：枚方市田口3丁目16-1

37/62

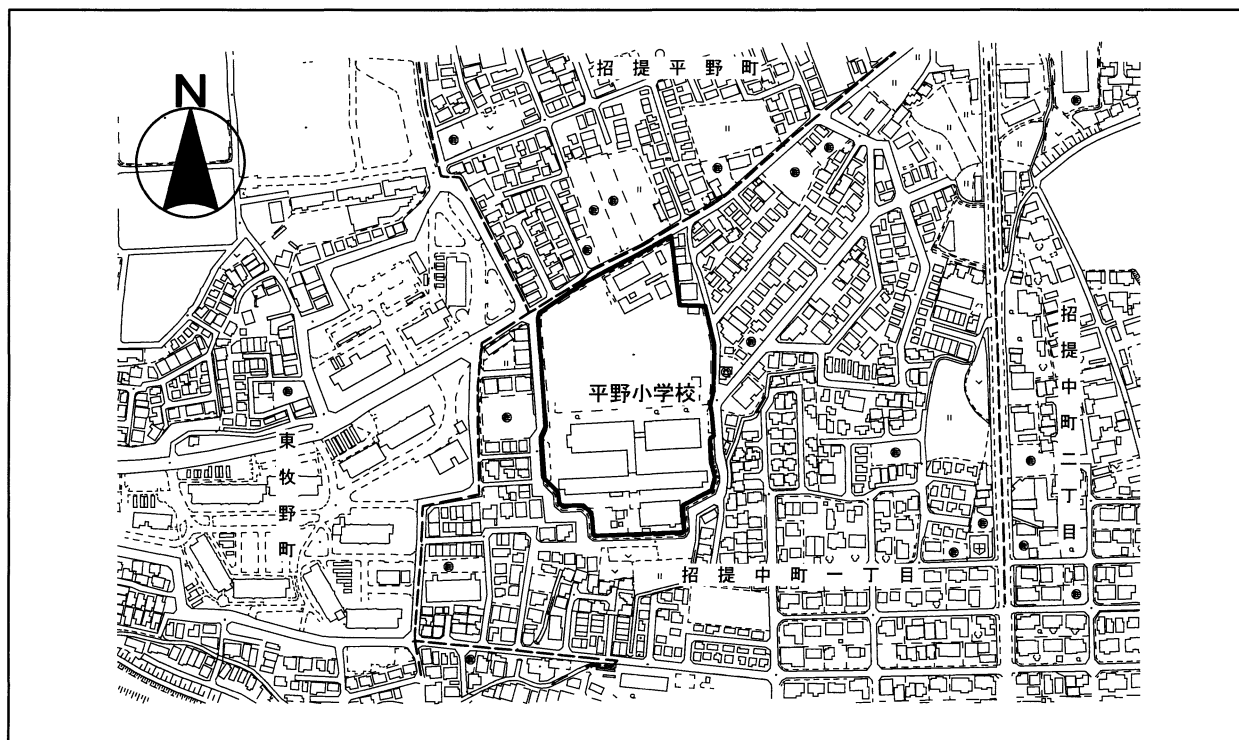


藤阪小学校：枚方市藤阪南町1丁目40-1

38/62

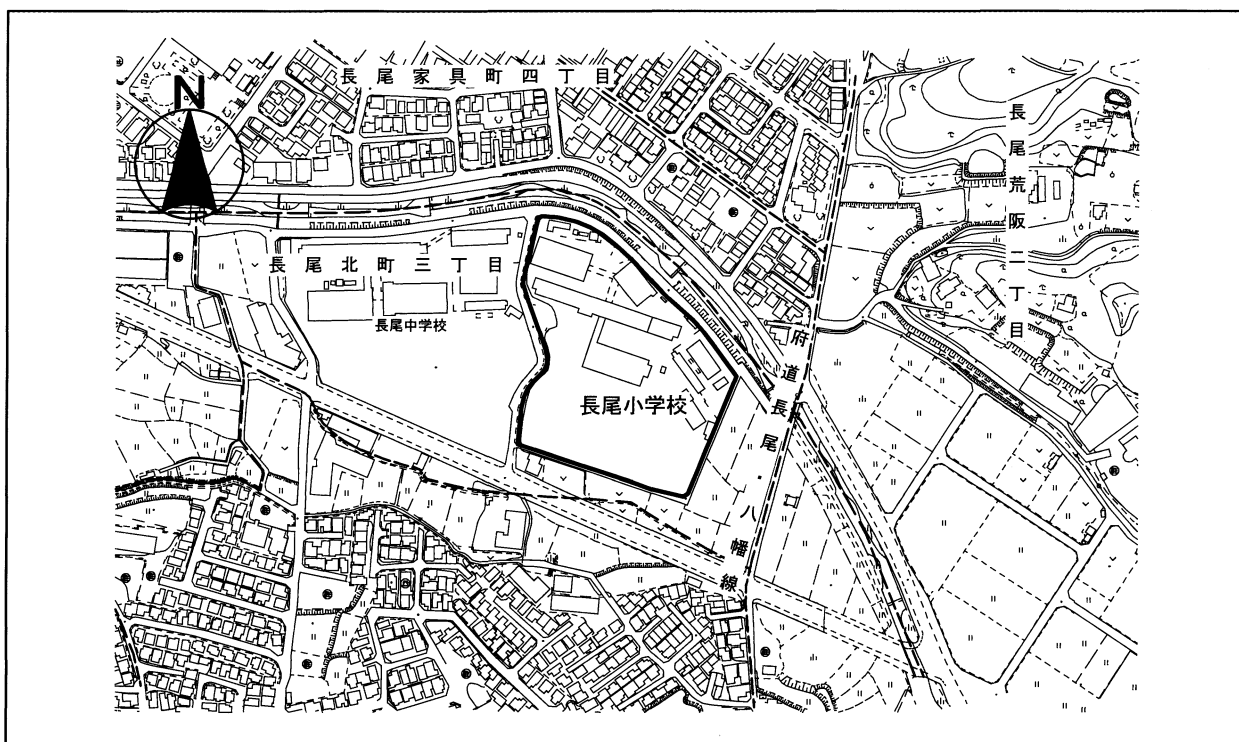
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



平野小学校：枚方市招提中町1丁目53-1

39/62

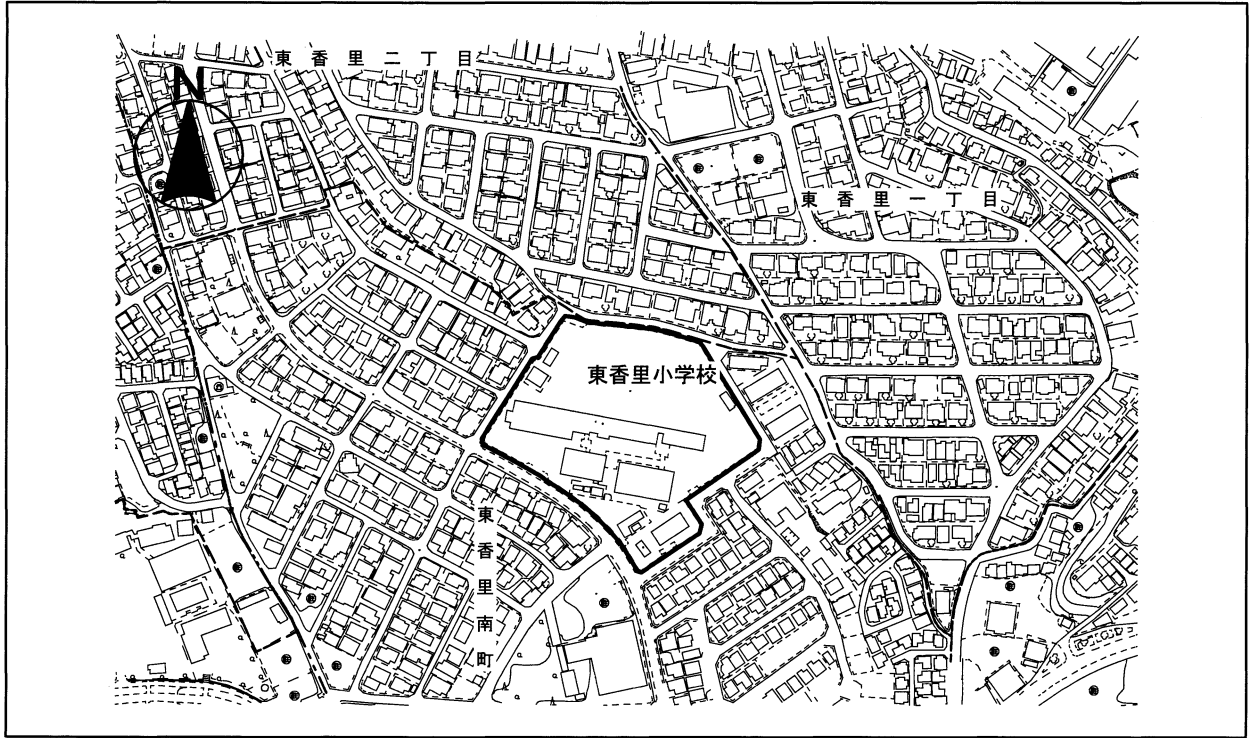


長尾小学校：枚方市長尾北町3丁目3-2

40/62

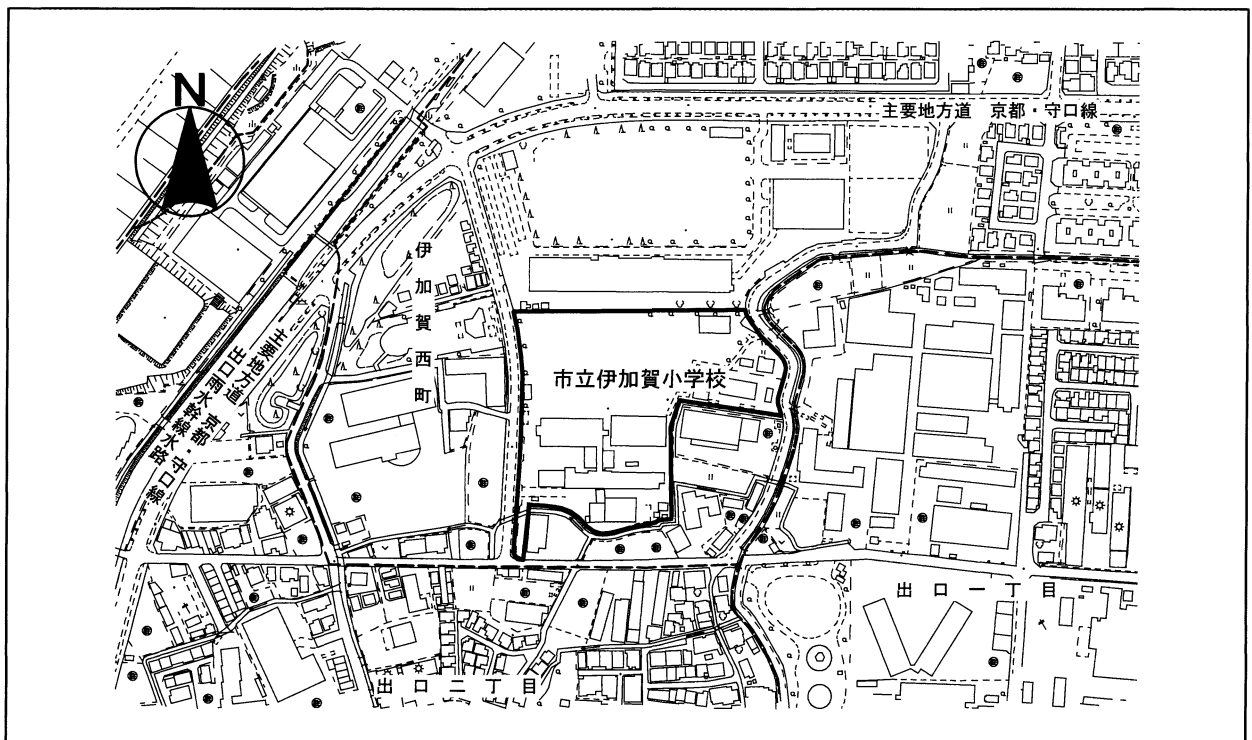
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



東香里小学校：枚方市東香里南町44-1

41/62

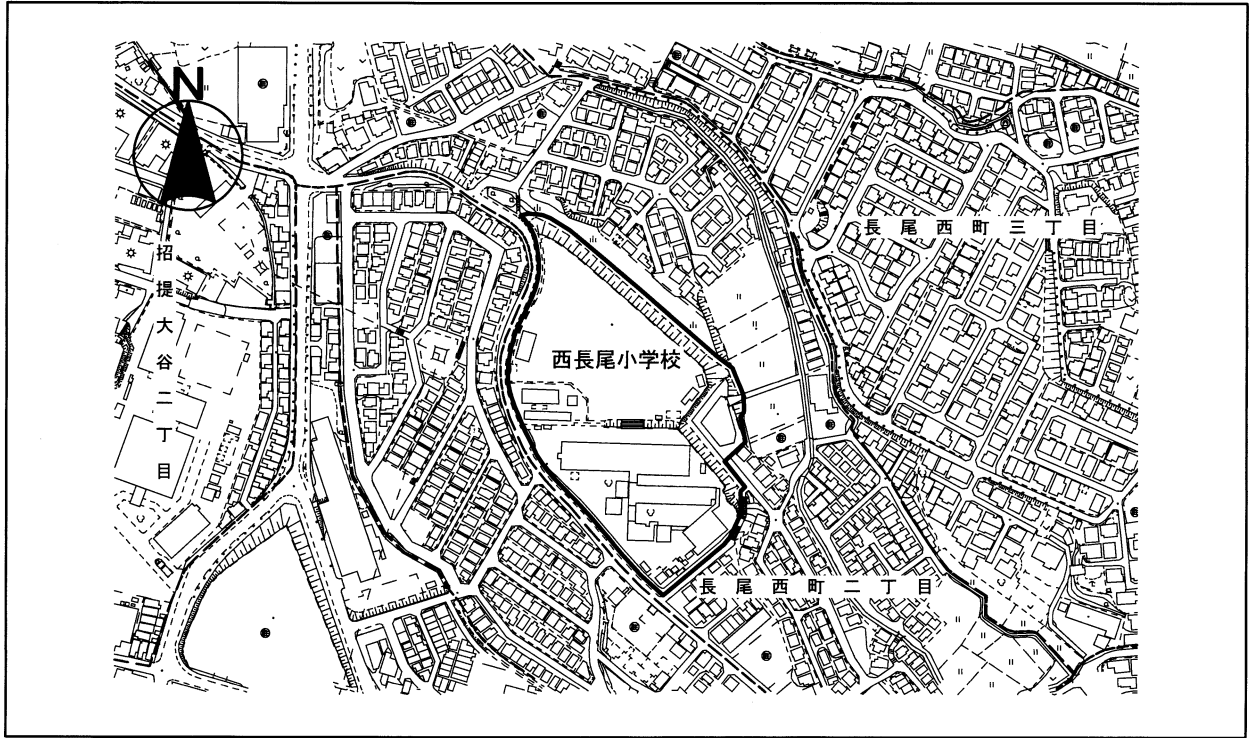


伊加賀小学校：枚方市伊加賀西町53-1

42/62

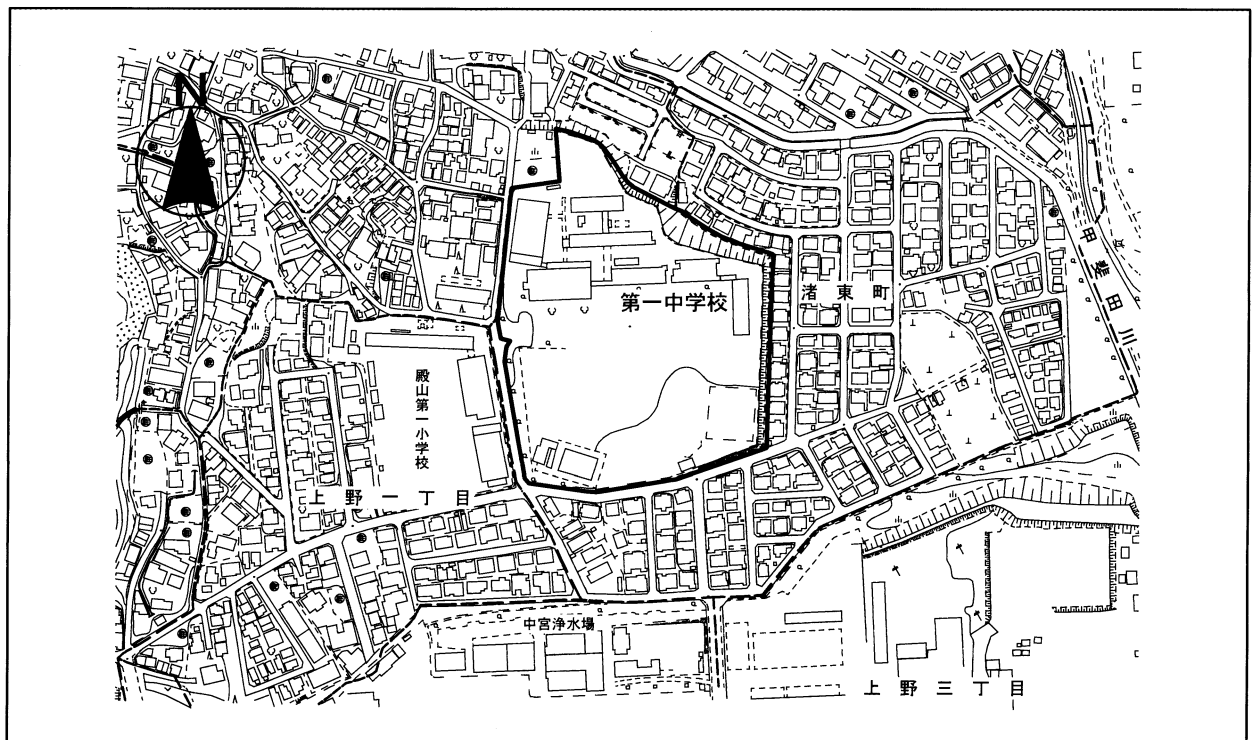
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



西長尾小学校：枚方市長尾西町2丁目45-1

43/62

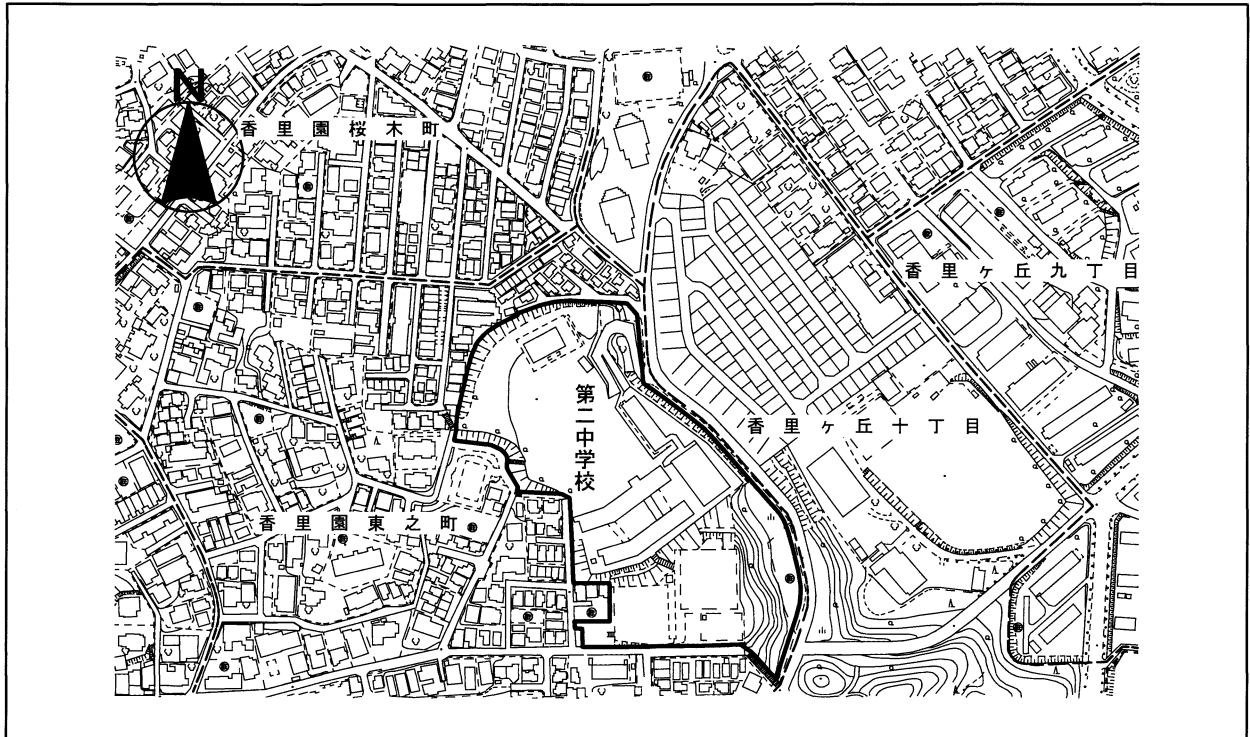


第一中学校：枚方市渚東町2-1

44/62

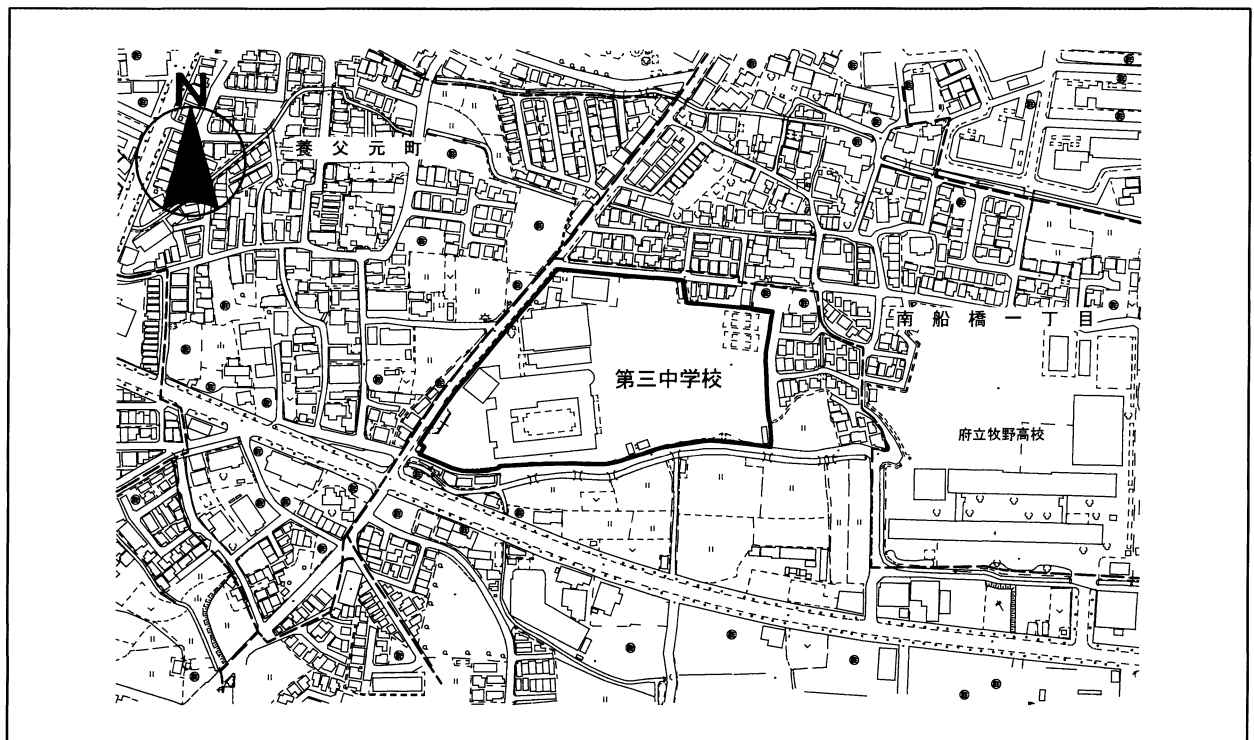
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



第二中学校：枚方市香里園東之町20-26

45/62

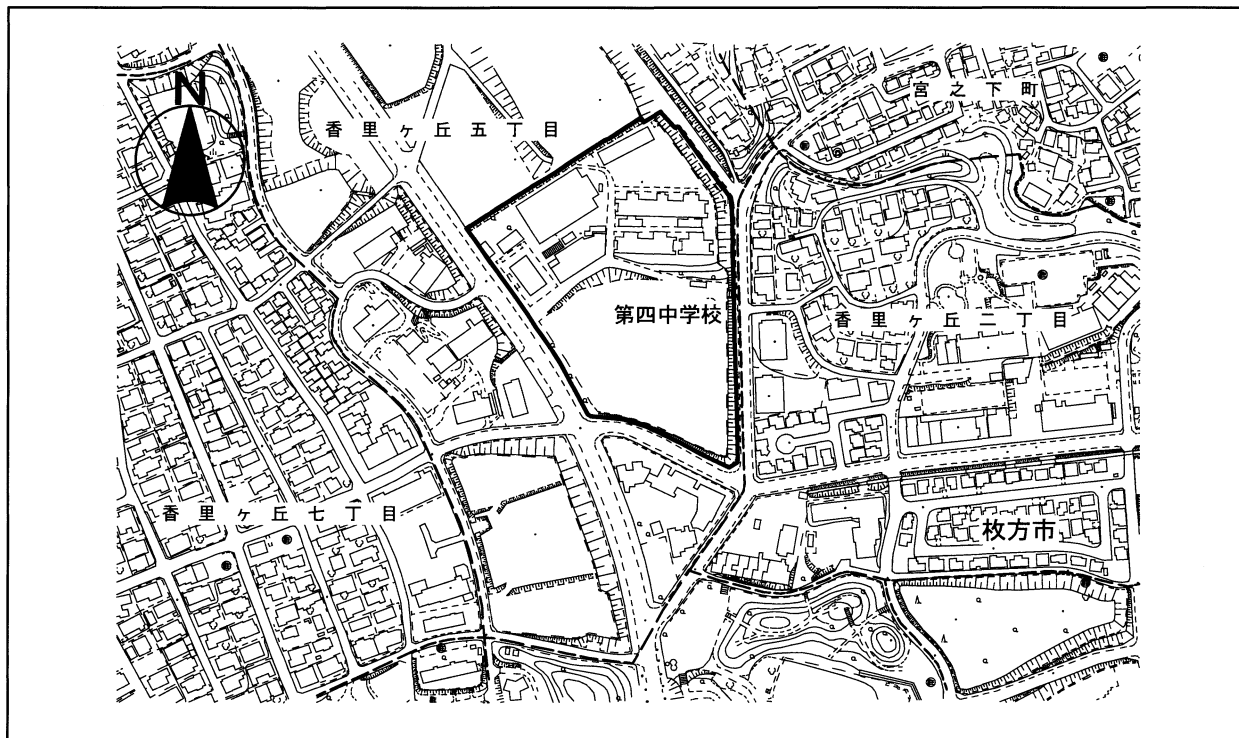


第三中学校：枚方市養父東町1-5

46/62

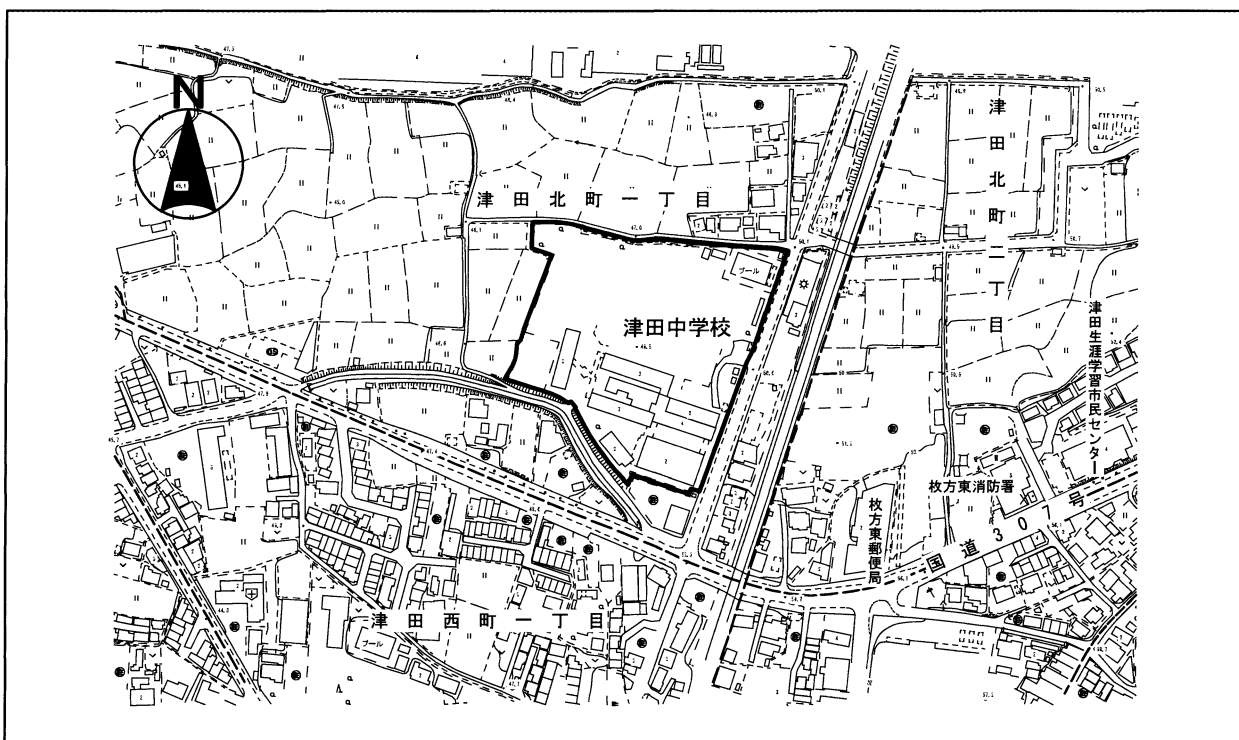
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



第四中学校：枚方市香里ヶ丘5丁目3-2

47/62

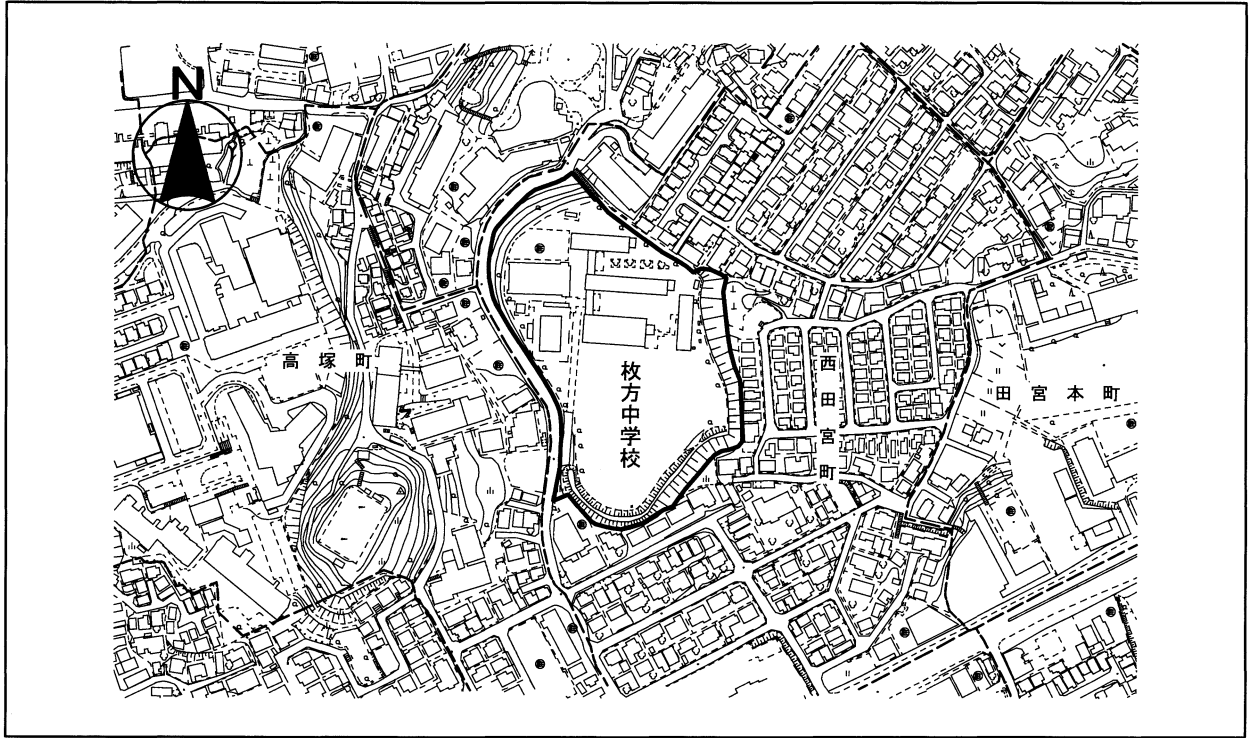


津田中学校：枚方市津田北町1丁目32-1

48/62

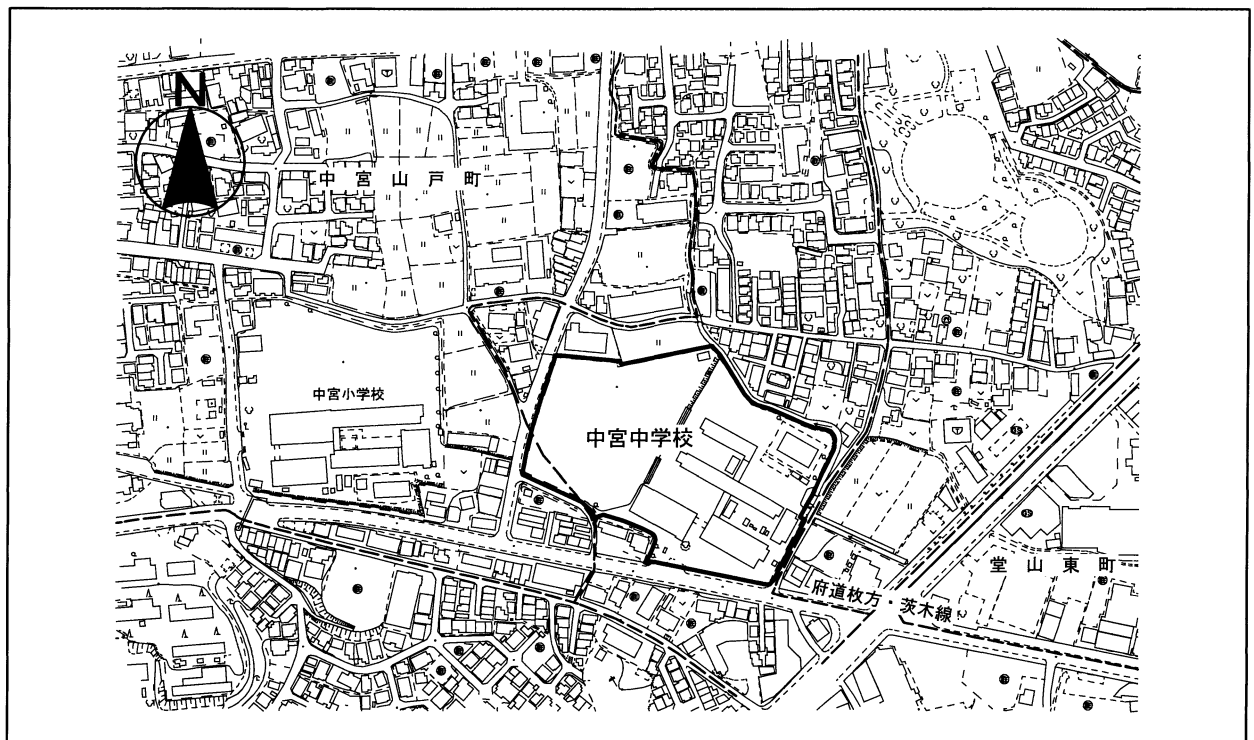
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



枚方中学校：枚方市西田宮町19-1

49/62

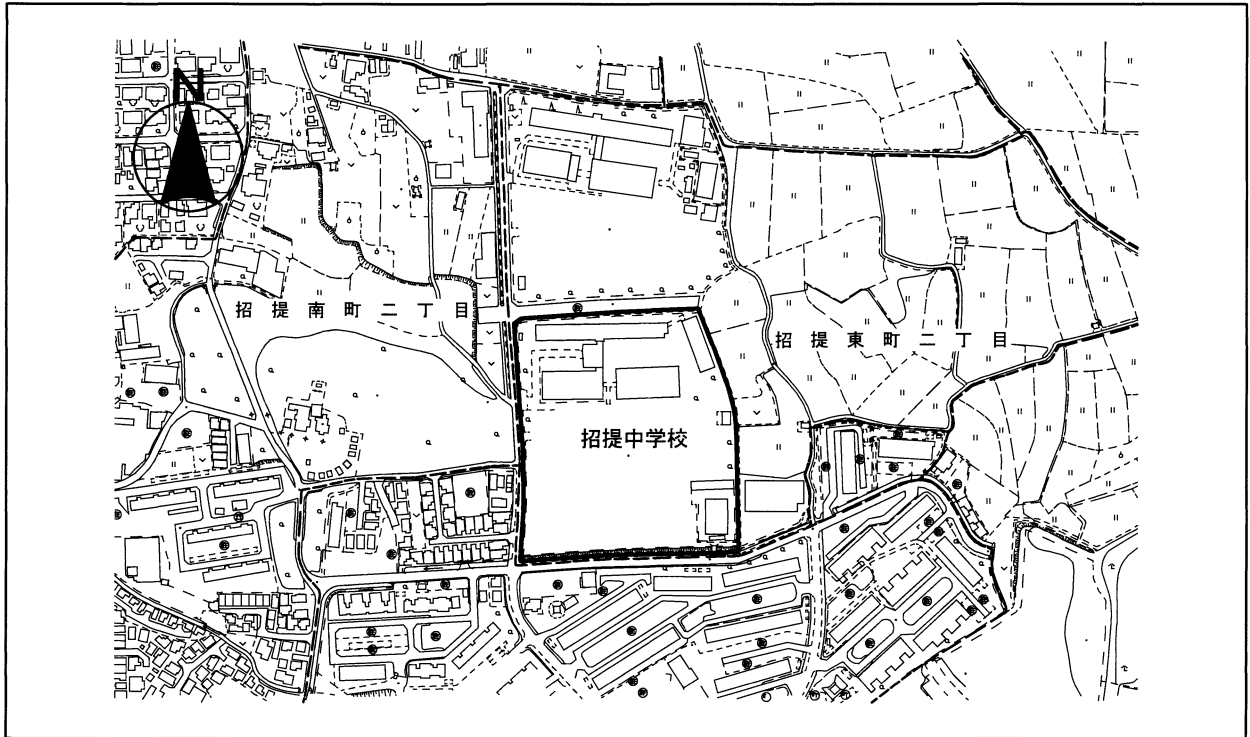


中宮中学校：枚方市堂山1丁目2-6

50/62

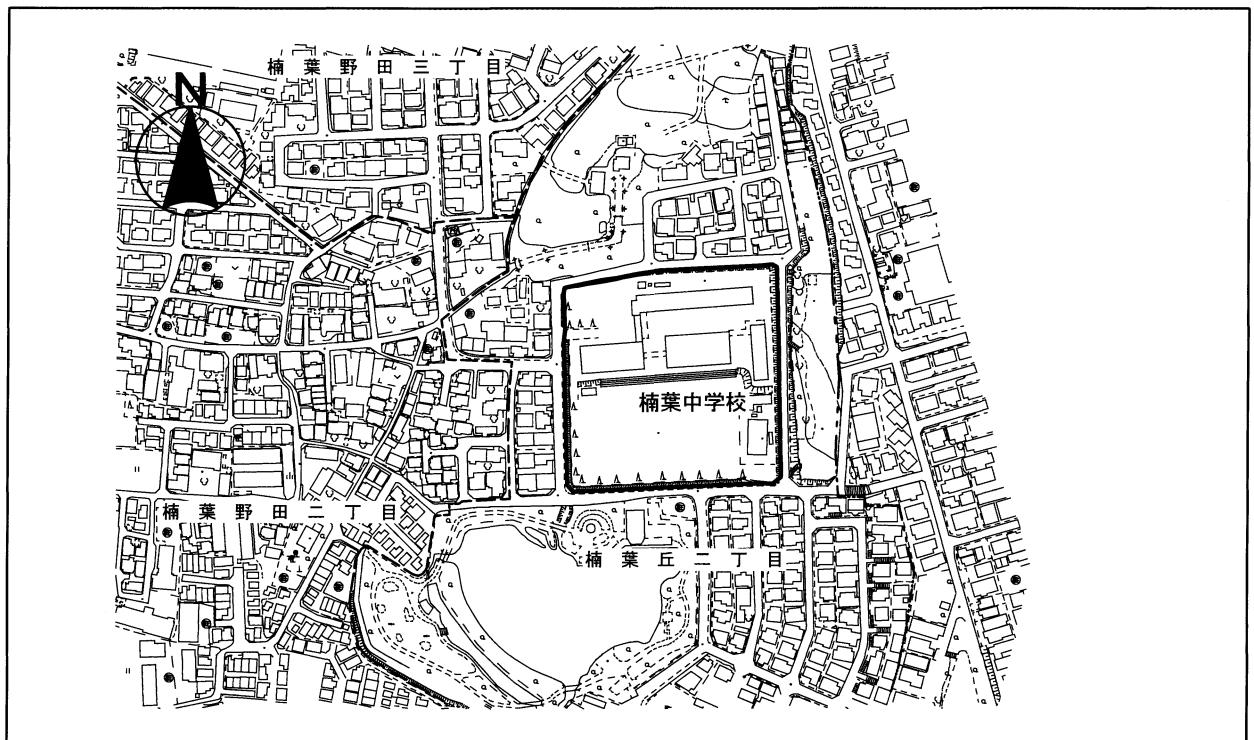
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



招提中学校：枚方市招提東町2丁目1-12

51/62



楠葉中学校：枚方市楠葉丘2丁目12-1

52/62

事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



楠葉西中学校：枚方市西船橋2丁目43-1

53/62



東香里中学校：枚方市東香里3丁目37-1

54/62

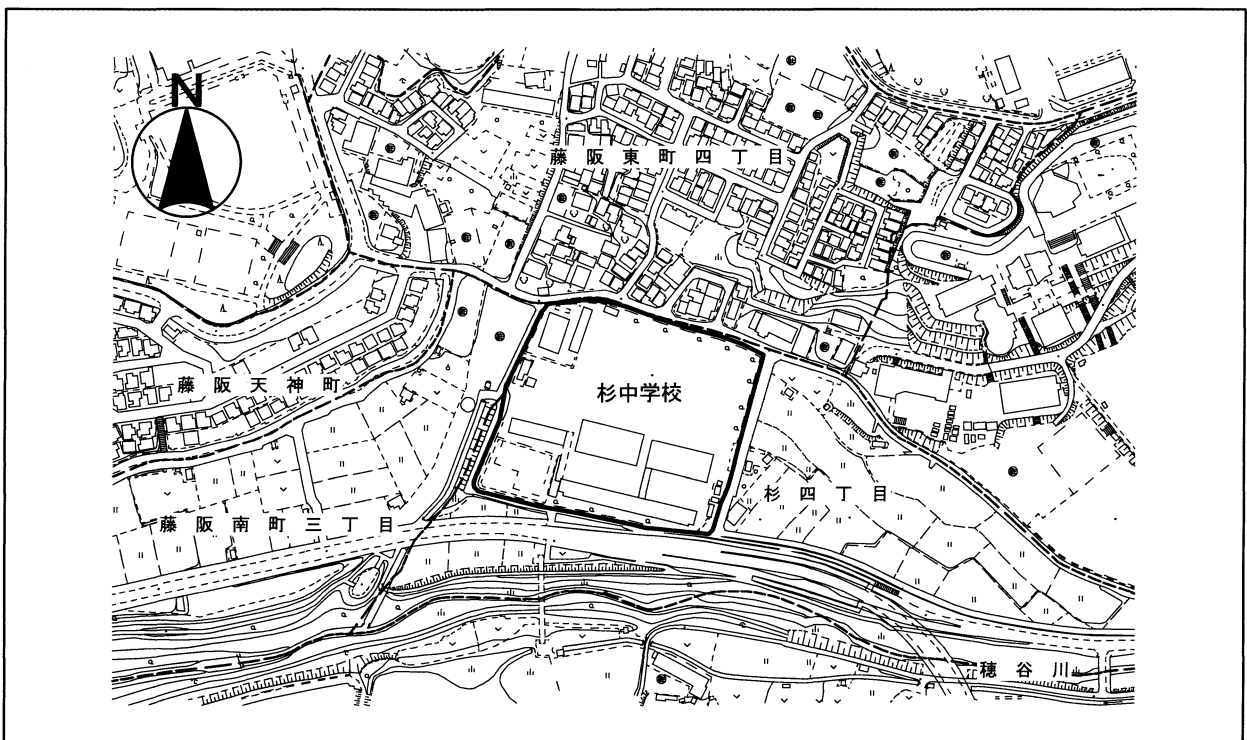
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



長尾中学校：枚方市長尾北町3丁目3-1

55/62

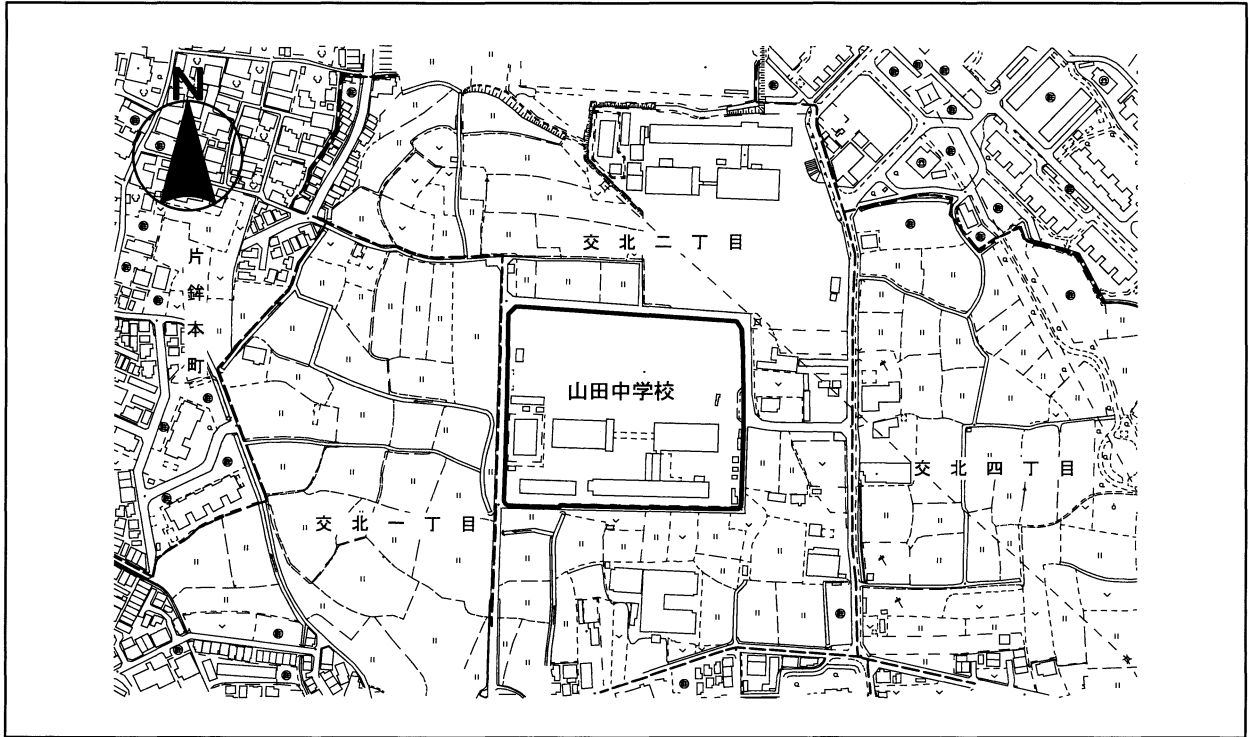


杉中学校：枚方市杉4丁目1-1

56/62

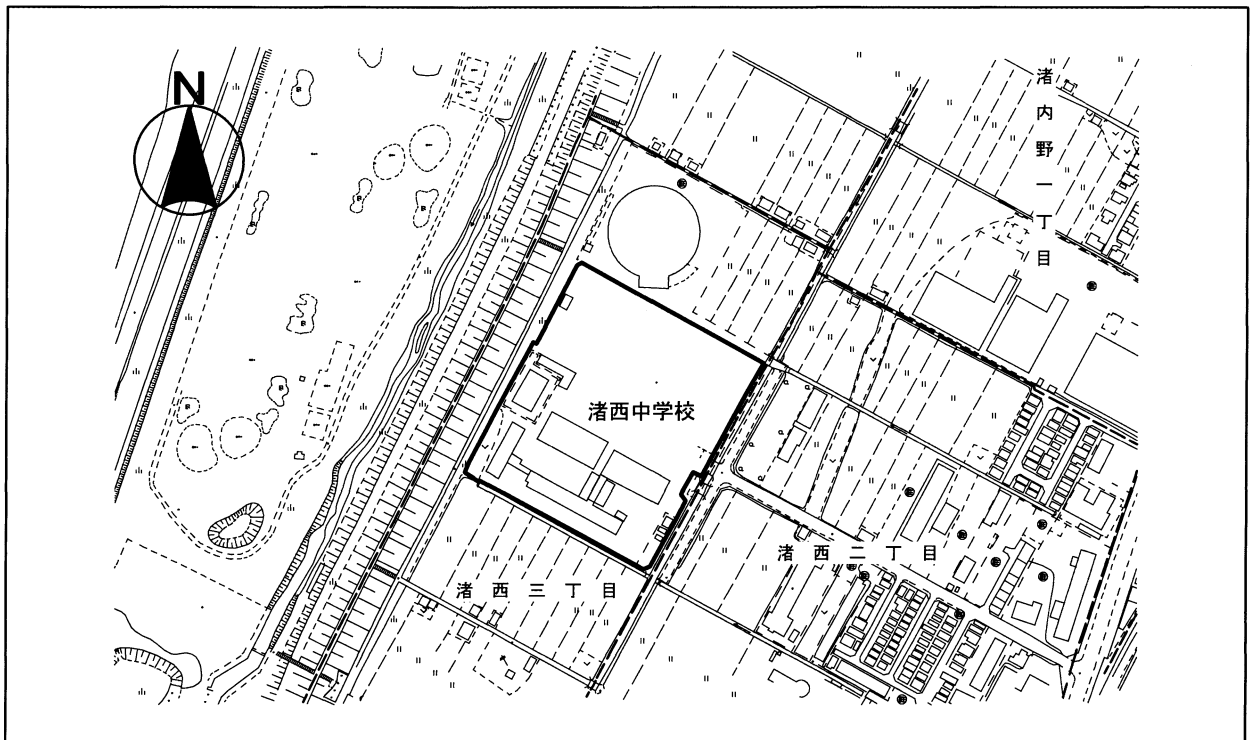
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



山田中学校：枚方市交北2丁目28-1

57/62

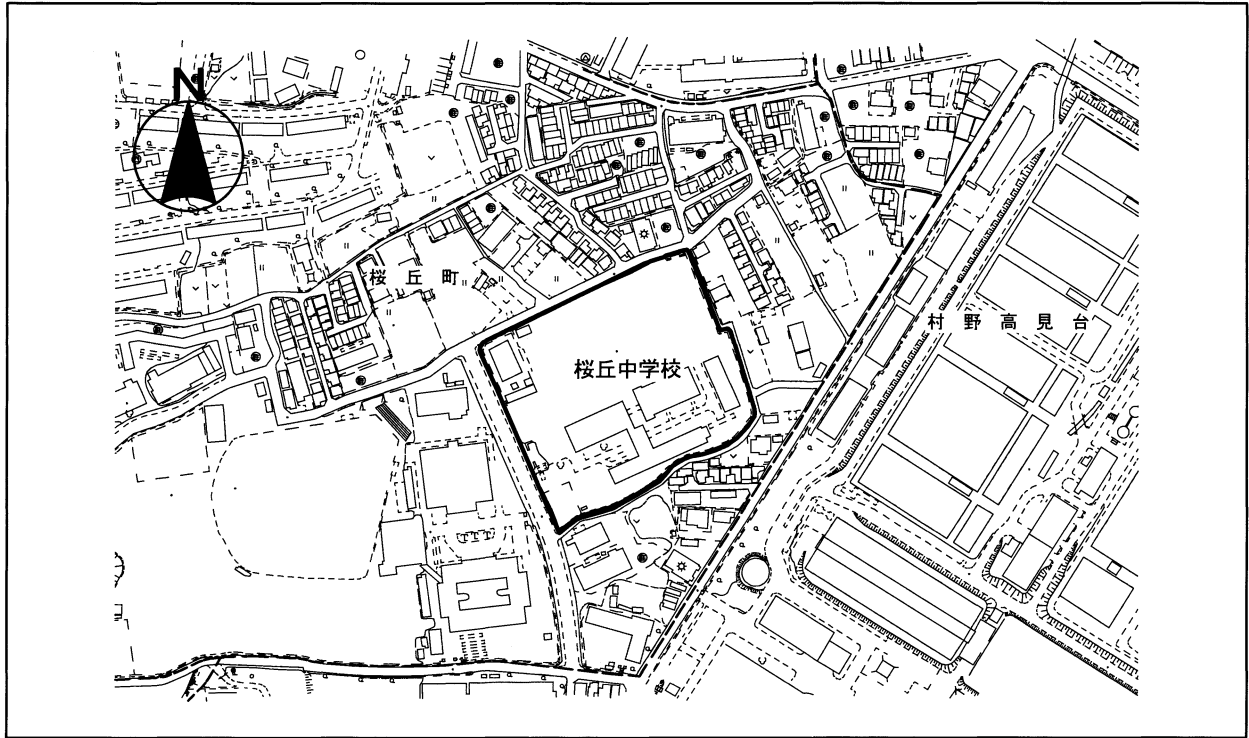


渚西中学校：枚方市渚西3丁目25-1

58/62

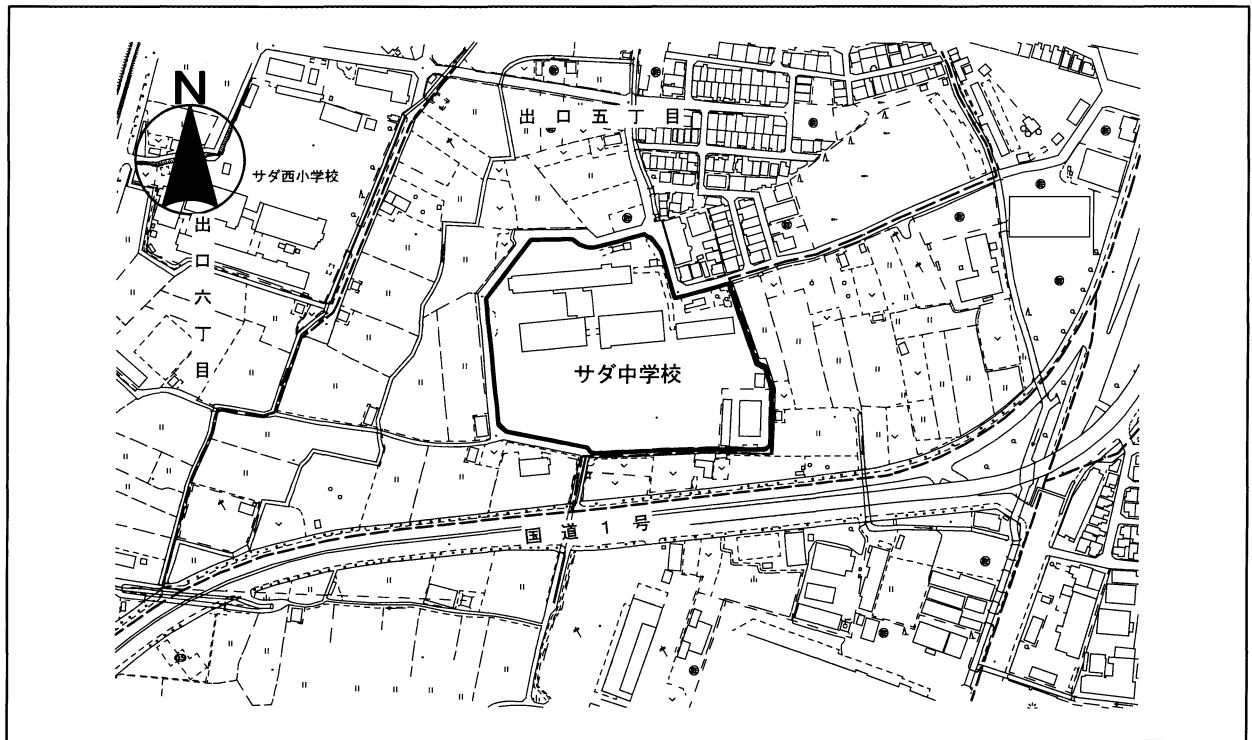
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



桜丘中学校：枚方市桜丘町65-1

59/62

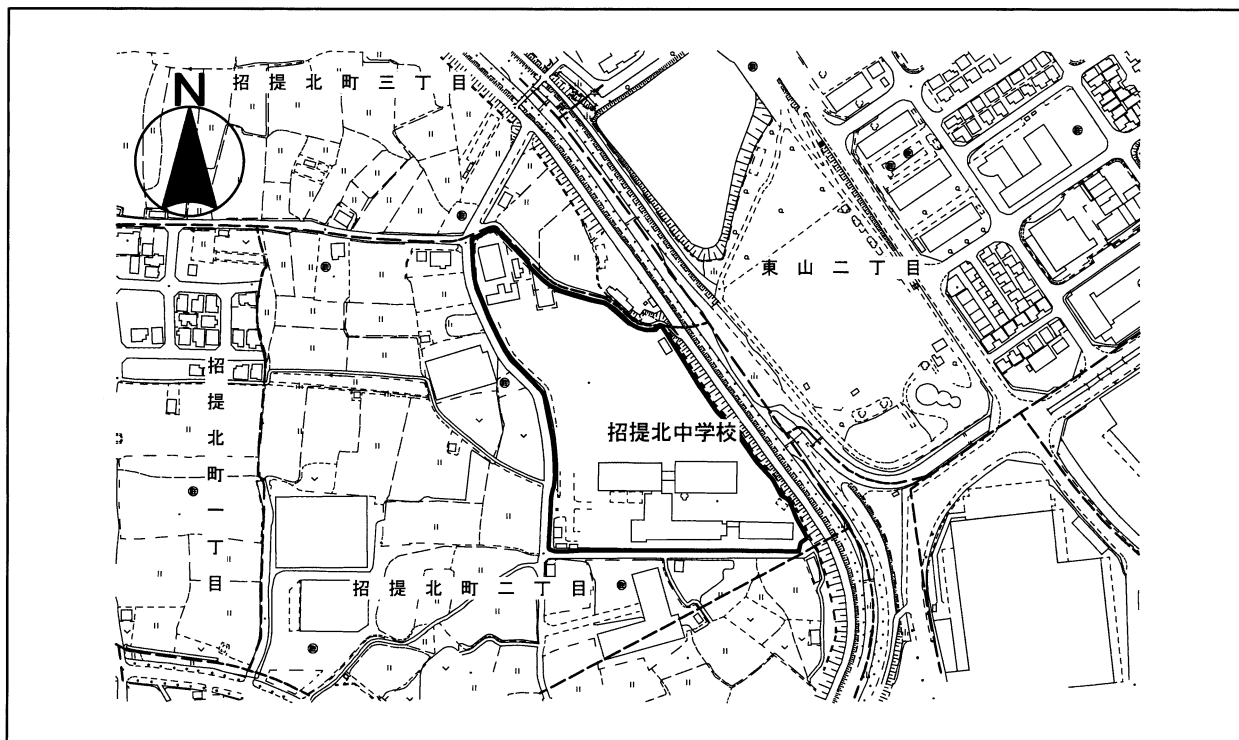


サダ中学校：枚方市出口5丁目40-1

60/62

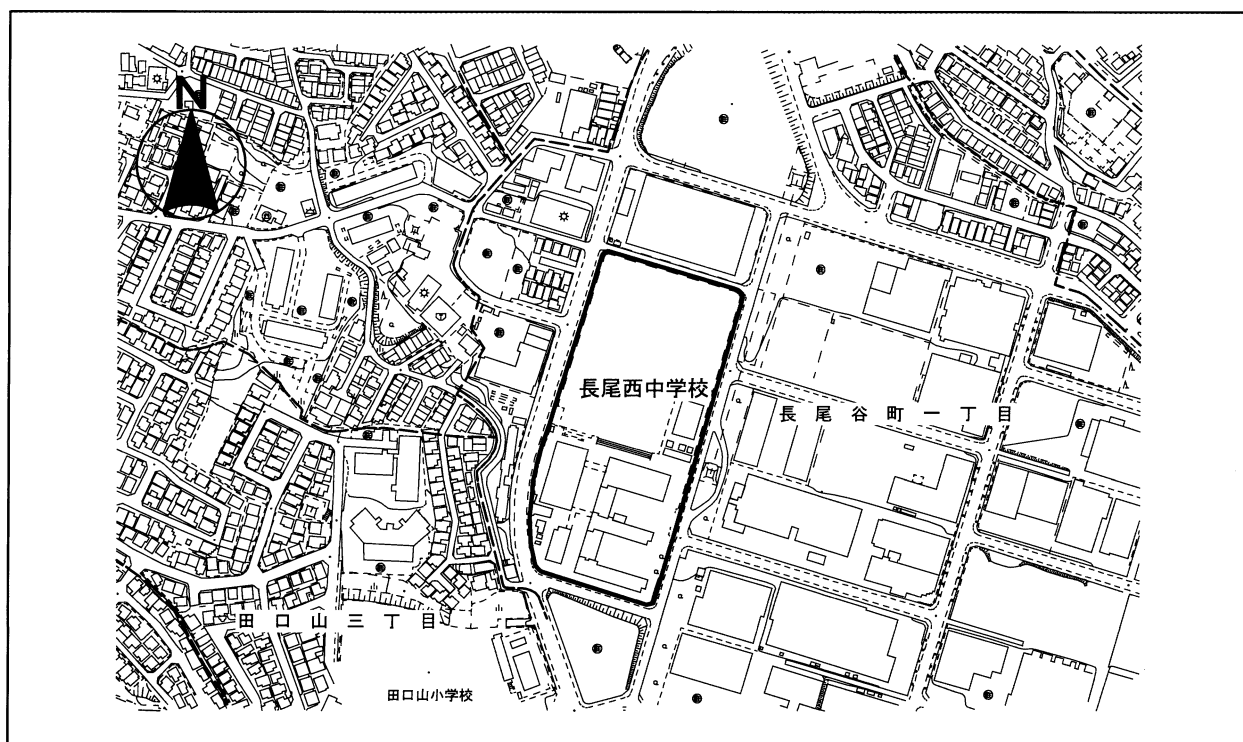
事業場所位置図

事業件名 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業



招提北中学校：枚方市招提北町2丁目35-1

61/62



長尾西中学校：枚方市長尾谷町1丁目73-1

62/62

議案第47号

御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2請負変更契約締結について

次のとおり御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市長尾北町1丁目1794番地5
株式会社柿丸建設
代表取締役 柿丸 裕
3. 工事名 御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2
4. 施工場所 枚方市渚東町、小倉町、上野3丁目 地内
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 202,059,000円
変 更 後	金 260,795,700円
工 期	
変 更 前	令和 4年 9月 26日から 令和 5年 11月 30日まで
変 更 後	令和 4年 9月 26日から 令和 6年 1月 31日まで

工事概要書（変更）

1. 工事名 御殿山小倉線道路整備工事（3工区）その2

2. 施工場所 枚方市渚東町、小倉町、上野3丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	202,059,000円
変更後	金	260,795,700円
増額	金	58,736,700円

4. 工期

変更前	令和4年	9月	26日から
	令和5年	11月	30日まで
変更後	令和4年	9月	26日から
	令和6年	1月	31日まで

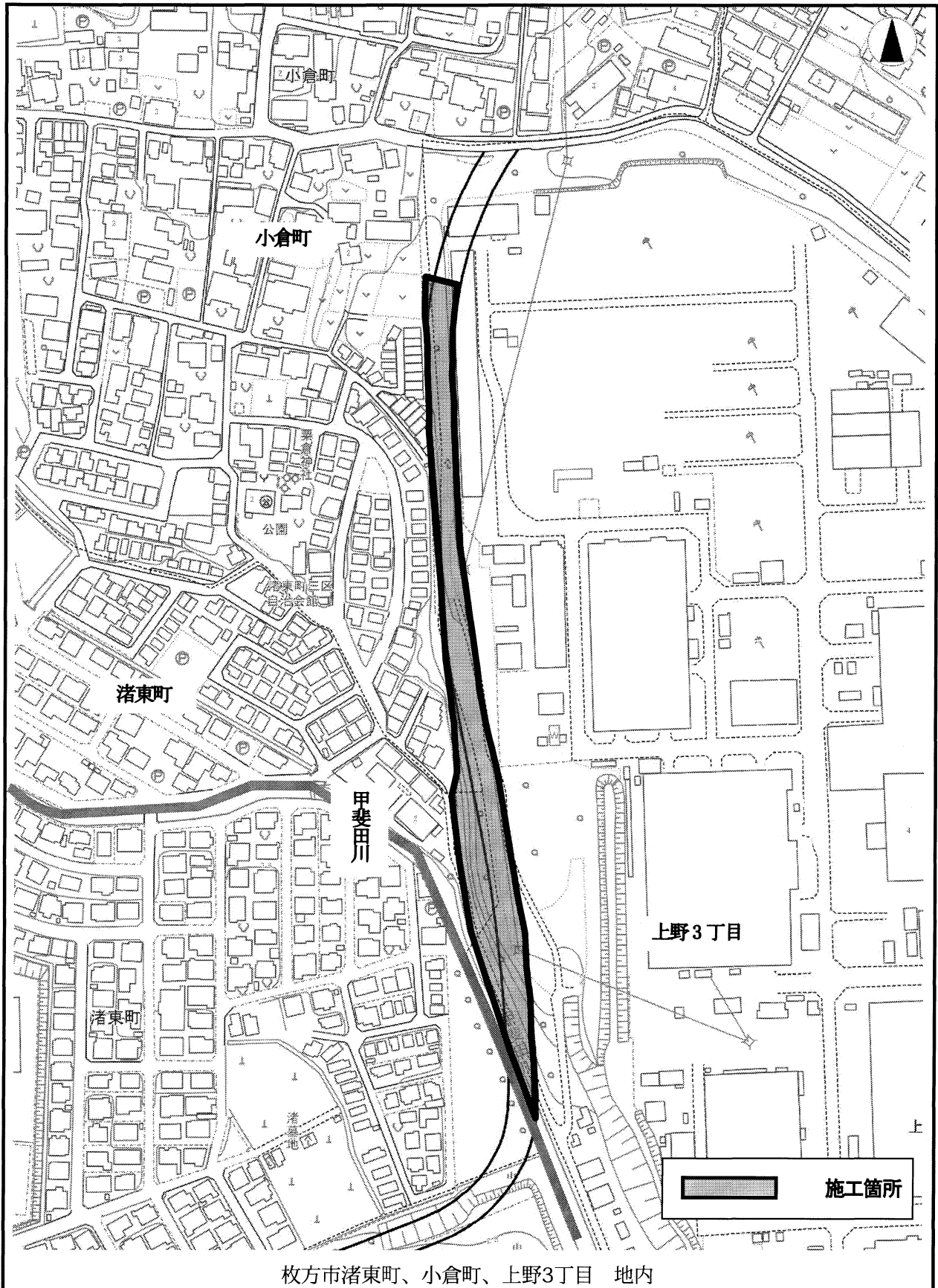
5. 工事概要 施工延長 L=425.5m
道路土工一式、擁壁工一式、舗装工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、防護柵工一式、階段工一式、構造物撤去工一式、仮設工一式

6. 変更理由 一部区域において掘削土から汚染物質が検出されたことによる汚染土としての処分、想定より生長繁茂していた支障木の処分、鋼矢板を打設する箇所の地盤が想定より強固であったことによる工法の変更を行ったことから、契約金額を変更するものです。

また、汚染土の検出に際し、手続きに時間を要したことから工期を変更するものです。

工事場所位置図

工事件名 御殿山小倉線道路整備工事(3工区)その2



議案第48号

長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）請負変更契約締結について

次のとおり長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）請負変更契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市牧野本町1丁目1番60号
株式会社アキエンタープライズ
代表取締役 中野 彰
3. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）
4. 施工場所 枚方市杉北町1丁目、長尾東町3丁目 地内
5. 変更内容

契 約 金 額	
変 更 前	金 160,911,300円
変 更 後	金 176,416,900円
工 期	
変 更 前	令和 4年 6月 24日から 令和 5年 11月 30日まで
変 更 後	令和 4年 6月 24日から 令和 6年 1月 12日まで

工事概要書（変更）

1. 工事名 長尾杉線（杉工区）道路整備工事（その4）

2. 施工場所 枚方市杉北町1丁目、長尾東町3丁目 地内

3. 契約金額

変更前	金	160,911,300円
変更後	金	176,416,900円
増額	金	15,505,600円

4. 工期

変更前	令和4年6月24日から 令和5年11月30日まで
変更後	令和4年6月24日から 令和6年1月12日まで

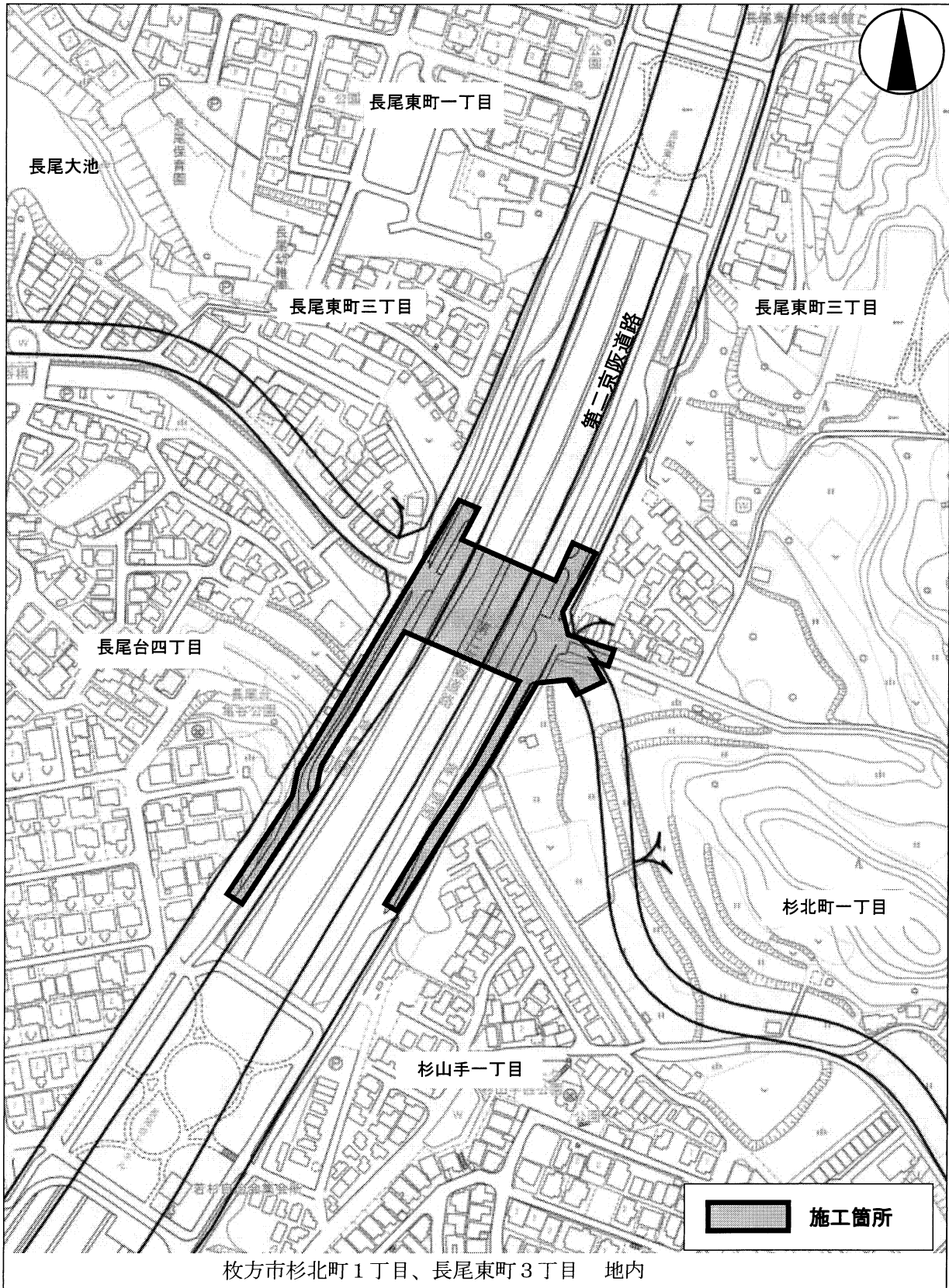
5. 工事概要 施工延長 L=103.6m
 道路土工一式、法面工一式、擁壁工一式、カルバート工一式、排水構造物工一式、縁石工一式、防護柵工一式、舗装工一式、道路付属施設工一式、区画線工一式、標識工一式、照明工一式、構造物撤去工一式、仮設工一式

6. 変更理由 土質を詳細に把握する必要が生じたことによる試験方法の変更、鋼矢板を打設する箇所地盤が想定より強固であったことによる工法の変更、地中存置物の撤去及びこれに伴う土留支保工の範囲の増加、既存道路との接続部間口拡大のためのボックスカルバートの延長を行ったことから、契約金額を変更するものです。

また、工事の影響が考えられる家屋の事前調査、延長に係るボックスカルバートの製造に時間を要したことから、工期を変更するものです。

工事場所位置図

工事件名：長尾杉線(杉工区)道路整備工事(その4)



財産（消防団ポンプ車両）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 取得物件 消防団ポンプ車両 3台
2. 契約先 大阪府茨木市永代町4番105号
木内ポンプ株式会社
代表取締役社長 木内 利幸
3. 取得金額 金 23,034,000 円
4. 用途 枚方市消防団の火災対応業務に使用
5. 目的 円滑な消防活動と安全性の向上を図るため。
6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

制限付き一般競争入札(物品希望型) 執行調書

件名	消防団ポンプ車両購入				
落札者名	木内ポンプ（株）				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金 23,034,000 円		（ 金 2,094,000 円 ）		
納入期限	令和 6年 3月31日				
公表日	令和 5年 7月20日		入札日	令和 5年 8月10日 11時0分	
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	木内ポンプ（株）	20,940,000			落札
	中央商工（株）	21,150,000			
	小川ポンプ工業（株）	21,600,000			

① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
 ② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

議案第50号

令和4年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1, 312, 725, 149円 |
| 2. 処 分 内 容 | 建設改良積立金に676, 397, 679円を積立
その他積立金に636, 327, 470円を積立 |

議案第51号

令和4年度大阪府枚方市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度大阪府枚方市病院事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1. 未処分利益剰余金 | 3,610,294,629円 |
| 2. 処 分 内 容 | 建設改良積立金に1,500,000,000円を積立 |

議案第52号

令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月22日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1, 820, 712, 719円 |
| 2. 処 分 内 容 | 資本金に1, 686, 972, 607円を組み入れ
減債積立金に133, 740, 112円を積立 |